

第百二十八回  
国会

# 参議院政治改革に関する特別委員会会議録第九号

平成六年一月十日(月曜日)  
午前十時二分開会

委員の異動

一月七日

辞任

片山虎之助君  
服部三男雄君  
志苦 裕君  
庄司 中君  
渡辺 四郎君  
統 訓弘君

補欠選任

星野 朋市君  
宮崎 秀樹君  
前畑 幸子君  
岩本 久人君  
三石 久江君  
風間 昶君

一月十日

辞任

糸久八重子君  
橋本 敦君

補欠選任

会田 長栄君  
立木 洋君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

本岡 昭次君

下稻葉耕吉君  
関根 則之君  
松浦 功君  
一井 淳治君  
上野 雄文君  
白浜 一良君  
平野 貞夫君  
吉田 久之君  
吉川 春子君

委員

岡 利定君  
鎌田 要人君  
久世 公麿君  
坂野 重信君  
清水 達雄君

衆議院議員

修正案提出者  
修正案提出者  
修正案提出者

堀込 征雄君  
前田 武志君  
築瀬 進君

内閣総理大臣

細川 護熙君

外務大臣

羽田 孜君

法務大臣

三ヶ月 章君

大蔵大臣

藤井 裕久君

厚生大臣

大内 啓伍君

運輸大臣

伊藤 茂君

自治大臣

佐藤 観樹君

政府委員

内閣法制局長官  
内閣法制局第三部長  
警察庁刑事局長  
総務庁行政管理局長  
経済企画庁調整局長  
法務省刑事局長  
大蔵省主計局長  
大蔵省主計局次長  
大蔵省主計局局長  
国税庁次長  
厚生省社会・援護局長  
運輸大臣官房長  
自治大臣官房審議官  
自治省行政局長  
自治省税務局長

武村 正義君  
石田幸四郎君  
久保田真苗君  
江田 五月君  
山花 貞夫君  
大出 峻郎君  
阪田 雅裕君  
垣見 隆君  
八木 俊道君  
小林 惇君  
則定 衛君  
竹島 一彦君  
小川 是君  
三浦 正顯君  
土井 豊君  
黒野 匡彦君  
谷合 靖夫君  
佐野 徹治君  
滝 実君  
佐藤 勝君

事務局側

常任委員会専門員

佐藤 勝君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)  
○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)  
○公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)  
○政治資金規正法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)  
○公聴会開会承認要求に関する件

○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開会いたします。  
公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び政党助成法案(閣法第四号)(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)(いずれも橋本敦君発議)、以上六案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。  
○鈴木貞敏君 山形地方区選出の鈴木でござい

ます。私は、きょうは、年末年初にかけまして県でそれぞれの方とお会いし、地元の要望といいますか、そういったものを中心にしましてお伺いしたいと思

います。政治改革特別委員会でございますが、何とい

地方の人とそれだけ会いますと、実はきのうおとといと会ったわけですが、政治改革よりも何と云っても景気を何とかしてくれという声が非常に強いわけでございます。

昨年末の補正予算の審議、そしてまた予算を編成しないままついに年を越した。何かこの正月は、一年の計は元旦にありということでございますが、新しい日記を開いても、それぞれ国民にも、ことはこうやるんだぞというふうな何か意気込みといえますか、希望というか、夢というか、そういったものが浮かんでこない、そんな中途半端な心境じゃないでしょうか。

六日のアヤメ十日の菊というふうなことを昔から私も聞いてまいりましたが、何と云っても景気あるいは国民生活の確保というふうな面が政治の要諦であるという面からすれば、やはり昨年中に予算を編成して、新しい年に臨んで国民にやる気、夢というものを与えるべきじゃなかったかというところを、いろいろ話しながらそういうことをつくづく感じていた一人でございます。

そういう面では、新聞にも予算編成のスケジュールの問題、あるいは経済見通し、財政、税制改革、あるいは地方財政計画云々というふうなことで連日いろいろの記事が出ているわけでございますけれども、この期に至って、ひとつそういう今の段階での平成六年度の予算編成のスケジュール、あるいはそこにおきます政府としての重点、大蔵大臣としての腹構え、そういったものをまずお伺いしたいと思うわけでございます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま鈴木委員御指摘のとおり、私は、経済というものは国民生活そのものであり、政治における極めて重要な分野と申しますが、観点だと思っております。したがって、今の経済の情勢というものは予断を許さない状況にある、これはもう事実でございます。実は昨年の十二月十七日に総理から、こういう非常に難しい経済の中で経済対策をさらに策定すべきであるという御指示がございま

した。そういう中で、今月中旬をめどにいたしまして、これは私のところと申しますより経済企画庁が中心になって経済対策をまとめつつあるわけでございますが、この中に第三次補正予算は当然含めるという形で今まとめられつつあるというふうな承知をいたしておるわけでありまして、とにかくやはこの平成五年度予算の執行、そして二回にわたる補正を通じて、いわゆる財政を通じての総需要政策というのを下支えしてきたわけでありまして、さらに三次補正によってこの財政を通ずる下支え政策をやっている、こういうことだろうと思ひます。

同時に、平成六年度予算というのはそういう三次補正予算の編成に続いて当然取りかかってまいっているわけでありまして、御承知のように、本予算といふものは国民生活全部のバランスをとりながらやるわけでありまして、景気だけではないこともこれ事実だと思ひます。福祉のあり方だとか教育のあり方だとか防衛だとか、そういうものを全部を通じてバランスをとって資金配分をしていくのが私は本予算の財政だろと思ひます。

で、そこらについては、まず今の当面の景気というものに重点を置いて、第三次補正を編成して、その後に編成に取りかかっている、総合的な状況を見ながら取りかかっている、こういうことであり、決しておくらせていいというふうな認識を持っていないことだけは、申し上げて、御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴木貞敏君 私の国元の状況でも、昨年は冷害、凶作、そういうことで、雪国でございますので冬はまたひどい暗いといひますが、そういう寒気が漂うわけでございますが、都市のいろいろの景気の状態と比べて、私も昨年の印象としては若干ずれがあるなど、やはり都会よりも我が国元の方が若干景気の危機感というかそういうものは少し薄らいじやないか、昨年の前半あたりはそんな印象でございましたが、後半の冷害、凶作等を含めまして大変そういう意味の深刻さというものが増してきたというふうな状況でございます

して、税金なんか十数年ぶりで山形はほとんど落ち込んできた、そしてまた工場製品の出荷、これもダウンしておるというふうないろいろのことが、あるいはまた下請関係が大変切られて苦境にあえいでいるというふうな話を人ごとに聞くわけでございます。

そういう意味で、この予算というのは、政府自体は大臣の言われたように、やれば痛くはないよ、うな言葉でもございませうけれども、地方にとつては、何と云っても国の予算がでなければならぬ、ちもさつちもない、これからどう進むのか、どうやるのか、そういうめども立たないわけでございます。まして、そういう意味で、一刻も早くひとつ総予算をつくらせていただいてその概要を明らかにして、地方にやる気を起こさせる、地方分権時代にふさわしい気概を持たせるようにお願いいたしたいわけでございます。

そういう意味で、再度そういう面での覚悟をひとつお伺ひしたいわけでございます。

○国務大臣(藤井裕久君) 今の繰り返しになりますけれども、やはり経済の問題、全国的に非常に大きな問題だと思ひます。今そういう認識に立つて経済対策等々取り組んでいるわけでありまして、第三次補正はとにかくその経済対策の中で取り上げやっております。同時に、本予算につきましても、今、自治大臣も見えておりますが、地方財政の問題等もなるだけ早くこの全貌を示していくべきであるというふうに佐藤自治大臣からもよくお話を承っておりますので、今後いろいろ相談しながら平成六年度予算編成の中で地方財政問題についても取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木貞敏君 また、その中でいろいろ話題になつておりますのは増税、減税、いわゆる所得税減税等の問題でございませうけれども、大臣はこの委員会でも、いわゆる財源の問題では垂れ流れ国債といひますが、それはもう避けるべきだということ強く訴えられてるのを聞いてるわけでございますけれども、所得税減税並びにその財

源問題、一体論その他を含めていろいろの論議があるようにございませうけれども、その辺は大蔵大臣として所得税減税とそれに対する財源問題をどうお考えか、これをひとつお伺ひさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(藤井裕久君) 今の総需要政策の中でいろいろな公共投資あるいは政策減税等々既にやっておりますわけでありまして、その一つとして国民消費という面に向けた減税政策というものも当然論議になるのは私もよく理解できるところで、現在御承知のように政府・与党を通じましての経済問題協議会等々について御議論をいただいているところでございます。

私どももいたしましては、この減税問題は、税制調査会はやや中期的な話ではありますけれども、やはり一体として所得課税の軽減と消費課税の充実というものを考えていく、そして平成六年度予算編成においてもそういうことを頭に置きながら物事を考えるようにという御指摘をいただいております。私はそのことは正しいことだと考えております。

いわゆる垂れ流しということを私がいつも申すのでございませうが、私は未来に対して経済体質の根幹を崩すようなことがあってはならないということだけはどうしても申し上げなければならぬと思ひます。そういう意味におきまして、今、経済問題協議会において、これらの減税問題と資産課税の問題等々を含めて総合的に御議論をいただいているところであります。

○鈴木貞敏君 自治大臣にお伺ひしたいわけでございますが、藤井大蔵大臣が触れられた地方財政問題でございませう。これも人に会うごとに地方財源の充実という点について、市町村長はもとよりでございますが、議員の方その他を含めて話に出るわけでございます。

地方都市でもいろいろの問題を抱えておる。高齢化社会を控え、あるいは地方単独事業の問題を控え、何とかひとつ明るい地方を築き上げるといふことで努力しているんだが、その際、何といっ

ても財源、地方財政の充実、こういった点をひとつづつお願いしたい。そういう中では、一部、地方消費税へ現行の消費課税をひとつ組み入れてもらいたいというふうな具体的な項目も聞くわけでございますけれども、この委員会でもこれからの地方財政への取り組みのスケジュールのお話もございましたが、地方を代表する自治大臣として、改めてひとつこういった地方財政計画についてのこれからのスケジュール及びその重点、そういった面をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作) 先生御指摘のように、地方財政というのは車の両輪と言つてきておりますが、平成五年度の当初で見ますと、国が七十二兆、地方自治体三千三百で七十六兆の地方財政計画ということで、どちらかというと地方自治体の方が多くなつてきております。

公共事業でも実際には国からの補助金等もあつて四分の三が地方でやつていふことから申しますと、景気問題、あるいは地域経済、地域社会を支えるという意味におきましては、地方財政、地方公共団体の果たす役割というのは大変大きくなつてきていると私も十二分に認識をし、したがって先生今冒頭御質問がございましたように、大蔵大臣から今言つたようなこともございまして予算自体は越年になっておりますけれども、しかし、地方自治体は一月末から二月初めにかけては大抵知事査定なり、二月、三月の議会もあるわけでありまして、そこに迷惑をかけないよう、税制改正大綱、それから地方財政計画の方針、これがあれば、大体ベテランの方でございますから大方わかるわけでございますので、これは遅くも一月末がぎりぎりですというのをいつも私は声を大にして閣僚会議の中でも申し上げ、また、大蔵大臣の御理解もいただいていると私は思つてゐるわけでございます。

そういう中で、何といひましても地方税の仕組みの中で最大の問題は、国は消費税がございまして間接税三割、直接税七割、こういう割合になつていますが、地方自治体は一割が間接税、九

割が直接税ということでございますから国以上に景気の波をかぶるところが大変大きいわけでございます。したがって、そういった意味で、税額という総量ももちろん大事でございますが、税構造自体を安定的なものにしていく。今、委員御指摘のように、これからは福祉という問題はもつと地域できめ細かくということになつてまいりますし、高齢化に向かつてそのための福祉施設や公共施設というのが非常に重要になつてまいりますから、なるがゆゑに安定的な財源を確保するということが非常に重要だと思つておるわけでございます。

税制調査会の中にもあるいは地方公共団体の首長さんの方からも、地方消費税という声が随分出てきております。そういった中で、これは税調の答申にもございまして、消費税そのものについていろいろな議論がございまして、つまり、使ひ道をどうするかとか、逆進性をどうするかとか、不公平税制はどうなつてゐるか、益税の問題をどうするか、そういった問題をいろいろと議論する中であわせてこの地方消費税というものも検討していこうということになつておりますので、そのことと自身が時間的にどういう時間差というものができてくるのかまだ定かではございませんが、いずれにしろ大事なことは、私どもの気持ちからいへば地方にとりまして国以上に安定的な独自財源ということがこれから地方分権の中でもますます必要になつてくるんじゃないか、こういう視点を持つて今日までも取り組んでまいりましたが、これからは非常に重要な時期に來ていふというふうには私は認識をしておるところでございます。

○鈴木貞敏 予算、そういった財源の問題等をお伺ひしたわけでございますが、当初申しましたように、六日のアヤマ十日の菊なんというところをやつてもその効果といひますかステイミューレーションというか、そういったものは極めて効果の薄いものになる。一日過ぎただけでアヤマな

り菊の価値というものはもうゼロに等しくなるといふふうな例えだと思つたわけでございますが、そういう意味で、そういった景気浮揚につきましてこれからの御尽力、その辺の予算編成、一日も早くやつていただきたいということを大蔵大臣に重ねてひとつお願いして、この点は終わらせていただきます。

さらに、実は私、きのうも会合でいろいろ話しますと、この選挙制度改革に対する熱意が、やっぱり山形県等でも七名から三名に減る、小選挙区になりますと半数以下に減る、比例区が二名といふふうなそういうことでございまして、せっかく改正されるのに我が県の代表者が半分以下に減つちゃう、全国単位の比例ということではこれは我々どうも顔がなじみのないような選挙になるんじゃないかということを含めまして、専ら景気の問題で予算、政治改革については大変さめた目で見ておるといふことを実は痛感いたしましたわけでございます。

そういう中で、過疎的な要素を抱える山形県等でも、かねて定数の配分についてはひとつできるだけ減らないようにしてくれたいことは長い期間いろいろ聞いてまいりました。そのために面積を考慮してくれとか、投票率が非常に山形では高いわけでございまして、そういう投票率、こういったものを勘案してできるだけひとつ定数の減らぬような工夫をしてくれと。しかし、一面において、憲法の原理である投票価値、一票の価値というものは厳然としてこれはあるわけでございまして、それにもかかわらず、やはり何としてでも議員の数を減らしたくないという、政治に対する信頼といひますか、がそれだけ非常に厚いと思うわけでございまして、そういう要望を受けてきたわけでございます。

そして今回も、政府案によりましてそれぞれ定数等があるわけでございますが、何としても小選挙区制を三百にしてくれたいといふふうなこと、そしてまた比例区を県単位にしてくれたい、こういうふうな要望、意見、こういったものを強く受け

てきたわけでございますが、その点につきまして山花大臣にお伺ひしたいわけでございますが、小選挙区の定数を私が非常に真摯な要求として受けとる、とにかく三百にしてくれたいといふふうな、そういう点につきましてのお考えはいかがでございますか。

○国務大臣(山花貞夫) 今御指摘のとおり、定数の問題、とりわけ地方の定数の問題につきましては、選挙制度全般について議論をする以前から定数の格差は正においても大きなテーマとなつておつたところと承知をしております。

一極集中と過疎過密の問題は、定数は正についての当初から、過疎過密について配慮をしなければいけない、こういうテーマが一方に強い中で、しかし御指摘のとおり一票の格差をどう解消するかということが政治改革のいわばスタートにあつたテーマでもございました。という経過を踏まえたが、今回、定数だけを取り上げておつたのでは決して国民の皆さんの納得いく政治改革にはならない、政治腐敗の問題もまさに政治改革の原点にあるといふところから、四法一体で法案を提出させていただいたところでございまして、その際、全体として小選挙区、比例部分の割合につきましては、政府としては二百五十、二百五十といふものを原案として、これをベストとしてお願いしたところでございます。

しかし、その後、長い議論の経過を経まして、とりわけ衆議院における与野党の話合いの経過等も踏まえ、今二百二十六と二百七十四、こういう数字に決まつたわけでございまして、これはこれとして政府としては議院における御議論ということで尊重して、その上で今回は四法案を参議院にお願いしてゐるところでございます。

御指摘のとおり、地方のといふことでは、まず一人を各県に配分するといふことによつて配慮を行つたといふことから、これはこれからの定数一対二といふことについていろいろ厳しい条件にもなると思ひますけれども、そこまでの配慮も行つていふところでございまして、そうした意味

におきましてはぜひ提案について御理解をいただきたい、このように考えているところでございます。

○鈴木貞敏君 今の小選挙区制の数を三百にとにかく近づけていただきたいという点につきまして、は後でまた触れたいと思いますが、二院制の原理といえますか、そういう面からこれはやはり小選挙区制を多くすべきであるというのが私の考えでございます。そういう点でできるだけ今の二百七十四よりさらにふやしていただきたいという点を強く要望したいわけでございます。

もう一つ、それぞれ意見として、比例区は県単位にしたいという強い意見でございますが、けれども、地方から見ればこの県単位の方が、我々の地域代表である、我々の代表である、いわゆる顔の見える選挙といえますか、そういったものに非常に鮮明になるわけでございます。やはり全国単位のもので、どうしても選挙民としては距離が遠い、顔の见えない選挙になるということでございまして、その点について、比例区を県単位にする点についてのお考えはいかがでございますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 県単位の問題につきましても、全国一本が県単位か、あるいはその他の形があるかということについては、これまでかなり八次審を含めて議論をされてきた経過がございました。

ただ、メリット、デメリットということで考えてみると、県単位ということにすれば定数二つという県が二十を超えるということだと、よく二%、三%ということで問題となっている部分についても、そこでは足切りが三%、現実にはもう少しと低くなると思いますけれども、ということにもなってくることも含め、少数意見尊重、民意の反映ということから考えると、やっぱり比例全国一本の方がよろしいのではなからうか。こういう観点から今回小選挙区部分のほか比例二百二十六につきましては全国の比例代表ということにしたところでございまして、双方を比較

した上でどちらがということの中から、民意反映という部分についてはやっぱり全国単位でという結論を出して衆議院段階でも決めていただいたところでございまして。

県単位ということにつきましては、御主張があることについてはこれまでも十分伺ってまいりましたけれども、結論的には今回のような政治判断についてぜひ御理解をいただきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○鈴木貞敏君 それに関連しまして、比例区の単位を県にしたいというふうな地元の強い意見に関連しまして、一月四日の毎日新聞でございまして、政党得票の集計は全国単位でやって、そして当選者は県単位にする、こういう記事が載っております。いろいろこれは工夫して、急激にこういう考えが浮上したというふうな記事が載っているわけでございますが、私もこれも一つの、やはりそれぞれの県の要望を入れるためには大変一考に値するあれかなというところで読ませていただいたわけでございます。

この集計は全国単位、しかし当選者は県単位というこの毎日新聞の記事についての山花大臣及び佐藤大臣のお考え、そしてこれをいかに評価するか、そういう点をひとつお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 私もその新聞を見まして、何か「急浮上」と書いてあったものですが、大変、どうなっているかと思つたわけですが、この提案自体については私自身もかつて勉強したことがありました。

と申しますのは、まだこの前の段階、というのは前回の政府案提出前後、一体どのような選挙制度かということで、対立点は当時の与党、野党におきまして単純小選挙区と併用制ということだったわけですが、その際歩み寄りできないかということでもさまざま検討された中の一つの案であったというように私は承知をしているところでございます。

野党側、特に当時の社会党におきましては、こ

うした中身の提案についても十分検討した中でなお幾つかの問題点があるということで連用制に踏み切ったというのが経過でございます。連用制をとる以前においても、この提案につきまして、有力な学者の提案でもありまた各方面で議論されたことについては承知をしているところでございます。

ただ、当時の議論におきましては、今回のように比例と小選挙区の並立にしてこの案でということではなかったわけでありまして、全体、例えば五百から五百という単位で、こうして集計は全国で、また当選については都道府県でということにいたしましたところでございますけれども、幾つかの難点と申しますように、まあ大変わかりにくいということもありますけれども、今回その提案で具体的にやってみますと、全く与党、野党を含めてゼロという県が三つほどできると私は記憶しておるわけですが、それとせつかく県別にしたんだけれども、与党、野党も含めて全く一人も出ることができない、こういう県も実は出てくるわけでございます。

そういうところなどを考えますと、やっぱり今直ちにそれが名案だということにはなりにくいものではなからうか。一つの提案としてはありますけれども、やはり今回四法に出している仕組みの方がはるかに国民の皆さんにわかりやすいし、またその意味におきましてはその案よりはすぐれているのではなからうか、こういうふうに考えているところでございます。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 比例の単位を全国でやるべきという意見と県でやるべきという意見の折衷案という考え方で考えられたと思うのであります。私たちが、今、山花さんが言われましたように直接タッチしていないので、いわばこういうものを研究してきた者の一人ということでお答えをさせていただきますのでありますけれども、御承知のように、ドイツの併用案というのが各ラントごとの名簿ということであって、集計は全国でやり、そしてその州の得票数によって得票議

席が決まり、そしてそのラントの名簿で当選者が出てくるというやり方ですから、その意味では、ある意味では考え方としてわかるところでございます。

ただ、今、先生言われますように、少数県配慮という面からいいますと、山花大臣からもお話しございましたように、人口六十万人台、七十万人台、八十万万人台のところと申しますと、しよせん大きな中ではとてもなかなか議席が回ってこないという現実問題がございます。それから、じゃ都道府県で名簿を出していい政党をどう取り扱うべきかということもございまして、それから、その県にとりましてそうやって分けられた議席数というのは結果として出てくるので、比例代表の議席の定数というのは県別に決まっているわけじゃないものですか、そういう意味で、議席の定数が決まらないう意味で有権者にはわかりにくい、これをやろうと思うとせめて最低四十七人の候補者は各県ごとに立てなきゃいかぬという問題も出てまいります。

いずれにしても、いろいろこう考えてまいりますと、その名簿というのを拘束名簿にするのかとか、あるいは候補者数の要件をどうするかとか、一体阻止事項をどうするかとか、選挙運動の方法をどうするかとか、いろいろな基本的なことをかなり議論しませんがこれはなかなか成り立たない。そうしますと、かなり時間のない中で各党間の合意を得るのは難しい問題をたくさん含んでいるというのが選挙制度を扱う者の研究の成果、評価ではなくて成果と言っているのではないかと申すわけでございます。

○鈴木貞敏君 お伺いしましたが、地方の声として、私もその一人として、何とか県の代表である国会議員が減らないようにということとを本当にあれやこれやと思っているわけでございまして、そういう意味で、この記事もやはり県単位での当選者ということについては非常に興味のある、関心が持てるということでの御質疑をしたわけでございます。

今、全国比例という政府案に対して、ブロック制とか県単位とかいうものを含めて、いわゆる骨格部分の一つの問題としていろいろテーマに上っているわけでございますけれども、そういう全国それぞれの過疎的な県を含めた熾烈なる、減らないようにと非常に熱望しておる、そういう線にどうか近づけるべく、私もこの県単位、県を減らさないような線で関係大臣の格段のこれからのひとつ御配慮をお願いしたいわけでございます。

話題を変えますけれども、両院制度という制度のもとにおきまして、私も何回か衆議院の国会議員と一緒にある会合に出ますと、私は参議院であるにかかわらず、鈴木貞敏代議士を御紹介いたしますと、いわゆる代議士ということで紹介されたことが幾たびあるでしょうか。それほど選挙民は、それは相当政治が好きで人あるいは政治に関心を持っている人でも、青年部、そういった若い人はやはり地方区選出の私を代議士という呼び名で紹介する。私はそれを一つ一つ否定いたしませんで、後で実はこういうなんだよというふうなことで話したこともあるわけでございますが、その代議士として御紹介のままにあいさつをしたりなんかしたケースが何回あるわけでございます。

国民の意識として、やはり今の両院制度でこの代議士という呼称、これはやっぱり我々国民が選んだのはみんな代議士なんだと、率直に言えばそういう感覚じゃないでしょうか。したがって、それは私は代議士と紹介されても決して間違いない、こういうふうな感じなんでございましてけれども、旧憲法時代、貴族院があった時代の代議士であろうと思いますが、その名前が今もって代議士会とかいうものを含めて、とにかく国会の中で優位性を持っている衆議院議員であるというのが代議士なんだというふうな名称がずっと踏襲されて使われておるといふこと、これは非常につまらぬ末梢的な問題だと言えませんが、やはりこの二院制の位置づけ、そういった面から考えて、しかも今大改革をしようということで、私は今度の衆議院が参議院の衆議院になるんじゃない

か、むしろ参議院の方が代議士にふさわしくなるんじゃないかというふうなそんな感じもちょっと持つわけでございますが、この代議士という呼称についてどういふお感じを持っているか、両大臣ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄蔵) 定まった説があるわけではございませんが、今の先生の質問の中にも答えは入っているような気がするものであります。明治憲法下で、貴族院の場合には皇族、華族、勅選議員ということで、直接国民に選ばれた方ではない方が議員になっておった。それに対して衆議院の方は直接選挙によったというところで分けられた名称が明治当初以来代議士という言葉だったと私は理解しているわけであります。

ただ、御承知のように、今の憲法におきましては衆参議院とも全国民を代表する選挙された議員でということになっていくわけでございまして、そういう意味では代議士あるいは国会議員という区別は余り一般論として意味がないのではないでしようか。両方とも全国民を代表する議員に位置づけられておるわけでありますから、その意味では、ただ衆議院と参議院の機能的な憲法上の優位性の問題についてはありますけれども、呼称上代議士イコール衆議院議員が上というふうな、その背後にある予算とか条約とかの機能的な問題からくるものかもしれませんが、意味はそういうことで、貴族院からの前身を持っていたのは参議院だから、そこでは直接国民に選挙された議員でないということからそういう呼称になっているんだというふうな理解をしております。

○鈴木貞敏君 まさに俗称であり法律には代議士という言葉がないわけでございましてで慣習として使っているというところでございまして、その中に、何か旧憲法の殻を引きずっているというふうなそういう感じも受けるわけでございまして。その面に関連してございしますが、五十九条の問題等もいろいろ出たわけでございしますが、これも、衆議院に各種の優越性といえますか、が認められておる。この点につきまして、一体衆議院に

優越性が認められた根拠というのは何であろうか。その理由は何であろうか。別に私は憲法論を言うあれは全然ございせん、いわば非常に素人的な常識的なことで何だろうということも考えるわけでございしますが、その点、山花大臣、佐藤大臣、いかがでございましょうか。御見解を伺わさせていただきます。

○国務大臣(山花貞夫) 御指摘のとおり、法律案の議決から始まりまして予算の承認、そして条約、内閣総理大臣の指名等々、あるいは権限事項としても予算あるいは内閣不信任決議案審議の優位性というものが憲法上認められているわけでありますけれども、今御指摘のその理由はということになりますと、やっぱり解散権の問題ではなからうかと思っております。

先ほど来議論されておりますとおり、全国民を代表する選挙された議員、参議院の場合には任期が六年、解散がない。衆議院の場合には、その時折の政治課題などにも関連いたしまして解散があり得る、いわば流動的な民意というものをストレートに反映するきっかけというものを保持しているという意味におきましては、そのときどきの政治判断というものを優先させるといふそうした立場にあるわけであります。この解散権の有無というものが一番大きな理由ではなからうか、こういうふうに思っています。解散権は流動的な民意を反映させる、そうした機能を持っているということに着眼しての憲法上の体制ではなからうか、こういうふうに理解をしているところでございします。

○国務大臣(佐藤栄蔵) 今、山花大臣が言われましたことに尽きるとは思いますが、議員の任期が参議院の方が長いということもございまして、そういう意味で二院制のもとにおいてどちらかを優位に置くということはある意味では自己矛盾ではあります。一方では、決まらないうときには国家の意思を決めなきゃならぬというのでどちらかに優位性を持たせているということであるわけであります。

イギリス議會を大分見習った点が日本の議會の場合にあるものですから、そういう意味で、衆議院を優位にした方が民主政治の徹底に望ましいこと、あるいは国会の意思形成が容易になること、議院内閣制のもとにおける内閣のあり方が単純になり、行動に迷いのおそれが生ずるときには解散という手があり、内閣の立場が強化されるというふうなことで、衆議院の方を憲法体制の中で優位に置いたというふうに今日まで理解をされているものと承知をしております。

○鈴木貞敏君 おっしゃるとおり、私も、解散、これが一番大きな要素かな、そしてまたそれを受けた衆議院の現在の制度が一つの大きなあれかなと私なりに実は考えるわけでございしますけれども、そうであれば、やはり解散をして直接民意を問う、こういう一つの手段、それはまさに候補者と有権者との間の密接なる関連というものにおいて、その投票結果に基づいて選ばれた候補者が衆議院を構成する、そういう意味で一つの根拠を与えられているのかなと私なりに理解するわけでございします。

それだけに、今回の政府案の改正におきまして、先ほど小選挙区三百と申しましたけれども、二百五十、二百五十、それが若干変更したということにやなくて、やはり小選挙区、有権者が直接選ぶという顔の見える選挙、そこにやっぱりおのずから重点を置かなければこの憲法原理に外れるんじゃないかということに私は感ずるわけでございします。これはやはり比例と両方、こっちは少数をあれするといふ、そういうバランスのあれじゃなくて、やはり小選挙区を主体にしてやること、衆議院というものの優位性が認められている、その原理を貫く一つの大きな筋じゃないか、こういうふうな考えを持っていますので、その点を含めて御配慮願いたい。

時間があれてございしますのではしりますけれども、私は今回の政府案を見て、非常に浅い勉強でございしますが、何といひしてもやはり大きな二つの欠陥があると、それは衆議院の自己完結型

の考えであるということ、したがって二院制である参議院の選挙制度というものを極めて軽視しており、あるいは考えが非常に浅いということ。そしてまたもう一つは、やはり地方政治というものについて軽視をしておるといふか、あるいはそれを温かく見守って考えていない。この二つが私は今回の政府案の大きな問題点じゃなかろうかというふうな一つの問題意識を持つわけでございます。

そういう面についていろいろ伺いたいわけでございますが、私も戸別訪問とかポスターの問題とかいろいろ触れたいと思いますので、もう質問をはしりますけれども、もう日程も非常に限られておるといふふうな中で、公聴会の日付をどうこうするといふふうなことも一つ論議されているわけでございます。

この公聴会は国会法に基づきまして予算を初め重要法案については公聴会をやるんだということでございますが、何か公聴会の位置づけというのが法案を通すための単なるスケジュールの一端としてみなされておるといふことは大変残念なことでございます。衆議院の公聴会の際も、委員会が採決をするということが何か新聞に出た後に公聴会を開くといふふうなことで、ある公述人が、一体公聴会をどう思っておるんだ、我々を軽視しておるんじゃないかといふような発言があったようにも聞いているわけでございますが、本参議院のこの法案の審議に当たりまして、公聴会の位置づけ、これは私は極めて重要である、こういうふうな認識するわけでございます。

先ごろ四日間にわたり中央、地方の公聴会が行われたわけでございますが、これの概要といいますが、もうポイントだけで結構でございますが、何がその公聴会において最も問題になり、その中でやはり政府としてなるほどこれは取り上げるべきだといふ点でのポイントをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(佐藤観樹君) 公聴会の主なる概況につきましては、衆議院の方で十カ所で行われまし

た地方公聴会、それから中央公聴会の報告書が出ているわけでございますけれども、地方公聴会で共通して述べられました主な意見というのは、とにかく今国会で一括成立をすべきである、合意点を見出すべきであるということが一つであります。

それから、選挙制度につきましては、並立制の導入というものを是とするという意見であり、それから総定数と定数配分、比例代表選挙の区域及び投票の方法につきましては、賛否相半ばしたといふことが出ておまして、いずれにしましてもぜひとも与野党で合意点を見出すべきであるといふのが意見でありました。

それから、政治資金制度につきましては、企業・団体献金を全面的に禁止すべきだという意見と、五年間の期限つきで企業・団体献金を是認するという意見がありまして、特に、無所属の地方議員について、企業・団体献金が禁止をされることに伴いまして、政党助成の対象とならないため個人献金にのみ依拠せざるを得ないこともあって現実の政治活動に支障が生ずるといふ意見がかなり多くの者から強く述べられたところであります。

政党助成につきましては、政党助成そのものに慎重な対応が必要だという意見もありましたけれども、企業・団体献金の規則とも相まって政党助成制度の導入を是認する意見でございました。あとは、戸別訪問につきましては、これも意見賛否相半ばというところであります。

連座制の強化につきましては、おおむね適切であるといふふうな集約がされております。

したがって、御承知のように、きょうは衆議院の修正提案者はお見えではございませんけれども、政府の原案よりも小選挙区の定数をふやして小選挙区を二百七十四、比例代表を二百二十六というふうな修正をいたしましたことやら、政党交付金の総額を自民党案と同じように三百九億円、一人当たり二百五十円をお願いをするというふうに衆議院において修正をされたところでござ

います。

○鈴木貞敏君 公聴会の公述人あるいは陳述人というんですか、それぞれのグループからの推薦でございまして、そこで意見がまとまってこれとこれというのになかなかなりづらい、おのがじし、それぞれの立場での御意見といふことで大変いろいろの意見であらうと思いますが、私もさつと議事録等を読ませていただくと、地方のいわゆる無所属の議員等を含めたそういう者に対する手当て、これを一体どうするんだというふうな地方からの一つの声、あるいはまた定数の配分、そういうものが二院制の原理から見てもっと小選挙区に多くすべきじゃないかというふうなところ、そんなのが大きな核になっておるのかな、松浦理事からも質疑がそういう点であったわけでございますけれども、私もそんなで、さうと見たところでは受けたわけでございます。

今回、参議院の方で、中央・地方公聴会の日程が決まってやれば、そこでそれぞれの立場から十分ひとつ意見を吐いていただいて、やはり単にスケジュールの中での一環としてじゃなくて、それを本当に真剣に受けとめてこれから生かしていくようなそういう運営で公聴会をやっていた方がいいなと、こんなことをひとつまた一委員としてぜひお願いしたいわけでございます。そういう点で、それぞれ御相談を願いたいということをお願いしたいわけでございます。

次は、先ほどお話があった連座制の問題でございます。

現行法では連座の対象として総括主宰者、あるいは地域主宰者、出納責任者、あるいは親族といふようなことになっておるわけでございますが、今回新たに秘書という言葉で連座制の対象に加えられたわけでございます。

秘書といいますが、これは実際いろいろの秘書がおおらうと思うわけでございます。秘書の名前を使っておらなくても、秘書よりさらにその政治家、候補者にとつては大切な人がたくさんまたおらうと思ひますし、秘書といふものが加わったわ

けですが、何か定義が、親族といえどもはつきり、法案でもさうでございしますが、父母、配偶者、子供、兄弟、姉妹といふようなことでこの親族の範囲等ははつきりするわけでございますが、どうも秘書というだけでは、その実態、この連座制の対象になつても果たしてそれを問擬できるような格好でいけるのかどうかと。

連座制にする以上、この秘書といふものの位置づけ、さういったものをもっと明確にしないといふかぬのじゃないかなという考えでございますが、この点お伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤観樹君) これは一昨年の緊急改革のときにも先生今御指摘のような問題も随分出まして、したがって、今の政治活動、選挙活動、この中におきますいわゆる秘書といふものについての役割といふものを実態に合わせてひとつ考えるべきであるといふことで、今度の法案につきましてもかなり幅広くとらえておるわけでございます。

改正法の二百五十一条の二第一項第五号におきまして「公職の候補者等に使用される者で当該公職の候補者等の政治活動を補佐するものをいう」といふふうな定めでおるわけでございます。ここで言うところの「公職の候補者等に使用される者」といふのは、実態として公職の候補者等の指揮命令に従い職務に服する者を言ひまして、必ずしも当該の公職の候補者等と雇用関係といふものを持っていない。実態として実際に指揮命令に従って勤務に服することであり、したがって必ずしも賃金を支払われている者といふことに限っていない、要しないといふふうな解しております。

なお、同条の第二項におきましては「候補者等の秘書といふ名称を使用する者」、つまりそれは「秘書」といふ名称を使用する者又はこれに類似する名称を使用する者について、これは例えば後援会等の実質上事務局長といふことになつていて秘書といふ名称を使っていないかもしれないけれども、委員今御指摘のように、秘書以上に実態的に

候補者等の政治活動を補佐しているというよう  
な者をイメージしておるわけでございますけれども、  
「当該公職の候補者等がこれらの名称の使用  
を承諾し又は容認している場合には」というこ  
とは、私なら私が実態的に秘書という、その相手  
の人が使っていないことも事実上そういう仕事を  
やっている、政治活動を補佐し指揮命令に従って  
服務しているというようなことをだれも文句は言  
わない、それから候補者等も本人も言わないとい  
うように承諾しまたは容認している場合には当該  
名称を使用する者はいわば秘書と推定するとい  
うことになっておりますから、実際の事件の場合に  
は、こういう概念で行動し、買収、供応等をした  
場合には連座制が働くということで、現状の政治  
活動や選挙活動の実態をよく見て我々としては法  
案に十分盛り込んで、これによって連座制の実効  
というものは極めて期せるといふふうに考えたく  
でございます。

○鈴木貞敏君 今、大臣のおっしゃった二百五十  
一の二第一項第五号ですか、あるいは今の二百五  
十一條の二第二項の推定規定、いろいろあるよう  
でございますけれども、しかしこれで果たしてど  
うなんだろうなという私は疑念がございます。

選挙になれば恐らくこれはもう臨時の秘書的な  
活動をする人がそれぞれの地域にたくさん出る、  
選挙にならなくても通常何十名いるとかなんと  
かいうことで、候補者によってその数はそれぞれ違  
う。そしてまた、こういう規定ができましたと、連  
座制ということなれば、その承諾とかあるいは容  
認といいますが、重要なそういう政治家の補佐  
として政治活動に従事する者は候補者とはセパ  
レートしているような格好で、そういう者は全然  
知りませんよというような格好で、そういう人が  
それぞれの肩書で、何も秘書に限りませんが、実  
態的に秘書的なあれでそういう人が動くというこ  
ともあり得るんじゃないか。

いろいろのケースが出て、これは行政実例など  
を積み上げて、かくかくであれば秘書とみなすと  
か、こういうふうな積み上げが必要であらうと思

うわけでございますけれども、まあ私は参議院で  
ございまして、衆議院の先生方の本當の熾烈な  
競争の中で、秘書の実態というのはいろいろの  
ものがあつて、この承諾とかあれである、ある  
いは意思を通じてというようなことで、かえって意  
思を通じなかつたり容認しない格好でそういう重  
要な活動をするケースがもう出るんじゃないかな  
というのを実は心配するわけでございしますが、  
その点いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫) 今、委員御指摘の点に  
つきましては、先ほど自治大臣が答弁で触れてお  
りましたけれども、一昨年の緊急改革の際ある  
はそれ以前の段階からかなり議論されてきたこ  
ろでございます。

実は、個人的な経験になりますけれども、例え  
ばリクルート事件のときに、〇〇事務所〇〇とい  
う、世の中の皆さんが秘書と知っている方につ  
いて、秘書じゃありませんかというのを私は予算  
委員会でも随分質問したことを記憶しております  
けれども、その実態というものについては大変とら  
えにくいというのがこれまでのけれどもが承知して  
いることではなかつたかと思つております。

今回は、推定規定を含めてその点をかなり詰め  
た形になつてゐるということもありまして、従来  
いろんな場面であつておりました秘書が秘書が  
ということと政治家が責任を負わないというよう  
な批判に対しては、こたえろりぎりのところ  
はでき上がつてゐるのではなからうか、こういう  
ように考えているところでございします。

同時に、今回の規定につきましては、とりわけ  
買収事犯等一番国民の批判が強いところでござ  
いますけれども、従来は選挙が始まる前に買収を  
行つて、それで前回の選挙では今なお全国指名手  
配の人がかなりいるんじゃないかと思つていま  
すけれども、そういう方につきましては、候補  
者等については入らなかつたものですから、選挙  
が始まる前に買収をやつた場合には連座制の適用  
がなかつたという場合も、今回は候補者等という  
ことで、候補者にならうとする人についても含め

ている、こういう厳しい内容にもなつてゐるわけ  
であります。こうしたいわば新しい連座制の規定  
と厳しい制裁ということにつきまして現実に法案  
が動き始めるということになりますとかなり効果  
が期待できるのではなからうか、こういうように  
考えているところでございします。

御指摘のようないまいさという点について  
は、確かに秘書の実態についてはありますけれど  
も、そうした問題に対してどこまで迫るのかとい  
うことでできる限りの内容を盛り込んだのが今回  
の規定であるということについてぜひ御理解をい  
ただきたい、こういうふうに思つてゐるござい  
します。

○鈴木貞敏君 佐藤大臣の秘書の定義として、雇  
用関係は必ずしもその要件にあらずということ  
でございしましたが、いわゆる政策秘書を含めた三人  
の公設秘書というものは雇用関係を含めてあるわけ  
でございますが、これはもう有無を言わさずや  
ぱりここにいう、どんなことをしている秘書、こ  
れは争ひのないことでございしますが、ほかに先  
ほどの事務局長とか幹事長とかあるいは顧問と  
か、もういろいろの名称がございしますが、そうい  
う格好でいろいろ動かさるを得ないというふうな  
中で、実態的にこの連座制にかかわる秘書である  
か否かということについては大変いろいろ判断が  
難しいケースがたくさん起きてくるんじゃないか  
なというふうなことでございします。

山花大臣は、いや、それはもうこれで、いろ  
ろ推定規定等と言つてゐますが、それでもまだ私  
は何だか実態と何か遊離した格好で、いろいろ法  
律と遊離した格好で、秘書、こういうたあれが動  
く可能性というのは非常に多いんじゃないかと思  
ふというのを心配するわけでございまして、こ  
の点ひとつ法の運用あるいは実態面をよく見ての  
取り締まり当局の一つの判断、こういったものに  
期待したいと思つてゐるわけでございします。

そしてまた、次にあいつつ禁の禁止の強化とい  
う問題、これは我が下稲葉議員からも全国比例区  
の立場からも御意見があつたわけでございします

れども、今あいつつ禁は自筆にかかるとを除い  
て禁止という現行法であるわけでございしますが、  
今回はさらにこれに懲罰、激励、感謝その他これ  
らに類するあいつつ禁、電報類を含むということ  
で、これは全部だめになるわけでございします。こ  
ういう格好であいつつ禁の禁止について強化をし  
たということは、一体那邊に理由があるのござ  
いまいしょうか。これを追加した理由をお聞かせ願  
いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹) さきの問題、警察庁長  
官をやられました鈴木委員でございしますから、大  
変いろいろな角度から、御経験の中でいろいろな  
ケースがあらうと思ふことも私もわかるわけでござ  
いします。が、かなりこれは、今、山花政治改革担  
当相から申しましたように、いろいろな議論を積  
み重ねた上、法律上できるのはここまでだと。新  
たなる全くこの枠外のケースがもしあるような場  
合にはこれはまた新たに考えるということであり  
まして、ここだけやりますと、御承知のように連  
座制というのは他人の犯罪をもつて失格をさせ  
る、あるいは「意思を通じて」というのは、やはり  
どうしても外せないわけでございします。で、ここ  
までが現状の実態から考え得る限りではないかと  
いふふうに思つております。

それからあいつつ禁の禁止につきましては、先  
生御承知のように平成元年の十二月に議員立法を  
もちまして、いわば季節ごとに行います年賀状と  
か寒中見舞い状とか暑中見舞い状とか、そう  
いったいわゆるあいつつ禁というの禁止をされ  
たわけでございしますが、これは言うまでもなく金  
がかからないようにひとつしていいんじゃないか  
ということ、その趣旨で、あのときには、入  
りの話ばかりけれども出の話も、入りの話だけ  
縮めても政治家にお金がかかるという出の話もし  
なければ実態に合わないのではないかと議論  
がございまして、金のかからない選挙ということ  
でしたわけでございします。

その際、結婚式のお祝い状をどうするかとか、  
あるいは入学式をどうするかとか、あるいは何か

賞状をもらったときに感謝の言葉を述べるものをどうするか、こういうことが省かれておったわけですが、これまた一人がやり始めますと、また相續つて同じ選挙区内、もう大体季節がわかってるもの、あるいは新聞に載ったものは全部また出さなきゃいかぬということになってきて大変お金がかかるということで、この際ひとつこういったものについても禁止をしよう、そして金のかからない公正な選挙にしよう、ということで、公正な政治活動、選挙活動にしよう、ということにいたしましたのが本趣旨でございます。

○鈴木貞敏君 このあいさつ状禁止の強化という面については罰則がないわけでございますね。罰則のないこういう規定を置くということ、人は人にあらず人間である、社会的存在であるということとを考えると、どうも慶弔、激励、感謝の電報までもいかぬのだというところは、何かもういかに人間性というか、つき合いというか、そこまで法律で禁止するというのはどうなんだろう、そういう点はむしろ政治家の良識、あるいは日常の交際の範囲で良識に任せていいんじゃないか、こんな感じを私は持つわけでございます。

平成元年の改正でございますが、あれも議員立法で全員一致であつた。しかし、その後私もいろいろこれは困るぞと。おれはあるお寺の檀徒なんだけれども、お寺に今までやっていた金は一銭も出せなくなる。そういうものを含めて、我々の人間性を無視するのかわつたことを非常に強く町村会議員の方から実はいろいろ迫られたようなこともあるわけでございます。

大臣のおっしゃるとおり、入りの方を厳格にそれぞれ足並みをそろえてと、こういう気持ちであるわけでございますが、このあいさつ状の禁止の強化という面は良識に任せて罰則もないあれでやっていただいた方がいんじゃないかと。これは私の感想なんで、ひとつ御参考にしていただきたいと思います。

そしてまた、戸別訪問でございますが、これも

もう新聞に、現行法据え置きというふうな線で何か専ら戸別訪問の解禁はもう取りやめだ、こういうふうなことで載っているような感じでございます。

私は、全般的にこういった、形式犯と言われますが、実質犯、形式犯ということで過日も警察庁から違反の報告がございましたけれども、やはり買収、利害誘導、そして選挙の自由妨害、こういった非常に悪質なものを実質犯、そして文書図画とかこの戸別訪問なんというのは形式犯と、したがって、昔から私たちも、この形式犯はできるだけフリーにして重点はやはり実質犯に向けてべきじゃないかという議論は古くからあるわけでございます。

しかし、その反面、形式犯、実質犯と言いましても、形式犯といえどもやはり組織的、計画的なそういう形式犯は決して無視できないんじゃないかというふうな議論もございまして、戸別訪問につきましてもそういう議論の中で、大正十四年でございますが、それ以来もうずっと禁止されておる。私の理解では、戸別訪問と表現の自由の憲法第二十一条の関連、こういった点でも十数回最高裁の判決があるわけでございますが、すべて戸別訪問禁止は合憲である、何ら疑いを入れず一貫して戸別訪問禁止はいわゆる合憲であるということが定着しておるというふうな実態もあるわけでございます。

そしてまた、この戸別訪問をやると買収とか利害誘導、そういう場を提供するんじゃないか、一部そういう御質疑もあつたわけで、統計上どうなっているというところは統計をとっていませんというふうな警察庁の返答でもあつたわけでございますが、そういう買収なり温床になるというところよりも、選挙というものはやはり戦争である、選挙戦と言われるまさに戦争である、したがって、票読みその他によって最後はこれが危ないとなれば、許されるあらゆる手だてを使ってやはり勝つために有権者、支援者は火の玉となつて燃えて戦うというのがやっぱり選挙戦の実態では

なからうかと思つてございます。そういう実態面から見ますと、最後の場になつてこれはもうということであれば人海戦術あるいは戸別訪問部隊、こういったものを結成して、もうとにかく最後の手だてとして大変なる人海戦術的な大量動員ということが行われるんじゃないか、うかというところが十分予想されるんじゃないか。それによって、個人の一つの生活の平穩というふうなものももとよりでございますが、候補者自身もそれにかかわつて大変な苦慮をする。そしてまた、ただでやってくれる人だけならいいんですが、恐らく電話戦術その他と同じようにそこに日当を与えるということでなければ大量動員できないというふうなこともできるでしょう。

あれやこれや思ひますと、組織的、計画的な人海戦術を含めたそういう戦術が当然現出するといふことを予想しますと、形式犯として、一部言われるように、これはもうほとんどひとつ解禁してフリーにしていうことにはわかに私は賛成しがたい。

やはり公選法の趣旨もあくまでも選挙の自由と選挙の公正、この二つをいかに調和させていくか、やはり自由を保障すると同時に、一方において公正なるひとつ土俵づくりの上で公正に選挙ができるようにしようということで、私は公選法は、この戸別訪問を禁止したり、あるいはポスター、葉書、ビラとか、それぞれ枚数を制限したり、事前ポスターのいろいろの掲示を制限したりしているんじゃないか、こう理解しておるわけでございますが、そういう面での戸別訪問の自由化という面についてのお考えをひとつお願いいたします。

○国務大臣(佐藤観樹君) 鈴木委員が御指摘になること、そのことも私は随分衆議院の質疑のときにいろいろとお伺いをいたしました。

ただ、一方では、今の選挙運動というのは、候補者あるいは運動員が有権者と接する機会というのは極めて少ない。強いて言えば、候補者が言えは個人演説会あるいは街頭演説しかないのじやな

いでしようか。あるいは、運動員ということになりますとビラを持っていくときに接するかどうかというぐらいいかないということ、非常に有権者との間が隔離されているという表現が当たっているかどうかわかりませんが、距離が遠いのではないかと。政党本位にするということで、ヨーロッパ諸国でも戸別訪問というのは政策を訴える有効な手段としておりますので、この際時間の制限のみを設けて全面的に解禁したらどうかというのが政府案でございます。

ただ、衆議院の段階でもこの問題についてはまさに賛否いろいろございまして、ひとつ参議院の審議の中で十分議論を煮詰めていただきたいというのが我々政府の立場でございます。

○鈴木貞敏君 大臣は、今、候補者が有権者と接する機会が少ないということですが、これはもう何万人という大量の有権者に個々面接はできるわけでございますし、その他いろいろ電話戦術、それからポスター、ビラ、街頭、個人演説会、あるいはテレビ、ラジオ、そういった公設を含めていろいろあるわけでございます。むしろ戸別訪問は候補者自身じゃなくて周辺の支援者、これの戸別訪問が私は問題だと。候補者自身のことは私は全然考えていないわけでございます。公職の候補者あるいはなるうとする者に対して支持する、そういう支援者のことを私は心配しておるわけでございます。その点ひとつ誤解のないようにお願いしたいわけでございます。

諸外国も自由だと、こういうことでございまして、何と申しましても、今の段階では抜本的な制度というものを定着させるといことが前提であつて、こういったポスター、ビラの頒布、事前運動のポスターなんか大変手間暇かかるわけでございます。今回、衆議院で修正になつて、いわゆる公示期間の前一定期間は事前ポスターを使えないとかいろいろの面が規制になつて、私は大変それはやはり公正を担保するためにフリーにするよりは結構なことだということでございまして、あわせてこの戸別訪問もそういう意味でまず抜本

的な制度を定着させると。それまでは、もろもろのそういう運動形態についての抜本的改革というのはやっぱり時期尚早ではなからうかという考えを持っておるわけでございますが、その点よくひとつこれからの実態をあれして、おかしな選挙にならぬような格好での御配慮をぜひお願いしたい、こう思います。

それから重複立候補の問題、私もこれをいろいろ聞かれるわけでございます。有権者として納得できない、とにかく小選挙区においていわれる否決された一人を選ぶということで、否決された者がまたどんでん返しで比例区の方で当選するというのはどういふことですか、並立制でしよう、併用制でしよう。並立制である以上はそれをセパレートして、やっぱり有権者の気持ちをはつきりあらわすようにしてもらわなくちゃ困ると。

日本人の感覚からしても、一票負けても、私の不徳のいたすところでした、御支援ありがとうございます。さういふと涙を流しながらあいさつするのが今の選挙の実態じゃないか。それにもかかわらず、何か我々が否決した者がまたこっへ行くといふのは衆議院にA、Bクラスみたいな何かランクづけをして、何かそういうような格好でどうしても納得いかないというあれを、私はもう数人となんかそういう御意見を聞きました。

なるほど日本人の感情、感覚、政治風土その他から見てあれはもつともだと思つてございまして、コールの例とかいろいろのお話がございます。まさに山花大臣のあれでも、政党の一つの裁量としてそれはその中で候補者を決めるんだと、これがまさに政党本位の選挙だといふふうなお説も聞いたわけでございますが、それにしろ、この重複立候補というのはいくらもろもろの日本人の感覚、政治感覚からしてどうしても納得いかないと思つてございまして、この点いかがでございますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今の御質問の中に大体の問題点は全部お触れいただいたんじゃないかならう

か、こういう気もして伺つていたところでござい

ます。  
今回は、御指摘のとおり、個人本位の選挙を政党本位の選挙、そして政党本位の選挙に抜本的に選挙制度の中身を改めるということから、政党の裁量権というものを広く認め、政党としてどうしても出したいという人につきましては重複立候補という制度を設けることによって議員として生み出そう、こうした仕組みにしたわけでござい

ます。  
実は、今回は並立制でありますけれども、併用制の場合などの制度を組み合わせた場合にはこの問題につきましては常に議論されてきたところでございまして、併用制をとつたつてさうじゃないかという議論はこれまでもあったわけでありますけれども、前回も例に出しましたけれども、ドイツの場合には比例代表の当選者三百三十四人のうち三百二人が小選挙区で落ちた人が出ています。もつとも、ドイツの場合にも比例だけに出る方もいらつしやるわけであります、これは政党のいろいろな裁量、判断によつていふところでござい

ます。  
御指摘のとおり、確かに違和感といふことにつきましては当初あるかもしれせんけれども、選挙の仕組みとして政党本位にするんだといふことの中から、これを新しい選挙の形として国民の皆さんにぜひ御理解をいただきたい、こういうふう

に考えているところでございまして。  
小選挙区だけの制度による死に票の問題含めてのいろいろな弱点を補つために比例部分を組み合わせたといふところがもう一つの大きな理由になつていふことについて、つけ加えさせていただきますかと思ひます。

○鈴木貞敏君 政党の裁量といふことでござい

ますが、そういう意味で政党助成の問題等を含めていろいろ政党の位置づけといふものが大変問題であらうと思ひます。そういった候補者を選ぶ手続なり公認の問題なりいろいろな問題がございま

す。  
そういう面で、我が同僚の片山議員からも政党法の制定といふふうな意見があつたわけでござい

ますが、私も、この段階に至ればやはり政党本位の選挙といふことを踏まえまして、政策立案、選挙の主体の問題あるいは政党の役割等について大きな政党法という一般法、これは政治資金規正法なり公選法にそれぞれ個々にはその政党の要件そ

の他が書いてあるわけでございまして、一般法としての政党法をやはり真剣に考えるべきじゃないか、こう思つてございしますが、その点ひとつ御見解をお願いいたします。

○国務大臣(佐藤観樹君) 中身につきましては鈴木委員先刻御承知のとおりでございしますからもうくどくど申し上げませんが、それじゃ一体その政党法に合っているかどうかといふのはどなたが判定してどういふふうにするんでしょうか。

今までの延長線からいいますと自治大臣のところに届けられるといふことで、何々党さん、これは政党法からいって外れていまして、政府が政党に対してさういふことを言うことが果たして政治活動の自由、結社の自由等からいっていいことかどうかといふことについては我々は極めて疑問を持っております、したがつて必要な要件だけ、政党助成金なら政党助成金で客観的なデータでこれにでもわかるといふことにしていくことが憲法に言うところの政治活動の自由といふことを保障することになるのではないかと、いわば外形基準に基づいてやつていくといふのが民主主義の発展のためにいいといふことで、本法案にも政党法とい

う考えをとつておらないところでございまして。  
○鈴木貞敏君 時間が参りましたので、いろいろまた御質疑したい点があるわけでございしますが次に譲ります。  
要は、我々を含めて、事あることに我が国は法治国家であるといふことを口癖に言つてござい

ますけれども、その反面、何といひましても政治資金規正法を初めとして売春法とか食管法が三大ざる法であるといふようなことも言われたりしまして、残念ながら法治国家と言われながら法

に対する信頼性といひますか、そういう点が必ずしも万全じゃないといふことを感じている者の一人でございます。

そういう意味で、国民の代表を選ぶ公選法を初めとする一連の法律、これはやはり我々政治家一人一人がしっかりとそれを守るといふことは当然でございしますけれども、また一面、いろいろ選挙運動その他についても守られる選挙立法作業であつてほしいといふことを熱望する次第でございまして、最後の段階に至つたこの段階で国民の幅広いひとつ意見を十分取り上げて、日本の政治風土にふさわしい、そしてまた改革の目を含めながらも守つていけるような、さういふひとつ法制であるように心からお願ひしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○角田義一君 社会党の角田でございします。  
私は、細川連立政権の最大の任務は政治改革を断行することだといふふうに思つております。この政治改革の断行は、言うまでもありませんけれども、国民の政治に対する信頼を取り戻して我が国において政権交代をスムーズにする、さういふシステムを確立するために絶対に必要なことだといふふうに思つておるのであります。

そういう観点から申し上げますならば、昨年の総選挙で三十八年にわたります自民党の一派支配といふものが崩壊いたしました七党一派派による細川連立政権ができたといふことは、私は政治的に見て大変画期的なことだといふふうに思ひま

す。  
しかし、我が党にいたしますれば、山花国務大臣は当時我が党の委員長であられたわけですが、歴史的な敗北を喫する、こういう状況の中で、しかも今日連立政権の一翼を担わせたいたいでござい

ます。ある意味では歴史の皮肉とも言えますが、私はむしろこれは天の配剤である。動乱の時代であるからさういふことになつたわけでありまして、私はやはりこの細川連立政権といふものを積極的に支えていかなきゃならぬ任務が私どもにあるといふふうに思つておるわけであります。

そういう意味で、当時大塚御苦勞された山花国務大臣、細川政権の成立というものについて、この歴史的な意味合い、意義、これをどういうふうと考えておられるか、この政治改革法案が大詰めになったときに改めて私はその辺の御所見を承っておきたいというふうに思う次第です。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、角田委員が冒頭にお触れになりましたとおり、健全な議会制民主主義の一つのパラメーターは政権交代であり、そしてそのことを三十八年ぶりにつくり出したこと、そして選挙における有権者の審判を真正面から受けとめたという意味におきまして、細川連立政権の誕生は我が国の憲政史上歴史的な意味を持つものと認識をしております。

同時に、当時私が社会党の委員長として、党に対する選挙の敗北の責任、と同時に選挙における国民に対する公約を履行しなければならぬ責任、この二つはさきの中で大変苦しい思いをいたしました。結論的には、全国の皆さんの御意見として党の大会等から流れがで上がりましたけれども、やっぱりこの際は政権交代を実現しよう、非自民の連立政権ということとを訴えてきた党の責任を果たさなければならぬと、政治の決断をしたところでございます。

これまでかなり長い間、連立政権、連合政権の構想は打ち上げておりました。既に六、九年の段階で連合政権の政策についてもつくり上げました。以来、最近の社会党の大会では、政権を担える党へ脱皮しなければならぬ、党の自己改革を全力を尽くして行っていましたし、現実には苦しい思いをしながらシャドーキャビネットをつくり、いつでも政権交代を資格として認めていただけけるようなそうしたアピールも行っていました。

しかし、選挙の敗北という結果を受けたわけでありまして、果たしてそうした構想が、社会党の当時の政策としては国民の選挙での敗北という形で批判を受けたわけでありまして、そこでその一方における非自民連立政権ということの選択が

大いに苦しい選択となったところでございます。

同時に、もう一つの問題は、実は最大与党となった社会党の動向が政治を決定する、こういう局面でもございました。当時、社会党が新党、さきがけの提案であった二百五十、二百五十の政治改革政権の提唱を受諾すれば非自民の連立政権ができる、受諾しなければ自民党を中心とした連立ということになる政治状況の中で、我々は非自民の連立政権を選択したところでございます。そうした意味におきましては、当時、社会党としても大変大きな代償を払って政治決断をしたところでございます。

国民の期待にこたえ、政治改革政権としての名に恥じぬ成果をこの国会において上げること、これが大前提であると思っております。国民の信頼の回復の第一歩、二歩をそこで記録した中でこれからの課題に対して取り組んでいく、これが細川政権の任務ではなからうか、こう承知をしておりますところでございます。

○角田義一君 今、大臣からお話がありました。率直に申し上げまして、この小選挙区比例並立制というものは私どもにとっては大変苦渋な選択だったというふうに私は今でも思っております。

しかし、私は当時、これからお話し申し上げます問題について、もちろん党内にも多くの賛同者もございましたけれども、この連立政権を樹立するときに小選挙区と比例の並立制をのんだ。しかし、その小選挙区制の選挙のあり方については、やり方については当時その成立に際しては特段具体的な細かな協議はなく、いわば並立制をのむというだけの問題だった。小選挙区のあり方については別途協議をすればいい、こういうふうには理解しておったんでございますけれども、それは経過としてそういうふうには理解しておいてよろしいでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 経過としてはそのとおりでございます。

○角田義一君 そこで、我が党が小選挙区二百五

十をのまざるを得ないという状況の中で、小選挙区は御案内のとおり民意の集約ということに力点がある制度であるといえ、大変死に票が多いと御批判のあるところでございます。現に私も今でも小選挙区というものはそういう欠点を持つておるといふふうに思っておりますけれども、そこで、じゃどうするかということをお私どもは大変真剣に悩んだ経過がございます。

フランスの小選挙区制は御案内のとおり単純小選挙区であります。五百人の定数でやっておりますけれども、これは一回投票をやっております。もう先生方はみんな御案内と思っておりますけれども、一回の投票で過半数をとるといふ人はフランスでも何回選挙をやっても五百人の定数のうち五十人前後しかおられないんです。過半数をとれば、それはいろいろ死に票の問題もあるが、しかし選挙民も納得する、過半数をとったんだからしょうがないじゃないかと。したがって、過半数をとらない人がいた場合には決戦投票をやる、そしてできるだけ民意を集約する、こういう形でフランスの小選挙区制は今日まで運用されておる、こういうふうに私は理解をしておるわけであります。

したがって、この二百五十の小選挙区も、例えばそういう形で行われるのであればいろいろ欠点も少しは是正されるんじゃないかということでも私も党内でも主張いたしましたし、あるいは連立政権でその辺のこともお話し合いになったというふうな聞いておるのでございますが、これはやはり今後のいろいろな課題もありますので歴史的な経過として私は明らかにしておいていただいた方がよろしいというふうに思いますので、大臣の方から御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 今御指摘のフランス型二回投票の方式というものにつきましては、大変長い議論がこれまであったと思っております。実は、海部内閣の前の時代、当時の与党自民党の中からも有力な主張としてなされてまいりましたし、今回の新党、さきがけの提案をのんだ後におきまして、選挙の仕組みとしては二回投票制

がよいのではないかと、当時、衆議院の段階では与党の理事の実務者の皆さんが中心となっており方を協議しておりましたけれども、その当時、社会党の委員の方から強く主張をしたという経過も実はございました。

最終的には、フランスの場合にも第一回の投票で決まるのは大体一四〇％くらいでしょうか、そしてその後第二回、これは全部がその仕組みですと、またそういうやり方もあるかもしれないけれども、並立をとった場合、一方が決まらなければ他方も決まらない、こうした問題点も絡んでくることのはか、いろいろ手続面等におきまして最終的に合意を得るに至らずということになりました。この二回投票問題につきましては、最後までテーマとしてありましたけれども、実は合意することなく今回の提案になったところでございまして、大変有力な提案であったし、私は一つのあり方と思っておりますけれども、今回はそうした全体の合意ということの中で政府案を提出させていただいたところでございます。

○角田義一君 そんなわけで、私どもの要望といましようか意向というものがなかなか反映されないでこういう結果になりましたけれども、しかし、それはそれで、この制度のもとでどうやって私も頑張るか、各党もそういう悩みはあると思っておりますが、しかし、最終的には御案内のとおり衆議院段階で二百七十四、二百二十六というふうな定数配分になりました。

今後またこの定数問題についていろいろ話し合いがあるんじゃないかというふうな御議論もございいたしますが、総理の当委員会での答弁ですと、この委員等々の議論も踏まえてというお話もございましたので、私どもは率直に申し上げますとこれ以上定数配分をいじっていただきたくないなど、先ほど鈴木先生の方から、どうか三百にしたい、何とか三百にしたい、どうか三百にしたいとお話もありましたが、私どもの立場ではちよっとこれはもう御勘弁願いたいな、こういう気持ちも率直にあるのでございます。

その辺、大臣、かなり定数をいじることについて難色があるというふうな雰囲気については御認識を持っておられると思いますが、認識の有無だけでいいですからお答え願いたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 政府側といたしまして、今回二百五十、二百五十の並立制を、新党、さきかけの提唱もあつたことを含め、ベストとして出した経過がございます。これはあくまでも政府の提案ですから、一般的な立法の流れということならば院が採決をするということですので、いろいろな問題について十分意見を尊重しなければならぬということとは当然のことでございます。総理の過日の答弁もそうした一般的な前提というところを置いたものではなからうかと考えているところでございます。

衆議院段階における修正項目としてひとまず決着がついた形になっておりますけれども、それはあくまでも衆議院の問題でしたので、今回引き続き検討されている二、三の項目も含め、これは今の段階では参議院の御議論を十分お伺いしなければならぬ、こういう立場でございます。

冒頭申し上げましたとおり、本来二百五十、二百五十をベストと思つて出したのが政府の立場であつたということについて述べさせていただきます。と思います。

○角田義一君 時間が制約されておりますけれども、せっかく法制局長官がお見えでございますので、ちょっとお尋ねしたいんです。

今初めて政党助成法が提案されておるわけでありますが、この政党助成法というものが果たして日本の憲法の原理原則から見ると一体どうなんだろうとかという合憲性なりあるいは適憲性なり、これについて、やはり法制局の立場でひとつとまとめて私はその点についての御主張を承つておきたいというふうに思ふんです。よろしくお願ひしたいと思います。

○政府委員(大出峻郎君) 日本国憲法におきましては政党について特段の規定は置かれておらないわけですが、憲法の第二十一条の定める結

社の自由の一環としてその活動が保障されているというふうに理解をいたしておるわけであります。しかし、他方、憲法は、その前文にもありますように、議会制民主主義をとつておりまして、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素であることは最高裁の判決においても示されているところでございます。

今般の政党に対する公的助成は、政党助成法案の第一条に示されておりますように、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみて行われるものであり、政党の政治活動の健全な発展の促進及びその公明と公正の確保を図り、もつて民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする、こういうものであると理解をしております。

今回の政党助成というものは、以上のような趣旨目的を持って行われるものでありまして、憲法上も問題はないというふうに考えております。

なお、先ほど触れました憲法第二十一条の結社の自由の一環として保障されている政党の政治活動の自由との関係について申し上げますと、一定の外形的、客観的な基準を満たす政党に對して助成を行うこととしておりまして、そのこと自体は対象とならない政治団体の設立とか活動を何ら制限するものではないということから、結社の自由を侵害するという問題はない。また、会計報告のチェック等を通ずる公権力の政党活動に對する介入の懸念の問題につきましては、今回の法案においては政治活動の自由というものを最大限尊重する、こういう観点から国は政党交付金の交付に当たりまして条件をつけたらあるいはその使途について制限してはならないこととするなどの配慮を行っているところであるというふうに考えております。

○角田義一君 私は、今の法制局長官の答弁、こ

う言っちゃ失礼ですけども、必ずしもすばらしい答弁とは思われないです。もうちょっと元氣のいい積極的な、本来ならばもっと前向きな憲法論を展開してもらつた答弁が欲しいんですけれども、ちよつと時間がありませんからこれ以上議論

しません。これはもう少しやはり原理原則にのつとめて、しかもそれによつて何で政党に金を出すことが憲法上許容されるのかということについてはもっと積極的な意義づけなり意味づけというものが必要だろう、私はそういうことだけ提起しておきたいと思ひます。

そこで、二つの問題をこの助成法についてお尋ねをしたいと思います。

私は政党助成法に水を差すわけじゃありませんが、イタリアは御案内のとおり去年の春この政党助成法を国民投票によつて廃止しちゃつたんですよ。これは政党助成の失敗した例ですが、これはやはり成功の例よりも失敗した例から私どもはいろいろ学ばなければならぬというふうに思ふんです。

過般、自民党の関根先生やあるいは片山先生からいろいろ提起があつた。これは非常に有意義な私は提起だというふうに思つておるんです。その中で、例えばこのお金は自由に使つていい、こういうことになっておるんですが、果たして私はそれでいいのかという疑問もあるんですね。これはイタリアの失敗例なんかを見ますと、それはある程度お金の使途について大ざっぱではあるけれども項目的なものが挙がつていいんじゃないか、そういうものに使つてもいいんじゃないかということでない、ただ政党の自主性だけに任せていいかという、私は問題がありはしないかというふうに思つておるんです。この辺は大臣いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 貴重な国民の皆さんの税金で運営をしますこの公的助成、政党助成金でございますから、国民の皆さん方にその政党の活動、何に使つたかというのがいろいろな角度からわかるようにできるだけしなやかならぬというのには私は当然だと思ふのであります。

ただ、じゃ何に使いました、これは是非というのを調査権まで、恐らくこれは、先ほど触れましたけれども、ずつとさかのほれば、自治省が例えば調査をしたということになりますと、何々県本部

のこの支出は一体政党活動として妥当か妥当じゃないかということまで立ち入るといふことは、政党活動、政治活動の自由ということに私は深くかわつてくる問題だと思つております。

したがつて、角田委員御指摘のように、これはその政党の良識において、国民の貴重な税金で賄われていることと国民の監視のもとにあるということとを十二分に御理解の上使つていただく。したがつて、党費とか事業収入とか一般的な寄附とかいうものとは別にこれは帳簿をつくつていただくことになつてゐるわけでありまして、政党は国民に疑問や疑念を与えないようにしていくことが重要であるということを考えております。

○角田義一君 どうも与党の質問というのは初めてなんで、余り突つ込んでいいけないようなことを人が言うんですが、それはともかくとして、私は思ふんですけれども、今回、公開基準が例えば五万円に引き上げられた。それはそれでいいんですが、しかし問題は、政治資金規正法の報告書に準ずるような形で、例えば調査費であるとか委託費であるとかいうようなことでわけがわからぬような形で何十万という金が計上されるということでは、これはやっぱり国民は納得しませんわ。

そこで、その項目についてある程度ガイドラインと言つちやちよつと語弊があると思ひますけれども、こういうふうにしてもらいたいだということなものではやはり私は政府としても考えてもいいのではないかとこのように思ひますし、それからもう一つ大事なことは、その調査費だとか委託費だとかというようなことはその内容がどうかわかぬんですが、やはり市民が情報公開を求めてこれにアクセスできるようにする権利、機能、それをきちつとしておく必要もあると思ふんです。いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) その点では政治資金規正法の現状よりはさらに国民の皆さん方にわかりやすいものにしていくということ、法案が成立しましたならば、その政令令におきましてそのあたりは研究をしていく必要があるというふうに

私も考えております。

○角田義一君 その辺は大きな問題なんで、ぜひ今後御検討いただきたいというふうに思います。あと四分になりましたから二つのことを聞いておきます。

過般の議論を聞いておまして、例の企業・団体献金の受け入れの政党の支部の問題でいろいろ議論がございました。佐藤自治大臣は政党性善説で、そんなに何千も何百もつくれば国民から御批判をいただくからそんなことはないだろう、こういうふうに出ておられました。私もそう思うんですよ。何千何百はつくらぬと思えますよ。何千何百はつくらぬと思えますが、しかし、五つや六つつくっても構わぬじゃないかということになれば、これはやはりせつかくつくった企業献金を禁止した趣旨というものが半減されはしないかという疑問は私は今日でも持っております。率直に申し上げて、もしもこれがざるであるならば、少しは粘土でざるが漏らぬようにせにやいかぬし、もつとセメントで固めにやいかぬという問題が私はあると思うんですよ。

そこで、確認の意味で聞いておきますけれども、企業献金を受けられる政党支部をいわゆる地域支部に限定した趣旨は一体どこにあるのかというところが一つ。それからもう一つは、職域支部というのは企業等の団体献金を受けられる支部に該当しないかと思っておりますが、これはどう思われますか。この二点だけについてやっぱ聞いておきたいと思えます。

○国務大臣(山花貞夫君) 過日やりとりでも行いましたけれども、若干正確にまた答弁させていただきますかと思えます。

まず、前段の地域支部に限定した理由についてはでありますけれども、もう制度の趣旨については繰り返しません。今度の企業・団体献金に一步踏み出したこうした制度により、企業等の団体献金を受けられることができる政党の組織は通常本部のほか支部ということになります。このうち支部については、例えば企業を単位とする支部に

企業等の団体献金を受けることを認めることとした場合、実質的には企業が政党支部として自己資金による寄附を広く行うことを認めることになってしまします。したがって、今回の企業等の団体献金を政党、政治資金団体に對するものに限ることとした改正の趣旨からして適当ではない。こうした立場から、これらの支部は排除することとして、一つ以上の市区町村の区域または選挙区の区域を単位とする地域支部についてのみに認めることとしたものでございます。

後段の御質問につきましては、職域支部あるいは地域支部ということにつきましては、前回も各政党の規約をちょっと拝見しながら説明させていただきましたが、従来の組織論、政党論からいいますと、地域支部とは厳然と区別をした形で職域支部等が政党の規約上も位置づけられているところでございます。そういう従来の政党の実態から考えますと、従来のいわゆる職域支部等につきましては、今回の法案における地域支部には当たらないもの、こういうふうに考えているところでございます。

○角田義一君 政党がどういう組織を持つかというところは、これはあくまでも政党の自主的な判断でございまして、独立女性部というところと語弊がありますけれども、独立女性部、いろいろな議論を踏まえると独立女性部とか独立青年部とか独立壮年部ということになってくるんだと思えますけれども、そういうものをおつくりになるというところはもう政党の御自由だと私は思っています。問題は、そういうものを一つにしたいということ、それに対する受け皿として一つにしたいんだ、してしまふんだということだけ申し上げておいて、これが大変大きな課題であるということだけ指摘をして、時間が来ましたから私の質問を終わりますけれども、今後その問題については自治省においてまた大臣においても深く研究されることを求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○風間親君 公明党・国民会議の風間でござい

す。

まず最初に、先週七日、自民党の森幹事長が沖繩で記者会見いたしました。今国会で自民党案に近づける形で決着を得たいという御発言がありまして、非常に自民党さんの英断だというふうには思っております。同時に、まやかしかつてはほしくないというふうにも思っているわけでございまして、これについて山花大臣、どんなお気持ちでいらっしゃいますか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 全く委員と同感でございます。河野総裁も同趣旨の発言をされたことにについても承知しております。

実は、この法案の審議が始まりました衆議院段階における与野党の議論を通じて、この国会中にいった雰囲気につきましては与野党共通のものであった、こういうふうに承知をしております。最近の一連の自民党首脳発言につきましても、そうした全体の流れといえますが、政治改革実現についてのお気持ちについては一貫しているものではないかと、そう考え、また期待もしているところでございます。

○風間親君 そこで、今回のこの法案、選挙や政治資金制度、要するに個人から政党中心へというシステムに改めるために政党に大きな権限といまして、うかが、持たせているというふうに理解しているわけでございます。だから従来に比べて政党が有権者に対して重い責任を負うのはもう間違いないことだと思えます。

しかし、政党のイメージといましようか、国民の皆様方の間にそれぞれの議員の方々がそれぞれのイメージで話されているような印象も多少あるわけで、政党の将来像というのは一体どうあるべきなのかというところはやっぱこの委員会でもう大いに議論しなければならぬことではないかというふうに思えます。人間の体は六十兆もの細胞があるというふうに言われています。その一つ一つの細胞がエネルギーを持って、そして一つの臓器がまた一つの絶妙なリズムを奏でて人間の生活あるいは生命活動を担っているわけですが、同じようにとらえてもいいのではないかと、いうふうに私は思うわけ

す。

そういう政党の具体的なイメージ、そのことを本来なら各政党の党首の方々に聞きしななければならぬわけですが、本日は前社会党委員長でもありました山花大臣がいらっしゃっていますので、山花大臣に政党の将来像も含めて、どういうふうなイメージをお持ちでありましようかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 冷戦後の時代と一言で言われておりますけれども、世界の政治の構造も変わってきていると思えます。日本もその例外ではないということだと思っております。

そうした中で、これまで、御質問の趣旨にストレートに沿ったものではないかもしれませんが、い、あるべき政界のあり方、政党のあり方について、一つには健康な多党制ということがこれまで二大政党制との比較において言われてまいりました。同時に、学者は健康な多党制と健康な多党制、こういう分類も行っておりますけれども、やっぱり政権交代が実現したこれからの政治のあり方は、一党が過半数をとる政治ではなく、さまざまな政党が連立、連合の時代を迎え、その中でのみずからの役割というものを国民の皆さんに明らかにする、こういうときにはなっているのではなからうかと思っております。

同時にまた、学者が分類する健康な多党制ということにつきましては、やっぱり健康な多党制とはかなり違つたイメージでとらえていると思えます。健康な多党制という場合には、四つ、五つの政党が、それぞれが冷戦下の二元的な対立関係というのではなく、政策を競って政権を目指す、こういうところにも特徴があると整理されているわけですが、私もそうではなからうかと思っております。

連立、連合の時代におけるそれぞれの政党のあ

り方というものを、国民の皆さんの政治意思の結集の媒体である政党としての役割を十分踏まえながら果たし抜くことができるかどうかということにかかっていると思います。これからまたかかるべき時期には総選挙を迎えるということになると思いますけれども、その際にそれぞれの政党がそうした日本の政治におけるアイデンティティーをどう示すことができるのか、それがかかっているのではないかなと思います。

それぞれの政党は、特定の利益集団の代表的な部分もあるかもしれませんが、しかしそうではなく、幅広いグローバルな視点から国民の代表としての役割を果たさなければならぬ、そういう政党の立場もあると思いますから、それぞれの政党が持つ理想像というものが違っていると思います。社会党の場合には社会党の理念を持ち、そしてその理念に沿って現実政治の場における国民の皆さんの要求にどうこたえるか、こういう視点からつくることになると思います。そうした政党のそれぞれの努力というものが今最も強く期待されている、そういう時代に突入している、こういうように承知をしているところでございます。

○風間純君 次に、先ほど鈴木委員の方からお話がありました戸別訪問の解禁の問題でございいます。

先ほど議論になっておりましたが、戸別訪問の禁止というのは、まさに欧米諸国に例を見ない選挙運動の規制であって、憲法学者の間でも解禁論を持っていたりしる方が多いわけでありませうけれども、一方で、先ほど鈴木先生の方から、日本の風土のもとではいざ買収行為等が行われていく、その懸念を言われておりましたが、またもう一方で、候補者でなく支援者の多い組織化された政党に有利であるという声もあるけれども、しかし、本来戸別訪問というのは私は一選挙民として最も自由な政治活動の一つだというふう

戸別訪問を解禁すると買収が横行するという声

がありましても、私はそうは思わない。買収がふえるというふうには思うことは、ある意味では今の有権者に対しての認識が不足しているような気もするわけです。もっと言えば、有権者の方々の意識の高さを軽視したことにもつながっているのではないかとこのように思うわけです。

したがって、戸別訪問というのは、有権者と候補者が最も気軽に政策や政治を語り合える、そしてその中で、例えばA候補者とB候補者が一人の有権者の前に来て堂々と自分の意見、政策を述べ合って、そしてそれを聞いて有権者が判断するという政治活動の原点ではないかというふうに私は思うわけでございますけれども、政治活動をやっていく上での今回の戸別訪問全面解禁についての山花大臣のお考えをお伺いしたいというふうに思っています。

○国務大臣(山花貞夫君) 若干総論的に答えて、具体論はまたちよつと自治大臣に補足してもらいたいと思っております。

御指摘のとおり、戸別訪問の問題は憲法にかかわるテーマだと思っております。

実は私自身も、かつて戸別訪問は憲法違反であるということで裁判など随分担当してきた経験も持っているところでございます。先ほど衆議院がありましたが、最高裁のリーディングケースとしては昭和二十五年九月の判決ということになります。憲法二十一条は絶対無制限のものではなくて、公共の観点から合理的理由があれば合意であるという判決を出して以来十幾つかの最高裁の判決が出されていることも承知しておりますけれども、同時に下級審におきましては、この問題について憲法違反論は必ずと争われてきたという歴史も持っているわけでありませう。

結論的には私は政策判断の問題ではないかと思っております。今回はその政策判断をお示したところでございまして、衆議院の段階の議論があった上でこれからまた若干持ち越しの形で当院でも御議論いただいているわけでありませうけれども、最終的には院の御議論を十分尊重して決定し

たいと思っておりますけれども、先生もお触れになったような理由から今回は全面的に解禁する、これを政府としては政策判断として示したところでございます。

ちよつと関連して自治大臣から。

○国務大臣(佐藤観樹君) 先ほど鈴木委員にも御答弁申し上げたんですが、候補者自身が有権者と直接接する、人間として直接接するというのは、今の公選法では街頭演説をするかあるいは個人演説会をするかしかないんです。あとは、はがきとか公報とか候補者の顔が載ったものが行きますけれども、それから運動員の場合でも戸別訪問は現行法では禁止されておりますので、したがってヒラを配るなりあるいは外で会ったときに声をかけるなりということ、そういう意味でいきますと極めて非常に限られておるわけでございます。

そこで、山花政治改革担当からお話しございまして、この際政党内閣、政策本位にすることとさせていただきますから、それを有効な手段といたしまして戸別訪問というものを、時間のみ制限をつけますが、あとは全面的に解禁をすること、有権者の側もやる方も随分意識が変わってき

た。先ほど鈴木委員からも御指摘がございまして、大変いろいろな別の角度、動員合戦になるんじゃないだろうかとか、まだやはりそこで物を持つていたりというようなことがあるんじゃないかというような角度の御指摘も衆議院の方でもございまして、したがって、衆議院の最終的な採決の折に各党の話し合いの中で、参議院でもひとつ十二分に御議論いただくことにしようや、こういうことで三つのテーマのうちのひとつとしてこの参議院での御議論をいただいているということで、政府の考え方はそうでございますが、いろいろな角度から別の意味での質疑があったことも十分踏まえて我々としては対応していかなくやいかぬというふうに考えております。

○風間純君 繰り返すようですが、私は戸別訪問解禁というのは本当に画期的な出来事だというふうに思っております。先ほど鈴木先生の方からも、選挙は戦争だ。それも一面的でありませうが、もう一面では選挙というのはお祭りだとも多くの先輩から聞かされたこともあるわけですが、そういう意味からすると、本当に国民の一人一人の自由な政治活動の大きな柱としてもおかしくはないのではないかとこのように私は思うわけでございます。

一昨日でしたか、読売新聞でしたが、「戸別訪問全面禁止に」という報道が見出して出ておりまして、今まで言っていたこととちよつと違う方向になつていくのかというふうなあれがあるわけですが、どうございませうか、この記事について御存じだと思いますけれども。

○国務大臣(山花貞夫君) その報道については私も拝見しておりますけれども、まさに報道ということで受けとめているところでございまして、当委員会に臨む我々の態度としては、政府としては後半半出しております政策判断ですということ、御審議を現在お願いしているところでございませう。

○風間純君 それでは、次に定数は正の問題について御質問させていただきますかと思ひます。

新しい今度の選挙制度のもとで定数が確定しますとどうあらず投票価値の格差の是正が実現されるわけですが、しかし、人口増減によってはまだ格差が生じて憲法問題が生じる、常にこれはあり得ることだと思ひます。政府案によれば、総理府のもとに選挙区画定審議会を置いて、十年ごとに実施される国勢調査の結果、格差があったら一年以内、また著しい人口不均衡が生じた場合には区割りの改定案を勧告するというふうになっておると思ひますが、著しい不均衡を生じたというその内容について、じゃ格差は何倍ぐらいを想定しているのか、それをまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤観樹君) 時間の関係がございまして、まあとめて御答弁した方がいのかと思ひま

すけれども、委員御指摘のように、十年ごとの国勢調査が行われますとそれに基づきまして一年以内に審議会は勧告をするということになっておりますが、そのほかに、人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認められるときは五年ごとに行われます国勢調査の簡易調査でも出せることになっております。

この際言うところの人口の著しい不均衡その他特別の事情があるときというのは、まず一つは、言うまでもなく人口の格差が三倍以上になった場合というのは当然考えられるわけであります。それからもう一つは、二倍以上になりましても二百七十四の小選挙区でほとんどが二倍以上だったというようなことになった場合には、これはここで言うところの人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認められるときという概念で考えておるわけでございます。

その背景の中にこれから地方分権の中で市町村合併ということも出てくることもあろうかと思いますが、そんなことも頭に入れつつ、いずれにしろやはり投票権の平等ということができる限り当然重んじてこういう勧告をしていただくということとでございます。

○風間健君 勧告の内容についてはこれから吟味されていくことでしようけれども、勧告そのもののいわば法的効果、じや勧告が出た場合にどうするのかというのをこれから議論していかなければならぬかというふうにいるわけですから、勧告が出た場合どうしていくのか、またその勧告の位置づけというものをきちっと御説明いただきたいというふうにいるわけです。

○国務大臣(佐藤麗樹君) 先生御承知のように、事の中身の性格上これはできる限り二倍以下にすることを基本とするという均衡状況と、それからもう一つは、ざりとて行政区画、地勢、交通等総合的にその地域を勘案しなきゃならぬという二つの要素がございますから、そういう中で七人の審議会の委員の方がいろいろ考えて、考えに考えた末の勧告をしていただくわけでございます。した

がいまして、その勧告を総理大臣は尊重するということになっておりますが、この前御答弁申し上げましたように、尊重するという言葉は、この尊重というのは非常に重い尊重だというふうに当然取り扱ふべきものだとは私は考えております。

議院で御審議をいただくということになるわけでごいまして、今の人口の配置の状況から申しますと非常に難しい結果をその審議会では出していただかなきゃならぬわけでごいしますが、なるがゆえに第三者機関、公正なる第三者機関でやっていたأكدわけでありますが、その勧告というものは非常に重いものとして受けて国会に法律を出す、こういうことになろうと思っております。

○風岡純君 以上で質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

うございました。（拍手）

○委員長（本岡昭次君） 午後一時十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時十四分開会  
○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に  
関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、六案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮崎秀樹君 やつと政治改革特別委員会が参議院の方で開かれ、審議を現在行つておるという状況になつたわけでございます。

過去に何回かこの特別委員会がございました。委員会が参議院に設けられたことはこれが初めてじゃございません。かつて私も理事をさせていたいただきましたけれども、理事懇を二、三回開いたところで幻の委員会に終わったわけでございます。きょうは、大変基礎的な問題等を含めまして、初めて参議院で私審議をさせていただきますので、きょうは三役の皆様方に、ちようど初場所が始まりましたので、胸をかりてひとつけいこをつ

けてもらいたい、こう思うわけでございます。しかし、気を抜きますと三役の方も上げることがございますので、まじめに答えていただきたいと思ひます。猫だましのようなことは決してなさらぬようにひとつお願い申し上げたいと思ふ次第でございます。

そこで、羽田副総理は週末お働きになって大変御苦労までございました。まず冒頭、中国へ行ってこられました、その中国で得られた成果そしてまたその中で、特に日本の国連に対する安保理への意欲、これが今までとはちよつとニュアンスの違った強い意欲になってきている。これは自衛隊の派遣問題等もこれから恐らく論議しなきゃならないと思います。その点が一つ。

それからもう一つは、北京で記者会見をなさったときに、この政治改革法案につきまして、骨格部分の修正まで話し合いをしてもいいではないだろうかというようなお話が新聞記事に載っておりまして、その辺のところを、今後の経緯を見ました中で最終的に、もちろん自民党もここで政治改革法案というものを通すという前提がなければそれはとてもその話はないと思いますけれども、そういう中で副総理としてどういうようにそこら辺のことを考えていらっしゃるか、御意見をお聞かせ願いたいと存じます。

○國務大臣(羽田孜君)　まず第一の問題といつまして、中国を訪問いたしましたが、中国はちょうど国交正常化して二十一年、そして平和条約を結んでちょうどことが十六年目になるといふことで、一昨年、昨年とそれぞれいろんな祝いがありました。そして天皇陛下も御訪中されるというようなことで、私もこれを振り返ったときに非常に広く、しかも深く中国とおつき合ひするとうになりましたね、まさに新しい段階を迎えておるといふことを申しました。

中国と日本、關係が深まればやっぱりお互いの疑念だとかいろんな問題が出てくる。貿易の問題も出てきます。そういうことで、これから我々皆率直に話し合つていきましようということ、しか

もそのときには常に大局に立つて物を考えましようというお話をいたしまして、これからの未来に向けての姿勢、日本として反省すべきものは反省する、しかしこれからはお互いに未来へ向けて日本と中国が、両国のためにもあるいはアジア・太平洋、世界のためにも、お互いに貢献することが大事であり、また、互いに協力するときにその力を有するものであろうというお話を申し上げました。

また中国側の方も、例えばこの委員会でもODA問題なんかについて中国の軍事はどうなんだというような御質問もありましたが、こういった問題について日本の国会でも懸念を持つ人がある、そしてそれにはODA大綱というものがあるんですよというようなお話を申し上げ、そしてまた、これは日本だけではなくてアジアの中でも懸念を保持つ、また、あるときには日本に対しても軍事大々国になるんじゃないのかという懸念もあるというようなことで、それぞれの問題について相当突っ込んで率直なお話し合いをし、やっぱりお互いになんていった問題について話し合っていかなきゃならぬ時代だなと。

そして、特に江沢民主席の場合には、みずから中国の軍事というのはこういう考え方ですよというのを率直に語ってくださったということと、APECの会議にお出になってアメリカの大統領とも話し合い、あるいはアジアの指導者たちと話し合ったこと、本当にこれは物すごくよかったこと。やっぱりこのアジア・太平洋の地域ということのを本当に平和なものにしていかなきゃいかぬなという実話話し合いがなされたということでありまして、私は、お互いがともかく思ったことを率直に話し合えるようになったということは非常にいいなと思って、これからの日中の両国の関係というものがいい方向に、新しい段階を迎えておるものというのを申し上げることができると思います。

なお、この間、内外懇がありまして、そのときに質問があったのは全部政治改革の問題だけであ

りました。そして、そのときに記者さんの方から骨格部分とはいろいろな質疑がありました。ただ、私が申し上げたのは、これは今まさに参議院の委員会の中で委員の皆さんと、あるいは我々閣僚と、そして委員会の理事会の中で本当に腹を割りながらお話しをしているはずなんであって、私は政治改革をやっておったといつても、今は外務大臣という立場なんで、私がうっかりしたことを言うとかえって誤解を呼んでしまうことになるだろうということを前提にしながらお話ししました。

じゃ、全然何もしないのかといったらそうじゃなくて、少なくとも私が常にずっと言い続けていることは、議会制民主主義の土俵づくりなんだ、土俵づくりということなんだから、お互いに率直に話し合う中でお互いに譲り合うことがあればこれはやっぱり大胆なお互いの話し合いというものもあることではないかと。

いずれにいたしましても、やっぱりこの改革だけはもうなし遂げないと、これを次の国会だとかあるいはその次にまたもう一度やり直そうじゃないかなんということはもう国民にも許されないと、そういつたことが本当の政治が行えないものになるんじゃないのかというのを率直にお話しいたしますと、まあ報道の記事というのはおもしろいもので、そんなふうにとられるのかという思いが実はありますけれども、私は率直に今申し上げたことを話したということでありまして。

○宮崎秀樹君 中国訪問、大変御苦労までございました。

そこで、最後の部分の骨格部分の修正という話ですけれども、民主主義というのは、もう話し合いを十分して話し合いが尽きたときに多数決で決める、これは民主主義のあり方の大前提です。

最近の国会運営を見ますと、どうもかつての我々が与党のときにとらなかつたような手法が、どうもファッショ的な強権的なようなことが起きてくるというような感じを私は抱いておるんです。これは大変心配だと思ふんですが、私はや

はりこの政治改革というのは、一回決めてしまつたら当分、これはすぐ変えるわけにはいかない、朝令暮改できないわけですから。だから、ここはやはり慎重に我々野党の意見も十分酌んでいただいて、その論議の中で、骨格部分ができないとかできるとか、今そういうことをここで言つていただくと困るわけです。ところが、もう新聞紙上は連立与党の皆様方がいろんなことをおっしゃっているんです。

きょう、ちょうど党首の方皆さんいらつしやるから私はそれぞれお聞きしたいんです。社会党は前委員長の山花大臣がいらつしやいます。私は、やはり骨格部分にどうのこうのという問題は、まだ今審議していますから、その中で仮におかしい、やはり改めるべきは改めるんだということになれば、これはそれなりに政府としても考えてもらわなきゃいけない、連立与党としても考えてもらわなきゃいけない、そう思うんですが、そういう考え方でよろしいかどうか、山花大臣から一度ちよつとその御意見を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、副総理がお話しになつていましたけれども、政治改革を仕上げるきやならぬ、先送りしてはいかぬ、こういう気持ちについては全く決意は一致しているわけでございます。そして、その上に立つて、私の立場ですと法案を出した自治大臣とともに責任者ということもございまして、今回はこれまでのかなりの議論というものを踏まえて、ベストはこれだということと四法案を出した経過でございます。

ただ同時に、提案しても、これを議論していただいてその結論が成立しなければいけないわけですから、衆議院におきまして十分与野党で御議論いただいて、そこでの結論については尊重する姿勢は持つております、こう一貫してお話ししてまいりました。

そうした経過もありまして、衆議院段階において与野党のかなり詰まつた議論もございました。残念ながらトップ会議でちゃんとした妥協という

ことにはなりませんでしたが、そこでの議員修正につきましては、政府はベストだと思つて法案を出してはおりましたけれども、議員修正については国会の御議論として尊重してきた、こういう経過でございます。

立場としてはベストだと出しておりますけれども、与野党の合意というものがあつた、あるいはそういう意味におきまして修正問題があつた場合にはこれはこれとして尊重する、こういう一般的な姿勢については当初から変わらなかつたつもりでございます。

○宮崎秀樹君 石田大臣、お立場でこれに対して御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(石田幸四郎君) お答えを申し上げます。いと存じますが、衆議院のこの法案が提出されて、特別委員会の皆様の間でもいろいろ御議論がございました。またその中で、ぜひ個人的にはこういうふうな御議論もあつた上、衆議院段階としましてはいわゆるトップ会議において修正がなされる方向で決まつたわけでございます。

今、参議院の方でさらに御議論をしていただいておりますが、先日衆議院の御審議の中で、やはり個人個人によりまして修正すべき問題のウエートの違い、さまざま御議論をいただいたところでございます。そういった御議論をいただいた上で、最終的にこれは与野党の間で協議して決めるべきものは決めるというふうになるのが先生が今御指摘になりました、よく議論を合つて最終的に採決するのが民主的な原則であるというふうにおっしゃつたことに沿うのではないかと。

特に私が強く感じておりますのは、何と云いましてもこの議論は大変長い議論でございます。政治改革の議論はもう五年もあつたわけでございます。また前回の国会におきましてはあのような形で解散総選挙になりましたけれども、その時点におきまして当時の与党である自民党の皆さんの議論と野党の議論にはかなり大きな隔たりがござ

いましたけれども、だんだん歩み寄りの話が委員会の中で展開された印象を強く持つておられるわけでございます。

そういう流れの中で今日まで来たわけでございますので、もうそろそろ結論を出すべき時期ではないかと、このように思つております。また、皆様方の御議論を踏まえて私どもも対応すべきものは対応すべきである、このように心得ている次第でございます。

○宮崎秀樹君 参議院で審議をするのは極めてまだ少ない時間でございまして。そういうことで、我々としてはやはり十分納得のいく審議を尽くして、そして妥協するものは妥協し国民のためにすることはやはり取り入れてやる、こういう姿勢が必要かと思ひます。大内大臣、お願いいたします。

○国務大臣(大内啓伍君) 選挙制度の改正は、言うまでもなく民主政治の共通の土俵にかかわる問題でございますから、やはり与野党が合意し得る案を見出すためにどの立場にあるうとも努力をするということが大事である、私は一貫してそういうことを主張しております。昨年の五月末の野党の党首会議においてこの問題を取り決めたときにも運用制を軸にしてお話ございました。今とすけれども、私はそれだけにこだわっていると野党の合意を得られるかどうか、逆に排他的な案をつくることにもなりかねない、したがって、あ

の合意文書の中には与野党が合意できる案をつくるために全力を尽くすという言葉を挿入していただいた経緯もございまして。

その信念は今日も変わらなかつたわけでございます。話し合いはあらゆる分野について行われるべきで、そしてそれが審議が尽くされて、できれば与野党の合意をもってこの問題が議決されるということが最も望ましい形である、私は今もそうかたく信じております。

○宮崎秀樹君 江田長官、お願いいたします。○国務大臣(江田五月君) 参議院での質疑の結果改めるべきところが出てきたらそれを改めるにやぶさかでないか、こういう御質問と思ひます。

もちろん、それはそのとおりだと思います。私は所管ではございませんが、閣僚の一員として、内閣として精いっぱい考えてこれがベストだというもので出したわけでございまして、国権の最高機関は国会ですから、あとはもうそこで十分議論をいただいて、こういう点はこう改めようということになればお改めいただきたい。現に衆議院でもそういうふうにされたわけでございます。

ただし、私どもはまないたの上のこいでござい  
ますが、料理はしていただかなきやいけな  
いといふことだと思ひますので、ひとつよろ  
しくお願ひしたいと思います。

○宮崎秀樹君 今、料理のお話が出ましたけれども、味つけだとか、基本的に腐っているものはやはりそれはかえていかなきゃいけないし、いろいろあろうかと思えます。

そこで、きよう私、これからちよつと太内大臣は御用があるというので、順番を交えて大臣から御質問します。

これから私が申し上げるのは、平成三年に海部内閣のときに出しました小選挙区比例代表並立制につきまして、そちらにお座りの皆さん方がこんな悪い法律はないんだということを実は決めつけておるわけでございます。

私は、きょうは揚げ足をとるわけじやございません。今これに賛成の立場で政府案として皆さん方はお出しになっているので、これは、国民に対して、何でそういうふうに黒が白になっちゃったのか、こゝら辺がわからないと。これは今からなら取り返しがつくんですよ、まだ日にちがありまゝすから。だから、こゝら辺がわかるように、私は、きょうは胸をかりて相撲をとると言いましたから、勉強させてもらつてもいいです。それから、決して私は嫌みでやらないですから、それから、決は、このやろうなんて思わないでひとつ率直に御説明していただきたいと思うわけでございませう。

そこで、大内大臣、大臣は平成三年一月二十九日に衆議院の國務大臣の演説に関する質疑をやつ

ていらつしやいます。その中で大臣は、「自民党政治改革要綱で示された小選挙区比例代表並立制は、どのような試算によつても自民党が四割の得票で八割もの議席を獲得するという、世界に例を見ない非民主的な選挙制度であります。議席に生かされない死票は、現行の中選挙区制の約三倍にも達するのであります。まさに、この案は、国民の意見を政治に正しく反映するという政治改革本来の目的から遠く離れたものと断ぜざるを得ません」。そういうことをおっしゃっております。

また平成三年八月八日に衆議院の國務大臣の演説に對する大内啓伍君の質疑というところでは、これはいろいろおっしゃっているんですが、「政府が導入しようとしている小選挙区比例代表並立制案は、あらゆる点で欠陥制度であると断ぜざるを得ません。選挙制度で最も肝要なことは、国民の多様な意見を国政に反映させることであると確信いたします。その面で小選挙区制は最悪であります。」と。

もう一つは、政治改革の根本である政治倫理確立のためにまず政治倫理法を制定し、また、政党選挙、政策選挙を助長するための政党助成法の制定、政治資金の透明化を実現するための政治資金規正法の改正を行うということを先にやれ、こういうことでございます。

このように小選挙区比例代表並立制ということに對して大臣はこのときは眞つ向から実は反對されたんですけれども、現在は賛成のお立場と、こういうことでございます。その辺の変わりようというか、現在なぜそれが全く反對の立場で賛成なさっているか、御説明いただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(大内啓伍君) 事実在即しまして率直にお答えをさせていただきます。

今の御指摘、お読みになりました点は、これは公の席の発言でございますからそのとおりでございます。したがって、そのような発言をどういう考え方に立って述べているかという背景を事実面に即して申し上げたいのは、私は選挙制度の改正に

ついでには二つのことを申し上げております。

つまり、日本の政治の今日的な課題というのは、三十八年にも及ぶ自民党の一元支配というのが続くような状態では民主政治というものは健全に機能しない、したがって、政権のもう一つの軸というものをつくり上げることに与野党ともに努力しなければならない、したがって、当時のような政治状況のもとで小選挙区比例代表並立制というものを導入した場合には自民党の一元支配を固定化してしまう、つまり今日の政治的な課題にこたえられない、したがって、そういう状況における小選挙区比例並立制の採用には断固として反対であるということを一つ述べております。

それからもう一つは、その政治状況というものが変われば我々はその選挙制度について自分の党の案だけに固執せずに大胆に決断して変化することがある、これは党大会の私の委員長あいさつでも外に向かつて申し上げているわけでございます。

そういう前提に立ちますと、例えば一つは昨年の七月の総選挙におきまして連立政権というものの誕生いたしました、政治状況が根本的に変わつた。つまり、政権の移動というものが行われました。その段階で小選挙区比例並立制というものを仮に採用いたしましたも、自民党の三十八年の長期政権を続かせるということにはならない。それからもう一つは、民意をできるだけ反映せよという面で、御案内のとおり、これは政府案は二百五十対二百五十でございますので、比例代表部分というものが自民党案、つまり当時の海部案の百七十一より大きく変化したのでございます。

したがって、同じ並立制といひましてもその中身は大きく変わり、また政治資金規正法その他では企業献金の問題も大きく変わりました。この二つの問題が大きく変化した。とすれば、日本の民主政治を健全に機能させるという一つの方法論として比例並立制というものを採用する条件というものが出てきた。したがって、その我々の方針については大胆に変化していいのだ。そういう意

味で、新たな方針をとった次第でございます。

○富崎秀樹君　それではお尋ねいたしますけれども、ただいまのお話ですと、自民党の一派支配を続けさせるから小選挙区比例代表並立制はだめなんだと。今の中選挙区制でこれは変わったわけですね。そうしたら、制度をいじる必要はこれであるんですか。それでは何で今度は二百五十、二百五十がいいたいというふうにお変わりになつたんでしょうか。

○國務大臣(大内啓伍君) 自民党の単独政権が昨年の七月の段階で崩壊したということは、極めて異常な政治事態というものが発生したわけでございまして、それは言うまでもなく例の金丸事件に発する国民の皆さんの大変な政治不信、政治に対する怒りというものがやはりああいいう政権の交代を引き起こしたわけでございまして、通常の政策論争の中で変わるという状況ではなかったと思うのであります。

したがしまして、あの七月の政變というのは、相当異例なといいますが、ハブニング的な一つの事態から生まれたものであつて、これから自民党の一支支配というものが崩れたという前提に立ちますときに比例並立制を導入するということは、それを通じて政権交代というものが一層促進される条件が整つた、私どもはそう理解しております、したがつて、そういう立場からすれば、小選挙区比例並立制というものをとり得る条件を日本の政治は持つに至つたと、私どもはそう判断した次第でございます。

○宮崎秀樹君 確かに自民党は、金丸事件等で大  
変金権体質というものをあらわしたことは事実で  
ございます。大いに私どもは反省しなきゃならな  
い。反省した中で、新生党へ大部分そのような人  
が行っちゃって、羽田さんは私達うと思いますけ  
れども、御一緒に連立を組んでいらっしゃるんで  
すから、同じ穴のムジナと言われても仕方ないわ  
けでございます。

いずれにいたしましても、政策論争で、そして変わるのには小選挙区比例代表並立制であるという

ふうに今大臣はお考えでございませぬ。間違ひございませぬ。そうすると、中選挙区ではそういう政策論争では政権交代が行われないうふうにお考えでしょうか。なぜ行われないうふうか。

○国務大臣(大内啓伍君) 自民党の一派支配が三十八年続いた背景としては、私はやはり大差の二大政党といえますか、自社五五年体制といものが基本にあったと思うのでございませぬ。ところが、昨年七月の選挙でそれも崩れてきた。そして、そういう状況の中で小選挙区比例並立制というものをとる場合には、やっぱり小差の二大政党づくり、私は二大政党論者ではありませんが、少なくとも政権の軸としては二つの大きな流れというものが出てくるであろうと。小選挙区比例並立制というのは、そういう政治状況が生まれた場合には機能する。

つまり、かつての野党も、自社の対立政治ではなくて、やっぱり双方に政策的には相当小差の拮抗するような勢力というものがこの並立制によって助長されるという基盤ができたのではないかと。ですから私は、昨年の七月の政変というものは選挙制度について我々の判断を要するべき条件が出てきた、そういう意味では賛成したのであります。

○宮崎秀樹君 大内大臣にばかり聞いておりますとほかの大臣のところへ順番が回リませんので、最初大変恐縮でございました。どうぞ御用の方へお立ちください。

本命の山花大臣でございませうけれども、大臣はその担当でございませう。

山花大臣も、平成三年八月二十日、予算委員会御質問にお立ちになっていらつしやいます。相手はこれは海部総理でございませう。

要するに小選挙区比例並立にすればすべて解決する、こういうことなんでしょうか。

と、こう言っております。

初めに小選挙区比例並立制ありきで、政治倫理の問題とか政治資金の問題を私たちから言わせれば棚上げしているんじゃないかと言わざるを得ません。できることをなぜやらぬのか、こういう疑問を投げかけなければならぬと思つています。

と、ここではできることを先にやれと、こういうことでございませう。そして、小選挙区制につきましては、

選挙制度ということについて、自民党の皆さんは、特に今度の小選挙区比例並立の中身を見れば、何か選挙制度というのは自分たちが当選するための選挙のシステムをつくること、これが選挙制度の議論だと勘違いしているんじゃないですか、そう言わざるを得ないというのが今度の小選挙区比例並立だと思ひます。

野党と話すこともない、選ばれる側のほんの一部の自民党の中のまたどのくらい割合でしようか、そういう皆さんがつくった小選挙区比例並立ということで、私は、国民の納得するところにはならないと思つているところであります。

と、そういうこともおっしゃつておりますし、明治以来の選挙制度、小選挙区、大選挙区、中選挙区がありましたけれども、小選挙区の時代、どうだったでしょうか。やはりお金がかつたのじゃないでしょうか。その反省の中で選挙制度は変わりました。

また、余り指摘されてはいないのですけれども、私が一番最初の六回の小選挙区の制度、その後二回を調べてみると、むしろ中選挙区になったときに二大政治勢力が集まっています。小選挙区の場合は四つアスアルファの政の競争というところになっていまして、この辺のところはどうも御説明と私は違ふのじゃないかと思つていまして、

と、こういうことで、どうもこれを読んでおつしやつたことを見えていますと、今おつしやつていふことと大変矛盾しているというふうに私思ふんです。

だから、そこら辺は、現在、大臣は政治改革の

担当大臣でございませうから、特にこの最後の部分、小選挙区には金がかかるんだ、そして二大勢力が集まるといふようなことを言つていますが、そこら辺のところもどういふふうにお考えになっていらつしやるのか御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 予算委員会等における海部内閣提出の小選挙区比例並立に対する批判と見解につきましては、私は今日においても、当時の議論として正しかったと、こう思つていふところでございます。

今、議論の中でも触れておられますとおり、私も八六年の八増七減、そして政治倫理綱領の制定等々からこの問題を担当してまいりました。政治改革はすべて選挙制度に問題があるのではなく、政治倫理の問題、政治資金の問題、腐敗防止の問題等々、全体としての政治改革を進めなければならぬ、こういう立論でございまして、当時はそういう立場から今引用されました批判をしておつたということだと思つております。

第二番目、海部内閣と今日の政府が提案した選挙の中身を比べていただきますと、明らかに大きな差がございませう。一番大きな問題というのは、そこでまさに私が指摘しております全体一体となつた改革をしなければならぬという部分であると私は考えております。

実は、よく引用されております平成五年七月二十三日の「政治改革政権の提唱」、新党、さきがけの提唱でありますけれども、政治改革法案の要点は以下の三つの点を挙げていられるわけでありまして、

第一は、小選挙区二百五十名、比例代表二百五十名による小選挙区比例代表並立制を基本とする。しかし、これだけではなかつたわけであり、第二番目に、徹底した政治の腐敗防止のため、連座制の拡大や罰則の強化などを図る。第三番目に、政治資金の透明化を図り税額控除制度及び政党に対する公費助成を導入することによって企業団体献金の廃止に踏み出す。こうした三本の柱が

加わつていふところでありませう。

最大のポイントには、企業・団体献金の廃止に一步踏み出すことを含めた腐敗防止のための施策、連座制も厳しくいたしまして政治資金規正法についても私はかなりの前進があると思つておりますけれども、そうしたものを全体一体として政治改革の法案として提出していただくと、こうでございませう。

評価ということになれば、そうした新しい観点、総選挙における国民の政治不信が頂点となつた中でなされた審判を重く受けとめて政権交代を実現された、そうした経過の中で全体としての政治改革を進めよう、こうしたことになつていふわけでありますから、単に形だけ選挙制度の部分について海部内閣のときの並立制、今回の並立制といふことだけではなく、全体としての政治改革についてこれまでの議論と国民の要請、期待にこたへた部分というものが全く違つていふものである、こういうふうに考えている次第でございませう。

○宮崎秀樹君 山花大臣のお話は、今のお話を聞くとよくわかるんです。

ただ問題は、このときに、それならばこうしたらどうだという御提案なり、そういうふうな踏み込んだ政治改革をやるうじやないかという姿勢が果たしてあつたかどうかという問題、そこら辺は、今になっていい子になつていふようなこととおつしやつていられるけれども、そのとき既にそれがあればとくに政治改革はもうなし遂げられていたんです。そこら辺はやっぱり私は認識をここで反省をしていただかないといけないうじやないかと思ひます。

続けて佐藤大臣、時間がございませぬので、せつぱくお呼びしたのでちよつと聞かないと悪いんですから。

大臣はわかりかしいことを言つていられるんですけども、しかし、この制度は「何か木に竹を接いだような制度でこれによって政権交代が起りやすい、民意が正確に反映できるようなことを言つ

ていますが、全然逆です。」と、こう言っているんですね。これは平成三年九月十三日の政治改革に関する特別委員会でございますが、そこで大臣がそういうことをおっしゃっているんですが、大臣、これは一体どういうことなんでしょうか。

○国務大臣(佐藤栄樹君) 当時の山花委員長からもお話しがございましたけれども、比例代表制というものと小選挙区制というものが持っている性格が違うことはもう委員御承知のとおりでございます。したがって、海部内閣のときには小選挙区制を中心にして補完的に比例代表を使っているという制度が出てきたわけであります。政治資金につきましても、企業・団体献金を当時は二つだけという政治団体として認めるという制度だったわけであります。いずれにしろその後党内の中でもいろんな議論がありました。

そして、どうも宮崎委員のお話を今伺っていると、変わったことが悪いようにとられるのでありますけれども、しかしどうでしょうか、今の国民が求めていることに對して政党として政治改革を実現するために、御承知のように党内にはいろいろな議論がある中を、難しい中ではございますけれども、やはり国民の期待というものが私にたえて苦しい中を進めていくというのが私は政党としての役割だということに思っておるわけでございます。

したがって、昨年二月ぐらいいから私の方は公明党さんと一緒に法案をつくって、そして併用案を出しました。それから、自民党さんの方は五百名の小選挙区制を出されました。これをいろいろ議論をいたしまして、政権の集約化、民意の集約化、あるいは多様な民意の反映化ということ、政治資金は企業・団体献金は認めるべきか認めざるべきかということで百何十時間と議論をしたわけでございまして、そのいろいろな議論を踏まえてここに出てきているわけでございまして、その制度そのものを学者的にいろいろな評価をすればいろいろなことは言えると思いますが、しか

し、現実、我々は政治の中におけるわけでございすから、やっぱり国民の皆さんの期待に沿うようにのおの各党とも譲り合って出してきたのがこの政府の案でございますので、そういうふうには御理解をいただければ十分おわかりいただけるのではないかと、こう思っております。

○宮崎秀樹君 今私が変えないのが悪いというのは誤解でございます。悪いと思っているのはあなたの方でございまして、悪いわけですよ。というのは、木に竹を接いだようなど、これはもうだめだと言っているわけでしょう。ところが、今、小選挙区と比例代表、まさに全然違う制度を組み合わせてやっているわけですから、それを今やっていると、私は賛成なんです。いいんですよ、だけれどあなたの方がこのときに反対をしようというところは政治改革をおくらせたいということなんです。それで今になってまさに悪いのは自民党だということをおっしゃるわけじゃないですか、これはやはりおかしいんで、だからこれはお互い悪いところは悪い、いいところはいいと認め合ってやっ

ていかないと物事は進んでいかないと、私はそう思うわけであります。私は佐藤さんのお人柄をよく知っていますから、皆さん自分だけが悪いと言っているけれども、それが大きな間違いであります。これは反省するところは反省し、また助け合うところは助け合っていく。そして国民のため、国家のためになることはみんな賛成する、それが私は国民から選ばれた人の責務ではないかと思うわけでござい

ます。ただ、これはやはりはっきりしておかないと国民がわからないわけですよ。だから、こうやって議事録に残るようなことをきくと私はやりたいと思つてきよう言っているだけの話でございます。それから、決して揚げ足取りではないということを再々申し上げます。そこで、石田大臣でございますけれども、また石田さんも激しいことをおっしゃっているんですね。これは平成三年八月七日、国務大臣の演説に

対する石田幸四郎君の質疑ということで、これは、

その第一は、得票率と議席占有率の著しいずれが生ずるということでありまして、四〇〇台の得票率で七〇〇、八〇〇の議席獲得率に結びつくという見られる制度がどうして公正な選挙制度でしようか。

そして、小選挙区比例代表並立制は民主政治の公正の原則に完全に背を向けたものであります。

第二には、小選挙区制では死票が多く、少数意見の抹殺につながり、新人が当選しにくいなど、まことに非近代的な選挙制度であります。

第三は、小選挙区制は政権交代を可能にし、二大政党時代を促進するという議論を持ち出されますが、果たしてそうでありましょうか。二大政党どころか、一強のみをつくることになりかねないゆゆしき制度であります。

それから、ともあれ、政府・自民党が導入しようとする小選挙区比例代表並立制は、政治改革につながらず、政治改革にはなりません。私も、小選挙区比例代表並立制には断固反対であります。

そこで、「拍手」と、こうなっておりますが、これは当時の野党の方の拍手だと思っておりますけれども、いずれにしろ、そういうことをおっしゃったということに關しまして、現在この小選挙区比例代表並立制を進める立場で、どういう経緯でこのように全く変わられたか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(石田幸四郎君) お答えを申し上げます。まず、公明党がまさに現時点におきまして従来の認識を変えて、そして今、このような立場で連立政権を組み、新しい政治改革をお願いいたしておるわけでございます。なぜ公明党がそのように変わってきたかということ若干申し述べさせていただきますと思うの

ですが、一つは、やはり日本の政治の基本的な欠陥は政権交代が長い間行われてこなかったというこの現実、これを何とか変えたいと思ひながら、中選挙区におきましていわゆる定数の変更を強く要求してきた経過がございます。

しかし、それは成功しませんでした。そして、海部内閣が小選挙区並立制を御提案され、そしてまた宮澤政権におきまして単純小選挙区制を提案されました。私は、そこからわかにこの政治改革論議というのは政界全体に強く検討すべきという、そういう状況に立ち至ったというふうに理解をいたしておるところでございます。

公明党の転機が二つございました。

その一つは、おととしの党大会におきまして、新しい政権の軸づくりということに党大会で提案をし決めておるところでございます。これはやはり長い間の自民党体制がございました、その中で政権交代ができなかったという歴史的な事実があるわけでございまして、また時代の変化、社会の変化、国民の期待、そういったものを考えたときに、まさにもう新しい政権の軸づくりが必要ではないかということをお考えなわけでございます。これが党内に一つの大きな転換期になっておるわけでございます。

もう一つは、いわゆるこの政治改革論議が盛んに行われるようになりまして、特に宮澤政権下におきましてあのような特別委員会の議論というもの、お互いに対立をしておりましたけれども、政治改革をどうしてもやらなければならぬという各党の強い意思というものがある委員会の中で私は明確になってきたと思うわけでございます。そういうわけで、多くの会派があるわけでございいますから、また共通の土俵をつくるという政治改革の性格が決定づけられているわけでございいますので、どうしても合意を得なければならぬ、合意を得られるような案をつくらなければならぬ、この私どもは考えたわけでございます。そういうわけで、当初は社会民主党や他の政党の方々と併用制を単純小選挙区制につけて、そ

ういう案を出したわけですが、あの特別委員会の議論の進展の中で、何としても共通の土俵づくりのために努力をしようという雰囲気が出てまいりました。そういう中で、お互いに接点を見出せるものは何だろうかというのを考えたときに、併用制ではなく連立制というものがいわゆる亀井さんたちの提案によって出てきたわけでございます。私も、これは一つの接点になり得る、かなりお互いが近づき得る案だというふうに思っています。当時、社会党を軸に六会派の代表が集まりましてこの連立制に踏み切ったわけでございます。これが第二の転換期でございました。

私たち公明党としては、この連立制というものはどちらかと言えば併用制よりも小選挙区並立制に近いのだと、そこに踏み切るにはかなりの議論があったのでございますけれども、接点を求めなければならぬという国会の状況、国民の皆さん方の御期待ということを考えたときに、まさにルビコンを渡らなざるを得ない、こういう強い意思で実は連立制に踏み切った経過があるわけでございます。

そして、連立政権ができてから、この小選挙区比例代表並立制というものが提案をされて八会派の合意で連立政権ができたわけでございますが、そのときは、いわゆる連立制からも一歩踏み出すような案が将来出てくるだろう、こう実は覚悟を決めておりましたものから、率直に申し上げましてそこでそういう並立制に踏み切った。ただその場合、政府提案が二百五十、二百五十でありましたように、やはり民意の集約、反映というものも相当加味されたものであるというふうに私たちが理解をして当初お願いをした経過があったわけでございます。

過去において、確かにそういうような並立制に対する厳しい私たちが批判を展開いたしました。その議論はその当時の政治状況からいってそう間違った議論ではないとは存じますけれども、今御指摘をされてみますれば、確かにおっしゃる問題点があったであろうということは認めざるを得ない

わけでございます。ただ、時代の変化、どうしても新しい時代に新しい政治が対応できる状況をつくらなければならぬという悲願にも似た気持ちをぜひ御理解いただければと思うのでございます。

○宮崎秀樹君 大変まじめな御答弁をいただきました。私は、それはそれなりに今お聞きいたしましたけれども、非常に苦渋に満ちたいわゆる選択であつたというふうに理解するわけですか。

時間がございませんで、江田長官、長官はわかりかマイルドなことをおっしゃっているんですね。ただ一言、並立というのは小選挙区が基本で、併用というのは比例代表が基本で、これは水と油だからまじらないといいますが、私たちがいるいは理論的にはそうだと思うと、これは肯定してあります。

そこで、江田大臣はこれをどういうふうに今お考えになつていらっしゃるんですか。

○国務大臣(江田五月君) 長い経緯はもう省略をさせていただきますが、やはり政権交代がずっと起きないという状態を見て、どんな制度でもそれぞれ長所も短所もあると思ひますが、同じ制度をずっと続けていくとどうしてもそこに悪いところがあると思ひます。私は、中選挙区制度というのもそういうもので、一言で言えば制度疲労、これは変えたい。

そこで、私も随分前からいわゆる併用制というものを提案してはいたわけ、そこへ海部内閣が当時並立制の提案があつた。並立制というのは小選挙区の欠陥も比例代表の欠陥も両方ともそのまま残つて両方のいい面がうまく組み合わさらない、これを組み合わせるものが併用制だからその方がいんじゃないか。そこで、海部内閣の当時私に私は併用制の主張をして、並立制の政府案を批判してはいたわけ。

ただ私は、海部内閣当時、当時の海部総理大臣と衆議院の方の委員会で対峙をいたしました。そのときに海部さんに聞いたんです。並立制と併用

制は水と油だ、まじり合わない、そういう言い方があると。理論的にはそうであるが、しかし国民から見ますと、一人を選挙区で一票をまず行使します、そして次にもう一票で政党を選びます。それがどういふふうにつながっていくかというのが選挙制度ですが、国民がそういう選択をするときの基準というのは同じことなので、それが水と油だという議論の方がむしろ国民にはなじまないんじゃないでしょうか。海部さん、ひとつ野党と妥協する気持ちを持たらうとどうですか。そうすると野党の方も妥協する気持ちを持てるじゃないですか、どうですか。こういうことを聞いたわけなんです。

ところが、当時、海部内閣総理大臣はその妥協の一步を踏み出すことができなかったとつづけたといふことでありまして、私は今でも同じような気持ちで並立、併用ということに、余り言葉にこだわることではない、むしろ並立だって海部内閣のときだって重複立候補、そして惜敗率による比例順位の決定、そういう知恵があるわけだから、そこをじっくり議論をしてみる必要がある、今もそう思つております。

○宮崎秀樹君 この話は切りがございませんで、時間がございませんで次に参ります。

そこで、公職選挙法の一部を改正する法律案を、これが出ました。そもそも憲法四十二條で「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する」と憲法で認められておるわけでございますが、今まで衆議院、参議院の議論を通じて、参議院の選挙制度に關しては、衆議院のこの選挙法の改革を見た中であつた方では勝手にやりにくい、こういう答弁がございしました。ところが、この公職選挙法の一部を改正する法律案要綱の中で、一体参議院の選挙制度にまで足を踏み込んでどの部分まで口を出しているのかと。あと、もうこれ、全然全体を考へなくて別に参議院がつくつてもいいの、一体そこら辺はどういうふうな基本的な考へていらつしやるか、山花大

臣、お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 一言、さっき触れていただいた、当時、政治改革全体の中では選挙制度、衆議院、参議院、地方とこういう格好での問題提起もしたことも記憶しておるわけですが、決して参議院を忘れたということではございませんで。

やっぱり八次審の流れ、そして、以来、与野党におけるそれぞれの内部の議論、最近の参議院段階における御議論等々につきましてもできる限り勉強させていただいたつもりでございまして、全体としては、年内あるいは選挙の審判を受けて早期に政治改革を仕上げる必要はない、こうしたことから考へるならば、まずは衆議院についてこれまでの議論を踏まえて改革をなし遂げ、そして同時に参議院についても御議論をしていただきたい。引き続き参議院の選挙制度につきましても、いろいろ時間の見通しもおありになると思つておりますけれども、与野党の議論を進めていただき、それを十分拝聴しながらこれからのことについて検討を進めなければならぬ、こういう気持ちでございます。

今回の法案では、いわば参議院の制度の骨格についてはもちろん触れておりません。どうしても触れなければならぬ部分というものはございしました。例えば衆議院の制度とのかかわりで、ピラとカボスター等々につきましてもどうしても変えなければいけないという部分でございしました。それから問題になつてくる戸別訪問の問題等についても、これまた片方だけというわけには、同日などがあると、これは衆参だけではなく地方選挙との同時選挙等々を考へると、どうしてもやっぱり決めなければいかぬという格好で、骨格につきましても実はセーブした形になつてはいるわけでありまして。

それは今日既に進んでいる、自民党内でも議論が進んで、過日は参議院の選挙制度改革大綱が出ておりますし、与野党の皆さんも御議論をしていくということをお承つております。

したがって、まずは衆議院について改革をなし、そして引き続き参議院についても、これはもうピッチを上げてやらなければいけないテーマだと思えますけれども、やっていただきたい、こういうことでございまして、その意味では骨格については触れていない、こういうことでござい

ます。

○宮崎秀樹君 それでは、この中の「第一 衆議院議員の選挙制度に関する事項」というのがござい

ます。その四番に「投票」というのがありま

す。「投票は、記号式投票の方法により」と、こ

れはもう衆議院だけでございすね。

○国務大臣(山花貞夫君) 現在、提案しているの

はそのとおりでございます。

○宮崎秀樹君 そうしますと、衆参同日選挙にな

りますと、投票方法が比例代表で全然違うとい

うことになりまして、これは選挙民は大混乱を起

すんじゃないでしょうか。だからこういうこと

も、参議院というものがあつて、そして一緒に話

し合ひをするものはその中で二院制であるのだか

らやらなきゃいけないと思うんですが、いかがで

しょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 現在、知事選挙ある

いは自治体におきましても補欠選挙などについて

は既に記号投票が導入されているところもござい

ます。その意味におきましては、ちよつと全体の進め方がばらばらになっているという現状ですけれども、今回、衆議院につきましては一票か二票か等々の議論も重なりまして、まず衆議院においてこの記号投票を初めて本格的に導入したい、こういうことであるという利点なども考えた中で提案させていただいた次第でございます。

当然、ここで衆議院について記号投票ということになれば、将来の選挙の仕組みがどうなるかと関連しますけれども、参議院についても記号投票ということにいろいろ研究が進むのではなからうか、こういうふうに思っているところでござい

ます。候補の人数その他いろいろ検討しなきゃいかぬというところはありますけれども、当然そ

う方向での検討が期待されるものではなからうか、こう思っております。

○宮崎秀樹君 この記号式の投票に関しましては、配列、右側から左側へいくのか、上下にやるのか、こういう問題がございすね。これは順番

が早い方が得じゃないか、非常に不公平じゃないかという御意見があります。なぜ自書式じゃ

いけないんでしょうか。

○国務大臣(佐藤親樹君) 今の御質問は二つの問題があると思ひます。

一つは、記号式を採用いたしましたのは、やはり有権者の投票の意思というものをできるだけ、つまり無効投票にならないようにするためには判定がしやすいとか、あるいは選挙訴訟がそれによつて少なくなるか、短時間で投票ができるとか、投票の秘密、例えば極端な話、余り長い人の名前ですと割合長くなる者があれを書いたんじやないかと小さな村なんかで言われるというようなこともあつたりして、画数の多い氏名とかそんなようなこともあつて、投票の秘密が守られるとかいうことがあり、その前提として、ちよつと山花大臣からも言われましたように、小選挙区で出る候補者の数もあるいは衆議院の比例で出る数も政党としては大体そんなに多くならないであろうと。したがつて記号式が可能ではないか。ところが、参議院の比例の場合には四十幾つござい

ますか、出ていゝと思ひます。したがつて、これをあらかじめ印刷してやるというのは非常に難しいというございす。したものでありますから、この際、今申しましたような記号式の利点を衆議院に

入れるために記号式にしたわけでございす。

それから、小選挙区の場合に氏名を書く順番でございすけれども、小選挙区は各県ごとの選挙が扱いますので、選挙におきましてくじ引きをやつてもらうというのが法の第四十六条第六項に書かれております。比例代表は全国一本でござい

ますから、これは中央選挙管理委員会できつて引いてその順番に並べさせていただく、こういうことになっております。

○宮崎秀樹君 そうしますと、衆議院の方はそれでいくんだ、参議院の方は参議院の方でこれから議論して別の方法でやつてもいいんだ。いいんだということとはこれから議論になるわけでござい

ますけれども、全くそれにはこれは触れていないというふうに理解してよろしいですね。

それでは、時間がいよいよでございますので、医療にか

かわる問題をちよつと聞きたいと思ひます。

現在、寝たきり老人が大体七十万から八十万お

ります。また、在宅で介護している病人、そういう方々も相当な数に上つておる。こういう方々のいわゆる投票に関しまして下村委員から先般こ

で御質問があつたと思ひますけれども、そういう方々に対する対応といひますか、そういう者に対する特段の配慮といひものは今検討されておりますで

しょうか。

○国務大臣(佐藤親樹君) 投票に関しましては、できるだけ投票者の利便を促進するために、病院とか老人ホームの場合には、先生がよく御存じのように、おおむね五十人以上のところは選挙管理委員会が指定をいたしましてそこでやつていいということになつておるわけでございす。ただ、寝たきりの在宅の方につきましては、この前も答弁させていただきましてように、郵便投票を認めたらどうかというお話もあるものであります。本人が書いたのかどうかを一体どうやって判定するかということが難しいものですから、それがなかなかできない。

いずれにいたしましても、この指定の病院とか老人ホームの投票というものは不在者投票として例外的な取り扱いになつておるものですから、冒頭申し上げましたように、やっぱりそこで本人が投票したというその選挙の公正ということが期待できる五十人以上という一定の規模を持つてゐるものについて、選挙のそういう投票する場所を隔離してやれるというところで五十人という線で一応仕切つておるわけでございまして、その意味では在宅の方の投票というものが、私、下村委員の答弁にも申しましたけれども、まことに頭が痛い、

こういう状況になつております。

○宮崎秀樹君 大臣、有床診療所というのは、これは特に佐賀県とか、もうわりかし田舎の方へ行くと非常に多いんです。十九床までです、これは。こういうところも手当てしてもらわないと、やっぱり抜けるわけでございすから、これはひとつお考えいただきたいと思ひますが、いかがで

しょうか。

○国務大臣(佐藤親樹君) そこが、今申しましたように投票用紙の交換の問題とかあるいは不正にほかの人が入れちゃわないかどうか、どうやってそれを十九床の規模で、監視をすると言つと変な言い方でございますけれども、選挙の公正を害させないようにするのか、そういうことで今悩んでおるところであります。

なお、ちなみに病院につきましては、もう時間がありませんから簡単に申し上げますが、指定率が七〇・八%、老人ホームが九二・八%、身体障害者更生援護施設が四一・八%、保護施設が三七・三%という状況になつておりました。平均しますと一万四千九百五十五の施設に対して一万九百五十というところで、七三・二%というのが指定の病院あるいは老人ホームということで例外的な扱いとして不在者投票を認めているわけでございす。

先生御指摘のように二十床以下のものについてどうしていかというものは、これからなお慎重に、そういう意味で選挙の公正をどうやって担保するかという観点から慎重に考えなきゃいかぬことだと思ひます。

○宮崎秀樹君 ぜひこれは実現に向かつて努力していただきたいと思ひます。

総理が来られましたので、政治倫理の問題に入りたいと思ひます。

総理、昭和六十一年の十月に政治倫理綱領を国会の場で議決しているんですが、御存じでし

ょうか。

○国務大臣(細川護国君) 存じております。

○宮崎秀樹君 そこに、

われわれは、国民の信頼に値するより高い倫理的義務を徹し、政治不信を招く公私混濁を断ち、清廉を持し、かりそめにも国民の非難を受けないよう政治腐敗の根絶と政治倫理の向上に努めなければならない。

またもう一つは、われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合にはみずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

こううたつておるわけでありませう。そこで、先般私どもの清水委員、服部委員から佐川問題が出まして、そのときに、総理は会計面においてまさに公私混濁ではないかという指摘があったと思うんです。というのは、領収書をも

らつても、いわゆる個人的な問題に使つたものをこれもわからない。しかも政治的なものを使つている人も同じ事務所を使つていふ。こうなると、やはり公私混濁ととられても仕方ないと思うんです。

この辺は、この政治倫理綱領に照らして総理はどういうふうに考えていらつしやるでしようか。また、今後それをどういうふうにお改めになるか、その辺をちよつとお伺いしたいと思ふんですが、いかがでしようか。

○国務大臣(細川護国) 再々この委員会でも申し上げておりますが、政治問題について借入をしたということではございませんで、あくまでも他の問題について借入をしたということでございますから、確かにおっしゃる通りに、その事務を担当した者は私の事務所で担当したわけでございますから、さういふお話をさせていただきますが、しかし、そこそこは厳然と区別をしてやつてきたつもりでございます。今お話しした政治倫理綱領というものにとりまはさなかつたといふふうには私は確信をいたしております。

○宮崎秀樹君 ただ、総理、新聞紙上でも疑惑はあるんだというふうには国民はみんなとていますので、ここら辺は総理のお考えと国民の考え方は

乖離していると思ふんです。ですから、そこら辺はきちつと整理なさつた方が、これは一國のまさには国民のかがみである総理でございますから、やはりそこはきちつと今後やつていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(細川護国) 疑わしきことについてそれを晴らしていかなければならないという点につきましても当然のことだと思ひますし、私としてもできる限りの努力をしていこうと思ひます。

今後とも、そうした点につきまして私のできる限りの努力をしてまいりたいと思つております。○宮崎秀樹君 ぜひそう願ひしたいと思ひます。

ここで、大蔵大臣が来られたので、唐突なことなんでしょうが、政治改革を今やつております。しかし、不況対策等、非常に今国民の現場では大変これが頭の痛い問題になっております。また、先般話が出ました医療機関も大変なダメージを今受けておりました。四月の医療費の改定、これが来年度予算が成立しない、要するに四月一日からの予算が執行できない、それで四月一日からもう恐らく無理だらうと。早くて七月、遅くなれば十月だなんという声も聞こえてきますが、これじや大変なんです。

それにさらにかつて加えて、最近の新聞紙上で、いわゆる社会保険診療報酬にかかわる事業税の非課税措置の撤廃というのが、自治大臣、出ましたですね。私も非常に今、医療界から、こういう事態にさらさるにこういうことをやられると、私が先般予算委員会に質問いたしましたけれども、まあ赤字病院がほとんどでございます。そういう中でこういうことをやられるのは困る。あれは普通の税制と違ふんですね。あれは議員立法でできた税制で、大臣もう詳しく御存じだと思ひますので説明いたしませんけれども、政策税制でございますから、これはきちつと守つてもらわな

きや困る。一つは医療費の改定問題、それからもう一つは

税制問題、この二つについて、大臣、ひとつ前向きに御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤井裕久君) まず、現在の景気情勢というものは非常に重大に私ども受けとめております。

総理から十二月十七日に御指示がありまして、経済企画庁長官を中心として経済対策を早急に立案するように、現在中旬に向けて努力をいたしております。その中に第三次補正が当然入ることはもう御承知のとおりであります。

そういう後を受けて平成六年度予算の編成作業に入るわけですが、御承知のように、今もまさに宮崎委員御指摘のように、平成六年度予算というものは、景気だけではない、やはり医療のあり方とか社会保障のあり方、教育のあり方、防衛のあり方というふうな細川内閣の基本方針を示すものであります。そういう中で今お話しした点は議論していくべきことだと考えておりますし、今医療機関というものが非常に一時のような状況ではないということもよく承知をいたしておりました。そういう中で検討させていただきたいと思ひます。

また、世に言ういわゆる政策減税の問題でございます。医療の問題が特別の理由によつてできている経緯もよく承知をいたしておりますが、同時に、現在、税制のあり方というもののなかではやはり政策減税というものを、もうあらゆるものについて一度白紙で見直すべきではないかという強い御意見があるということも事実でございます。もので、平成六年度においては税制改正の中でいわゆる政策減税のあり方は議論していかなければならぬと考えております。

ただ、今の御指摘のことは事業税でございますので、佐藤自治大臣がお答えすべきことではないかと考えております。

○宮崎秀樹君 大蔵大臣から自治大臣の方へバトンタッチでございますけれども、自治大臣、今社会保険診療報酬の事業税の非課税を撤廃されますと、大体七百五十億ぐらいだと思ふんですが、し

かし、私も医師、また医療機関が担っている状況を御説明しますと、学校医だとか、それから住民健診だとか、予防注射だとか、これらはボランティアの全く安い料金でやつておりました。これは学校医なんか年間平均二十一万ぐらいですから、これを正規の社会保険診療報酬の点数に置きかえて、事業税の非課税が撤廃されれば、いただくとなります。これは七千億から八千億になるんです。今の十倍ぐらいいただかなきゃいけない。だから七百五十億じゃ撤廃されると我々は、事業税というのはもう赤字になることをやっちゃいけないんですから、救急医療みたいな不採算性医療はできなくなるわけですね。

そうなつてくるとやはり私は社会に及ぼす影響というのは大変大きいものがあると思ふので、いろいろなことを勘案した中で、これは自治体としてやはり地域の医療、国民医療を守るといふ責務があります。しかも、救急医療というのは今八〇%民間の医療機関がやつていっているわけですよ。公的医療機関というのは余りやつていないんです。ですから、そういうことも考えた中でひとつ御返事をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○国務大臣(佐藤観樹君) 御承知のように、税調から指摘を受けております不公平税制は法人事業税の関係で二つございまして、一つはマスコミ七税と言われる問題、それから社会保険診療報酬にかかわる問題でございます。

おのおのちよつと状況が違ひまして、一つは、マスコミ七税の関係は、ことしの三月で期限切れになる問題でございます。それから社会保険診療報酬の方の問題は、あれは昭和三十一年から二年だと思ひましたが、池田大蔵大臣の時代からずっと続いているいろいろな経過を持つてい

る問題でございます。あわせて、今、社会全体がこういう不景気な中でございまして、そのことを背景にしながら、委員今御指摘のような状況も、あるいは我々の方の公立病院の経営の状況等も、私も理解をいたしまし

うか状況を承知しておりますので、そのあたりで藤井大蔵大臣とかあるべきかということにつきまして十分議論して結論を出していきたい、こういうふうに考えております。

○宮崎秀樹君 大蔵大臣と自治大臣とお二人で話し合って結論が出るならこれは非常にありがたいんですけど、連立の方々は八つ頭がありますのでおまとめになるのは非常に大変だと思います。

総理、今のお話を聞いて、総理としてこういう状況を実際にどうやって打破していくか、総理のお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(細川護国) よく両大臣でお話しただいて詰めていただきたい、このように思っております。

○宮崎秀樹君 総理もそれぞれいろんな人を抱えているから大変だと思えますけれども、総理は最高責任者ですから、最後に決断を下すのは総理なんです。ひとつそこら辺は毅然としていい方向へ結論を出していただくようお願いいたします。

今答えていただいても結構ですけれども、お答えできませんか。

○国務大臣(細川護国) 今のお話もよく踏まえて、両大臣でよく検討をさせていただきます。

○宮崎秀樹君 これ以上幾ら言っても私の納得いく回答は得られないと思えますけれども、今の社会全般が大変な不景気ということで今みんな頭を抱えております。どこへ行ってもそう言われております。私は月曜日は、きょうは月曜日でございませうけれども、国会がなければ大体患者さんを診ております。患者さんから言われるのは、何とかこの景気をきちんと立て直してくれということでございます。

そういうことでございますので、政治改革ももちろん大切でございますけれども、どうか景気対策に向かって全閣僚、ひとつ力を合わせてやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。(拍手)

○榊原昌君 榊原でございます。

今、私もまた歩きあるいはいろいろな方と接合をしておりますと、経済の悪化が一番心配をされ、またにはその声が満ち満ちているということでございます。きょうは政特ということでございまして、予算委員会を開いていただきたい、この議論をしていただきたいと言ってもなかなかそういうことがないようでございますので、きょうは私は、そういう意味で総理が御出席なすっておられるところで若干予算に触れての質問をしたいと思います。

私は、今の与党の中で経済政策が大変おくられている、経済政策をなかなかやらないじゃないかという声の原因は、昨年の暮れに予算委員会が十五日で終わったにもかかわらず年内編成をしないと云ったところにすべての原因があると思えますが、年内編成をしないということをお決めたくなった理由は何でございますか、総理からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(細川護国) 政府としては、年内編成という方針、方向のもとにできる限りの努力をしてきたわけでございますが、しかしながら現下の経済情勢に対応するための第三次補正予算の編成もございまして、また政治改革法案の審議の状況というものにも対応していかねばならないということもございまして、平成六年度予算については残念ながら越年ということになったわけでございます。

○榊原昌君 今いろいろ理由を述べられました、その理由は、所得税減税をしようと思ふんだけれども実はその財源について政府・与党の中で調整がつかなかった、したがって予算編成を行おうとすれば与党の中で意見の統一がとれないので年内編成はできないということ、それがさらにがたがたと政治改革特別委員会の審議にも影響が及ぶんじゃないかと恐れて年内編成を延期されたんじゃないんですか。

○国務大臣(細川護国) 基本的な理由は先ほど申し上げたとおりでございますが、財源の問題についてはもちろん本格的な景気対策というものを講じていく上でそのところを十分に詰めていかなければならない、そのところの作業についても時間的にまだもう少し時間が必要であるというような事情があったこともそれは確かでございますが、一面で事実でございますが、しかし主たる理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

○榊原昌君 いや、今お伺いしてびっくりしてゐるんです。予算というのは、通常十二月中旬に編成をして、そして一月の終わりに国会に出すというのが普通なんですね。普通ならば普通におやりになればいい。いろんな問題がある。そんなものいろんな問題は毎年あるに決まっていますよ。しかし、越年予算編成を決めた、年内予算編成ができなかったのは減税のせいじゃないんですか、もう一遍お答えください。

○国務大臣(細川護国) 何回も同じことを申し上げて恐縮ですが、先ほど申し上げたとおり、ことしの予算、それから二次補正、それからまた三次補正、それからまた新年度の予算、とにかく切れ目のない財政出動というものをすることによって景気に配慮した姿というものをつくっていく、そういうことで努力をしようということ、とでこのようにしたことということでございませう。

○榊原昌君 今、御回答でございましたけれども、私はちゃんとした御答弁をしていただけてないと思ふんです。

それならば、なぜ一月の中旬にやらないんですか。十二月の末にできなかった、それはそれでいろいろな事情はあったかと思ふます。だけれども、一月の中旬にやればいじやないですか。やらない。どういふわけでしょうかね。それじゃ、平成六年度の本予算の編成はいつおつくりになるのか。今まで政府はいつつくるといふことを避けて通っておられまして、延びる延びるとしか言っていないんですよ。

政治改革特別委員会が終わってからこの厄介な問題に手をつけよう、そういうお考えですか。総理、お答えください。

○国務大臣(細川護国) 三次補正のお話の方が先になるということはもちろんでございますが、できる限り早くそれに引き続いて当初予算を編成したい、こういうことで努力をしているということでございます。

○榊原昌君 今、三次補正が大事なんだというお話がございました。三次補正というのは、ずっと新聞等で拝見をしておりますと、一月の中旬に経済対策をお決めになって、そして、それをもとにして補正予算をおつくりになるといふぐあいに考えるんですけれども、それはそうなんですか。

○国務大臣(細川護国) 一月中旬を目途に経済対策というものを策定いたしました、そして三次補正を考えていく、そういうことでございませう。

○榊原昌君 経済企画庁長官にお伺いをしたいと思います。

第三次と云ってよろしいかと思ふますが、緊急経済対策は一月の中旬におつくりになる目途で今作業をしておられると思ふますが、それはそのとおりに考えてよろしいんですか。

○国務大臣(久保田真苗君) 経済企画庁としましては、三次補正の追加対策を含む総合的な経済対策を一月中旬に取りまとめるようにという御指示をいただいておりますので、その目途で作業中でございます。

○榊原昌君 どういふことを対象として作業しておられますか。概略を伺わせてください。

○国務大臣(久保田真苗君) これは、景気浮揚全般にできるだけ役立つような施策を取りまとめるということでございます。年、初めに総理が記者会見でもお示しになった六項目というものがございまして、大体その筋に沿って各省が作業をし、それを私どもと協議しながら取り入れていくということになります。

具体的に申し上げますと、景気に即効性のある規制緩和の実施、三次補正と六年度予算をあわせ

○横崎泰昌君 いや、さっきお伺いしましたように、経済対策として減税をお書きになる、そのときには財源をどういうぐあいに調達するのかどうか、これについては言うのか言わないのかわから

景気対策の焦点・所得税減税のネックは財源問題である。減税だけを食い逃げし、そのツケを赤字国債に回すことは絶対にあってはならないと大蔵省は何度も総理に念を押している。所得税減税の切り出せば財源問題に触れぬわけにはいかなない。いいですか、財源問題に触れないわけにいかないんですよ。二十日の日に財源問題なくして減

の財源に及ぶような金額のものじゃないですね。再度質問はいたしません。

石田国務大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(石田幸四郎君) 大変難しい厳しい問題だというふうに理解をいたしておりますが、やはり各界の御意見を伺つても、所得税減税はやらないといけない、このように思つているところ

さらに若干言しますけれども、税調では一体的成案化ということを行っています。平岩委員会は一体化の上で先行ということを行っています。審議会の御答申でございますから、細川内閣としてはそれらのことを恐らく十分配慮されるというぐあいに信じております。

またさらに、細川総理は特例公債の垂れ流し

発行はしないということとを本会議でも何回も何回も言明されている。それをちゃんと頭の中に置いて経済対策をやっていたらいいというぐあいに思うところがございます。

私は、今思い起こすんですけども、我が国が経済不況に陥ったときというのは何回かあるんですが、特に昭和の大恐慌のときに浜口雄幸が男子の本懐であると言ってみずからの初心を貫いたということがこのごろ非常に強く思い出されるんです。細川さんの政治姿勢は若干違っていて、柔和な優しさをお持ちになっておられると思いますけれども、こういう国家の基本に関するときには毅然たる決意を持ってやりをいただきたい、私はかように要望をしたいと思います。

さて、そこで、もう時間がなくなってきましたので、せっかく大蔵大臣、質問しておりますから、大蔵大臣に若干質問を申し上げたいというぐあいに思います。

実は、私は今の経済の運営に大変危惧を持っております。危惧を持っているという意味は、大蔵大臣の御手腕に対して危惧という意味ではなくて、現在の財政の状況に対して非常に危惧を持っております。先般の委員会でも十一月決算を見て大丈夫だというぐあいに御答弁なすっておられましたけれども、私は、こんなことを言っておられましたが、十一月の税務執行状況を見て法人税の下落が大変多くなっているというところに危惧を持っております。五十五兆円というラインが確保できるのかどうかということについて危惧を持っておりますが、それに関連して若干の御質問を申し上げます。

まず第一は減税の点で、現在の経済政策の中で一番問題になるのはやっぱり土地の流動化が不足していることなんです。

先般、通産大臣との会合の中でも、土地の流動化について、苦労しようじゃないか、苦心しようじゃないかというお話を随分されたというぐあいに承っております。そして、その上で法人の土地の短期取得及び法人の買いかえ資産等々については

考慮に入れようじゃないかというお話があったんですけれども、その中に個人の譲渡所得の話が抜けているんですね。今三九%の高い税率でございいます。やっぱり土地の流動化のためには供給それから取得等を全部頭の中に入れなきゃあいが悪い。それについて何ら経済対策の中で触れておられないように思いますので、それについての御見解をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(藤井裕久君) 先ほど来植崎委員のお話を承っております、むしろ私も激励されたような御質問だったと思っております。

そこで、総需要政策も極めて重要だと思っておりますが、総需要政策に加えて、いつも申し上げておりますように構造問題というものを、特にこの資産インフレ時代のいろんなひずみというものを直すというところがこれから経済を正常な軌道に乗せていく上で非常に重要だと思っております。その一つが今御指摘の問題だと思っております。特に金融の不良債権化等々を通じてこれが顕在化しているわけでありまして、これを何とかしなきゃいけないということで御指摘のように熊谷通産大臣ともお話をいたしました。

そこで、土地の流動化、これはミニバブルをつくるなどということとは全く違います。これを値上げしようということであれば、私たちは反対しなければなりません。流動化という意味でございいます。その流動化という意味において何が一体流動化を阻害しているのかということだろうと思っておりますが、私はただひとり税だけではないと思っております。きょうは国土庁長官お見えになっておりませんが、監視問題等々を通ずる規制の問題が一つあると思っております。そして、一つのファクターとして税があることも否定いたしません。

そこで、税をどうするかであります。これももう御承知のように、平成元年に成立をいたしました土地基本法の理念というのは、私は単に土地が一時的に値上がりしたからあれができたのではないというふうには確信をいたしております。前政権もそのような基本のもとにあれをおつくり

なつたという提案案されたと思っております。そして、それを国会が御承認になったものでありまして、この基本は守っていかねばならない。その基本に基づいて今の税の根幹ができていなくても否定できないと思っております。

そこで、その中で一体土地の流動化のために何をやらねばいかということは今勉強してもらっているわけですが、果たしてお話しの三九%問題がどういうふうな位置づけになるのかということでもございましょう。私も、これは土地基本法の基本理念に基づいた一つの仕組みであつて、当時土地が値上がりをしたことの対策ではないと考えております。預金で持とうと株式で持とうとどういう資産を持とうと、土地が特に有利でないという形にしなければいけない。あのころで言う土地神話でございましょうか、それからきた税制の基本でございまして、この三九%問題というものは動かすべきではない、その上に立つて政策税制を考えたい、このように考えております。

○植崎泰昌君 時間がなくなってきましたので、最後に、新聞によりますと、たばこ税、酒税、これの値上げをするというぐあいに読売新聞も書き、あるいは日経新聞も書くという状態でございます。消費税問題がこれだけこじれているときに、先ほど総需要というお話がございましたが、私は、たばこ税、酒税については、まず第一に、これは大衆課税じゃないか。これは総需要を押し抑える方に回っているんですね。それで、今景気対策をやろうというときに総需要を抑える方向で物考えるというのはいかがかなという感じがまずいたしております。

それから、総理、御存じかと思っておりますけれども、たばこの税金というのは六〇%なんです。昔から五公五民と言います。六割公租がふえちゃうと、これは百姓一揆が起るんですよ。お酒も現在四四%の税率でございまして、このことによつて需要が落ちるんですね。これはかつて昭和五十

九年に酒税の値上げをしたことがございましたが、そのときに総需要が落ちて業界がひどい苦しみで陥ったことは大蔵大臣よく御存じのとおりでございいます。

さらに申し上げますと、これは中小企業いじめじゃないですか。小さい零細な企業をいじめ、こういうような税金を上げるといふことを、所得税を減税しようというときに随分ひどい話だと思つて何つたんですが、大蔵大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 酒税、たばこ税の問題については、今御指摘のあったようなことはよく承知をいたしております。

ただ、これはしばらくの間ずっと抑えてまいりましたもので、税制調査会では随時こういうものは見直しをすることが必要であるということの御提言もいただいているのは事実であります。いづれにいたしましてもこれは平成六年度の税制改正で決めるべき問題でございまして、今何らの新聞に書いてあるような結論は持っておりません。

○植崎泰昌君 質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○立木洋君 私は与えられた質問の時間、まず最初の部分で首相にいろいろお尋ねしたいと思っております。後半の部分で関係閣僚にお尋ねするという形で進めさせていただきます。

最初に選挙制度の問題ですが、もう言うまでもなく我が国の憲法では主権が国民にあるということが明記されておりますし、そして国政は国民の厳粛な信託によるものである、ですからその権威は国民に由来するということも指摘されております。まさに国民主権主義という立場が明確であります。そういう我が国の最高機関である国会の選挙という点は、代表民主主義の原点に立って、そして正確に正当な選挙によつて国会が選出されるということが憲法の要諦だろうというふうには考えます。

この点からして、国民主権のもとでの国会と政権のあり方は基本は、国会が民意が正確に反映さ

れた者によって構成されるということが大前提であるというふうな考へるわけですが、この憲法の求めるところについて首相がどのようにお考えになつてゐるのか、最初にお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(細川護国公) 小選挙区は民意の集約であり比例選挙は民意の反映であるというところを踏まえてのお尋ねであらうと思ひますが、確かに小選挙区というのはいわゆる死に票が多いといふようなことが言われておりますが、その死に票などを補うといふことで今度の改正案におきましては比例制度を加味したわけでございまして、単純小選挙区という制度とは相当異なるものであり、そうした意味で、今おっしゃつた憲法の趣旨というものに今この出しておるものがそういった観点からも私は相反するものではない、その趣旨にたがうものではない、このように思つております。

○立木洋君 今の首相の憲法の答弁はやっぱり無理があると思ふんですね。

つまり、国民の代表として民意が議席に正確に反映されるというそういう国会が構成されて、初めて政権も民意に基づく政権になるわけですね。基本はそこにあると思ふんです。ですから、今までのように、小選挙区制といふのは、言われていますように半数以下の得票率で半数以上の議席を占める、つまり議席率と得票率といふのが非常に不一致をつくる。だから、これはいわゆる問題だといふことが厳しく指摘されてきたわけですね。ところが、これに比例を加味することによって並立するんだから問題がないんだといふような今のお話なんです。

ところが、昨年の十月四日の衆議院の予算委員会では日本共産党の志位書記局長が、この制度がもとも民意をゆがめる、第一党が得票率以上に議席を獲得するといふことを認めますね、こゝういふ質問をしたわけですね。それに対して細川首相は、それは比例制で緩和されます、それは多少ではなくて大幅に緩和されますと言つたんです。つ

まり、小選挙区制で民意がゆがめられた事態が抜本的には正されるんじゃないんです。あなたは緩和されると言つたんです。緩和といふのはゆがめられた事態を多少緩和するといふ意味なんですか。緩和されるといふ言葉を明確に使つてゐる。そして同時に、あなたは小選挙区制の本質でいへばそれはそうだとつて、小選挙区制そのものが民意をゆがめるものであるといふことを認められた。

私がこゝで指摘したいのは、あなたがいみじくも緩和といふ言葉を使つたことは、あなたが本来考へてゐることをそのまま述べたことだらうと思ふんですが、つまりそれはどういふことかといふと、議席率と得票率、これを極めて一致する状態に近づけるということである意味で民意を正確に反映した国会を構成することになるわけですが、そうではなくて、それを緩和するといふことになることは、抜本的な是正にならないんです。民意が大幅にゆがめられる。ですから、それは多少緩和されても、それを逆転させてそういう事態が全くなくなるということが比例を加味することによってできるものではない。だから、まさに明確にあなた自身が先回の衆議院の答弁で述べられましたように、民意がゆがめられるといふこの性質そのものがやっぱりこの選挙制度の並立制の本質だといふことについて、あなたは認めにならないでしようか。

もう一度その点、はっきりさせていたください。

○國務大臣(細川護国公) すつとこの論議が始まりましてから申し上げてきたことは、並立制によつてお互ひに相補う制度である。民意の集約と反映といふものを、あるいは政権への反映とより広範な民意といふものを集めていくといふことについて、それが相補うものであるといふことを申し上げてきたわけでございます。今おっしゃつたような議論も今までも随分伺つてまいりました。そしてまた、そういう一面も確かにあらうかとも思ひますが、しかし、これも今までの長

い御議論の中で、このような組み合わせでいくことが今選び得る最善の道であらうといふことで集約をされてきたのが今日の姿である、このように考へておりますので、その今までの経緯を尊重していかねばならないといふところもぜひ御理解をいただきたい、こゝう思つたわけでございます。

○立木洋君 今いみじくも首相は、一面そういう面はあると思ひますがと言われました。あなたは民意をゆがめるものではないといふことを証明することができないといふことは、今のあなたの答弁でも私は明確だと思ふんです。

つまり、そのように少数の得票でいわゆる多数の議席を占めるといふことは、つくられた多数なんですね。これは国民の眞の信任を得た多数で国会が構成されるということにはならないんです。つまり、つくられた多数、いわゆる人工的な多数なんですよ。だから、そういうものは正しい政権選択にはならないといふこともまた明確だと思ふんです。つくられた多数によつてつくられた政権といふものがどういふものか。これはまさに多数の民意を反映した憲法の基本理念から見て、やっぱりそういうことは許されないとすることを私は明確に申し上げておきたいと思ふんです。

さて、その上で問題になるわけですが、国民が選挙するまず第一次的な目的は何か。国の最高機関である国会を選出するといふことなんです。立法府である国会を選出するといふことなんです。政権の選択をするのが第一次的な目的ではないんです。これは憲法の構成によつても明確にされてゐるんです。

それをあなたは、今おっしゃるやうに、民意が反映されるという、憲法から要請されている代表機関の選出という第一次的な目的を定めておる憲法の内容を、政権を選択するといふ、いわゆる国会がつくられて後に政権がつくられるという、国会と内閣といふことが憲法の構成でも明確に区分されておりますように、それを同次元のものとし

て持つてきて行つといふことは、憲法の正しい理解からいつても誤つてゐる。

第一次的には最高機関である国会を選挙する。その選挙された民意を正確に反映された国会が内閣を、つまり総理大臣を議決し、そして内閣が構成される。だから、国会が構成されるという第一次的な目的と異なるいわゆる政権選択といふことを国政選挙の目的に持つてくるといふことになるならば、これは本末転倒になるんじゃないかといふふうには指摘せざるを得ないんですが、その点については憲法をどのように首相は解釈されてゐるんでしょうか。

○國務大臣(細川護国公) 今回の政府案におきましては、政権選択といふことを第一義的に考へてゐるというふうな申し上げてゐるわけではございません。ございませぬが、しかし衆議院の選挙制度である限り政権の選択といふことは重要な要素でありますといふことを私は申し上げておきたいと思ひます。

○立木洋君 これまでの首相の答弁の内容と若干変わつてきたやうなニュアンスに私は今聞いたんですけれどもね。

憲法の内容をこらんなつたらおわかりのやうに、結局、国会の構成と内閣の構成といふのは違ふんですね。ちゃんと第四章、第五章といふやうに區別してあるわけですよ。ですから、民意を正確に反映した国会、つまり得票率と一致した形で出された国会なんですね。その国会の任務としてあるのが、御承知のやうに内閣の組閣の問題として六十七条で総理大臣が国会で議決される、六十八条で総理が閣僚を任命する、そして、六十六条に戻れば、内閣は行政権の行使について国会に対して連帯の責任を負う、国民に対して直接の責任を負うのではなく国会を通じて国民に責任を負うといふことです。

ですから、政権の選択といふことは、つまり問題は、私は何も選挙が政権の選択を全く度外視していいとかなんとかといふやうなことを言つてい

るわけでは毛頭ないんです。つまり、国の政權を構成するのは、まず第一に民意が正確に反映された国会を構成するというのが憲法の精神なんです。その代表を、民主主義の理念に基づいて、いわゆる民意を反映された国会が総理大臣を議決し内閣を組織する。つまりそれを政權の選択だということでも民意の集約ということが大切なんだということも強調して、そしてその余り、結局小選挙区制を土台とするような並立制を導入して民意がゆがめられるということになるならば、これは憲法の精神に反するという事態になりかねない。そういう危険な事態だということを私は指摘したいんですが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 委員長。

○立木洋君 ちよつとお待ちください。山花担当大臣には後で私ゆつくりこの問題でまたお聞きしますから。私ももう総理にお尋ねするのは二十分しかないんです。二十分しかないものですか、もうあと限られているので、総理の御見解を先の時間にならばお聞きしておきたいということを言ったんですから、山花担当大臣、しばらくそこでお待ちになってお聞きください。

○国務大臣(細川護国君) 同じことを申し上げるしかないんですが、民意の反映ということがもちろん基本的に極めて重要な問題であるということは、これはもう何もここで改めて申し上げるまでもないことだと思います。

しかし、先ほども申し上げましたように、衆議院の選挙制度というものにおきましては、民意の反映と同時に政權の選択というものが、やはりしっかりとそこで国民の意思が示されるということも、これもまた極めて重要な要素であるということも申し上げておきたいです。そういう観点から、今までの御議論も踏まえて並立制というものを提案させていただいている。こういうことでございます。

○立木洋君 この憲法についての解釈、理解というのはやっぱり無理があると思うんですよ、首相のおっしゃるのは。

つまり、今まで小選挙区制をなぜ導入するのかと。民意の反映ということが憲法で要請されているにもかかわらず、なぜ小選挙区制という問題を、それを並立させるにしても並立させないにしても、小選挙区制という問題を考えるのか。これは、つまり少数の得票で多数の議席を占める、それを合理化するために民意の集約ということをおなには主張してこられた。民意の集約ということは大切なんだ、それが国政選挙で求められないといけないんだ、だから小選挙区制が必要なんだ、民意の集約が必要なんだ、民意の反映とあわせて民意の集約が必要なんだということを盛んに強調されてこられたんです。

だから、民意の正確な反映を土台とするならば、小選挙区制なんてそもそも入れる必要はないんです。民意を正確に反映させるという憲法の理念に基づいて選挙制度をきちんとつくるということで行うならば、民意の集約などという形で小選挙区制を入れる必要はないんです。

つまり、そこには政權の選択という、聞けば道理があるかのように聞こえる内容を持ち込んできている。憲法に掲げられている内容を結局はゆがめてしまふような結果になりかねない重大な事態がこの小選挙区比例代表並立制にあるんですよ。つまり、小選挙区制そのものが民意をゆがめるんです。それに何は比例を加味しても、それは加味したのは緩和されるにすぎないのであつて、根本的には正にはなり得ないんです。だから憲法の理解についてのあなたの解釈というのは私は全く納得するわけにはいかない。

つまり、そこであなたが言われる民意の集約という概念を持ち出して、それが小選挙区制度という制度によって実現されるんだ、両方の制度の片一方によって実現されるんだ、並立させるから問題ないんだということは、憲法に対する正確な理解にはならない。これはやはり一重三重に憲法の、つくられた多数ではなく、民意を正確に反映させるといふ見地から見ても、また憲法で求められている、第一義的には最高機関である国会を選

出するというのが国政選挙の任務である、その民意の正確な反映によってつくられた国会によって内閣がつくられる、こういう憲法の構成から見ても正しくない。この二重の問題がこの中には重大な誤りとして含まれているということを私は重ねて指摘したいわけですが、総理いかがでしょうか。

私の言っていることに間違いがあったら反論してください。

○国務大臣(細川護国君) 共産党の御主張はそれなりの一つのお考えだと思えます。お考えだと思えますが、しかし、まあ民意の反映だけで、つまり比例制度というもので果たしてうまくいくものかどうかということになりますと、これはまたたくさん小政党が乱立をするといったようなことも出てまいりましょう。また、それに伴ういろいろなメリットもあるし、デメリットもそこに出てくる。

そういう観点から、今までの御議論も踏まえて、結局そういう御議論がいろいろあつた末に、その両方の兼ね合いというものをどういうところできるとかというところから今度の法案ができてきた経緯があるわけですが、私はまさに兼ね合いということもよくわかりますが、私はまさに兼ね合いということをお聞き上げましたけれども、その辺のところをよく踏まえて考えていくというのが現実的なのではないかと、こう思っておるわけでございます。

○立木洋君 いろいろな経緯ということを主張しなければ何としてでもこれをこじつけるわけにはいかない首相の答弁は、どうも大変無理がある。いかなる人も納得させることができない。憲法の見地から見れば、そのような主張というのは無理がある。

私、そこでちよつと角度を変えて言います。確かに、世界の国の中にはいろんな選挙制度があります。これはもう無数にありますから、なかなかそれを抽象的に色分けするというのは難しい。しかし、大きく分けるならば、これはやは

り、一つは比例代表制あるいは準比例制とか言われるような比例に類する型、もう一つは、小選挙区制あるいは多数決制とも言われますけれども、そういう型に類する選挙制度、二つの選挙制度が大体大きく分ければ見ることができると思うんです。

私はこれを抽象化して言うわけではもちろんありませんけれども、個々の国の事情に応じて問題を考えなければなりません。一八四八年にスイスやフランスで御承知のように男子普通選挙権というのが布告されて以降、世界のいろんなこれまでの歴史の歩みを見ますと、特に二十世紀になつてから民主主義を探索するという方向にずつと世界の歴史は動きました。それから、植民地や従属国から独立していくというふうな動きや、あるいは君主制の国家から共和制の国家へというのが多数の国の形態になつていくというふうには、民主主義というのを世界の人類が前進させてきた歴史というのがあるわけですね。そういう歴史の中で、この選挙制度ということも民主主義を探索するという方向で前進してきたと思うんです。

当初は、選挙制度ができたときには小選挙区制というのがほとんどだったんですよ。ところが、それが理論的にも研究されて、やはり民意をいかに正確に反映させて、民意に基づいた政治をどうするかということが理論的にも研究され、歴史的な大きな流れの中で、第一次世界大戦の後に、ヨーロッパにおいては御承知のように比例制の選挙制度をとる国がふえてきた。そして御承知のように、男子参政権だけではなくて女子の参政権ということも確立されるようになってきた。そして今度のソ連や東ヨーロッパにおける事態の後から、東ヨーロッパでも比例制をとる国というものがふえてきた。そういうふうには、民意をいかに反映させるかというのが人類の民主主義を探索する歴史の中でつくられてきた選挙制度を確立する上での知恵なんですよ。こういう大きな世界の歴史に反して、いわゆる小選挙区制が政權の選択にやっぱり理由があるん

だというふうなこじつけをなさって世界の歴史に反するやうなやり方をするといいことは、これは私は大変なことにならざるを得ないということを目指せぬといかぬと思うんです。

私は、そういう世界の歴史の流れを大きく見ながら、また日本の憲法が要請する見地から見て、この小選挙区比例代表並立制は廃案にすべきだといふやうなことを私は重ねてここで主張したいんですが、この点は、首相、真剣に考えていただきたいと思ひます。だてや酔狂で私は言っているんじゃないんです。憲法の問題の原理、原則に基づいて私は主張し、世界の歴史の流れに基づいて私はあなたに強く要求しているわけですから、その点についてのあなたのお考えを聞いて、首相に対する質問の時間はこれで終わりにいたしましたから終わりますが、明確な回答をお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣(細川護国公) おっしゃることもよくわかるんですが、やっぱりこれはちょっと見解が少し違つて申し上げざるを得ません。

先ほど申し上げましたように、このところは、今の選挙制度というものがいろいろの問題点ををはらんでいるということを考えますと、少しでもそれを改善していくための方策というものを考えていかなければならない。そういうところからこういう知恵が出てきているわけでありまして、それが十歩前進しなくても百歩前進しなくても、半歩でも一歩でも前に進めなければならぬというのが今のやほり国民の大方のお気持ちではないかといふふうに思ひますし、そうした意味でぜひこの四法案に御理解をいただきたい、政府としてはこの四法案に御理解をいただきたい。

○立木洋君 今の首相の答弁は何としてもいただけないといふことを重ねて申し述べざるを得ません。一歩でも半歩でも前進と言われましても、これは前進どころか、民主主義の原理原則から見ても重大な後退になる。そういうことを重ねて指摘しておきたいと思ひます。

さてそれで、どうもお待ちかねでございます。

た。今から関係関係にいろいろとお尋ねすることにいたしたいと思ひます。

最初に、これは自治相にお尋ねすることになるんじゃないかと思ひますが、一票の格差の問題です。

これは私たちが、今度の細川内閣の小選挙区比例代表並立制の法案に基づいて、その法案で規定されている内容、つまり、まず四十七都道府県に一人ずつを割り振るだとか、それから市町村の境は変えないだとか飛び地をつくらないだとか、これらの問題を全部あれこれ計算しますと、結局、一票の格差は最大二・四七倍に広がるということになるわけですね。そして、この格差二倍以上の小選挙区は六十五選挙区にもなるんです。これは最も人口の多いところでは大阪八区、それから最も少ないところでは徳島三区ということになって、徳島三区は大阪八区の二・四七倍になるというものが私たちの試算で出されております。

これはただ単に私たちの試算ということだけではなくて、この格差二倍未満の問題についてはどうなるのかといふことでもいろいろ新聞が試算をしております。一つ一つの新聞の名前は挙げませんが、それ、それぞれの新聞の試算としてみると、ここまでは、こういう格差が二倍以上になるといふところが四十から多いところでは六十五になるといふことが出されております。その六十五という選挙区はどうなるのかといふと、そこに住む人口は全人口の三割、約三千六百万人に上る人々が住んでいる地域になるんです。約三割に上る選挙区が格差二倍以上になるといふことが明確なんですね。

○委員長(退席、理事一井淳治君着席)

そうすると、これは今度の法案の中で明確にされていまして、この格差の問題は二対二未満に基本的には抑えるといふことになっていくわけですが、この問題というのは、これは八六年の国会決議の合意によつても選挙区によつて一人が二票以上持つやうな状況は憲法の要請に反するといふやうな指摘がありますし、あるいは八〇年の東

京高裁の判決でも一対二を超えるやうな場合は憲法に保障する平等の原則に反するといふやうなことが指摘されていると思ひますが、今の政府の出している法案でその規定に基づいてやるとすれば一対二未満に抑えることができないといふことは明白じゃないかと私は思ひますが、一対二未満に抑えることが確実にできるのかどうか、まず明確に答弁していただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 委員御承知のように、今度のあり方につきましては、人口の比率を一対二未満にすることを基本としてということが一つであり、もう一つは、御承知のように、行政区画、地勢、交通等を総合的に勘案して合理的に分画をするといふことを七人の審議会の委員の方にお願いをしているわけでございます。ですから、それは前者の二倍未満ということに完全にこだわれば、境を三つに割つたり、どこを例を出すのとはどうかと思ひますが、完全にそれはやろうと思へば全くできないことはありません。

しかし、それは今の地方自治体、地方公共団体のあり方として、また有権者の意識として一体それが果たして妥当かどうか。そこで私たちとしては、行政区画、地勢、交通等を総合的に勘案して合理的なやり方であるといふことをしているわけでございます。その意味で、率直に言ひまして二倍以内におさまるといふことは難しいだろうと私も思っております。

ただ、どこの市をどう切つて、そして二倍をちよつと超えるところを下げた方がいゝものかどうかの判断は、これは審議会の委員の方々にお願いをするわけでございますので、その兼ね合いだと思っております。

それから、先ほど裁判の例を挙げられましたけれども、結局裁判では最高裁の判決というのが最終でございますから、その意味で私もあの判決が、三倍未満なら絶対いゝとは思ひていませんけれども、やはり前後左右見れば三倍未満ならば一応現状の最高裁判決では憲法問題をクリアしている、こうとっておりますので、その範囲内で十分

できると思っております。

○立木洋君 一対二未満を基本とするという「基本」という表現で何とか答弁されているわけですが、これは国会の決議によつても、つまり一対二、一人が二票以上を持つやうな状況は憲法の要請に反するといふことは国会の決議であるんです。

それで問題は、一対三以内であれば憲法上いゝんだといふやうに考えてこれを出すとということ自身がそもそも私は問題だと思ひます。一対二以上になるといふことは、未だに抑えるために努力することが求められたことであらうながら、既に出した法案自体に憲法上瑕疵が認められるやうな法案を出しているといふことになるんです。三千六百万人の人々の一票の重さに憲法上から見て重大な疑義が生じるやうな事態で出されているのがこの法案だとなつたら、これは憲法上瑕疵のある法案だといふことは明確じゃないですか。その点についてどうでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 共産党さんの憲法解釈のもとに一対二を超えたら憲法違反であると決めたわけになることにつきまして、私たちは是認をするわけにはまいらぬわけでございます。

私たち一対二未満になることを基本として、しかしそれだけでは現実には有権者の地域意識からいって、じゃ何丁目の何番地のどなたかの家が線が切れていゝかといふことになりまして、これは中選挙区制でやってきた者からいへばやはり常識的な範囲があるんじゃないでしょうか。そのあたりを決めていただくわけでありまして、それは一対二未満になることにしたことはありませんけれども、今の地域の人口の偏在からいいますと一対二を超えることは幾らかあり得るだろう。しかし、それは三倍未満なら何でもかんでもいいと言っているわけじゃないので、当然のことながら一対二未満になることを基本として、かつ地域の現状といふものに合わせて地勢とか行政区画等々を合理的に決めていただくといふことでありまして、憲法違反であるといふ法案を政府が出せるわ

けがないわけでありまして、決めつけはいかがなものか。それは御無理ではないかと思ひます。

○立木洋君 一人が二票以上を持つような状況は憲法の要請に反すると言っているんです。憲法の要請に反するということは、憲法で決められたことに反するということなんですよ。これは国会の決議なんです。あなたも賛成しているはずですよ。そういう決議でなされているんですから、憲法上瑕疵がある問題を最初から仕方がないんだなというように考えることを考へて出すということ自体がやっぱり問題だ。そのあたりは一票の格差、一票の重さというものを真剣に考えるならば、そういうような答弁では私は納得できません。その点についてはもっと明確にしたいんだという意図上瑕疵のある法案が提出されているんだという意図を私は指摘をしておきたいと思ひます。さてそこで、山花大臣——まだ質問してないんです。何をお答えになるのか、質問する前にお答えしたいことがあるようでありましても、私はまだお尋ねしていない。

先ほどの憲法上の問題で何か一生懸命御発言なさりたいようなことだったので、改めてその点を私は述べておきたいと思ひますが、得票率といふゆる議席率、これに大きな開きが出てくるというのには単純小選挙区制で私は明確だと思ひます。これはそういう欠陥を持っているのが単純小選挙区制だと思ひます。イギリスの場合が特に小選挙区制のいわゆる典型であるかのようによく言われます。そして、一九四五年から一九九二年まで行われた十四回にわたる総選挙、この総選挙の中では過半数の得票をただの一回もとっていないんです。そして、それは問題はどういうことかという、つまり半数以下の得票しか得ないのに五割以上の議席を占めているというのがイギリスでの選挙の状況なんです。

【理事 井澤治君退席、委員長着席】  
これは問題は、結局そのような単純小選挙区制というの、少数の得票で多数の議席を占めるというつくられた多数ということになるわけですね。

もつとひどいことは、一九五一年の選挙あるいは一九七四年の選挙、この二回の選挙を見てみると、五一年の選挙の場合には労働党より得票率の少ない保守党の方が二十六議席多いんですね。それから、一九七四年の二月の選挙では得票率の少ない労働党の方が保守党より四議席多いという大変な逆転現象を生んでいるんですね。これは民意の正確な反映どころか、民意そのものが完全にゆがめられてしまっているということが議席の状況にあらわれるようなことになるわけですね。

さて、そこで、いつも山花大臣が問題にされるのは、結局その問題は比例を加味することによって緩和されるんだ、比例が加味されるんだから、並立なんだからそういう問題ではないんだということをお繰り返し答弁されております。

その問題について、幾つか並立制をとっている国々が外国にあります。例えばハンガリーなんかの国にしてもそうですし、あるいは南朝鮮、韓国なんかの場合についてもそうですし、その他幾つかの国々があります。ところが、それらの国々で見ても、小選挙区制で得た得票、これがいわゆる多数を占める、得票が少ないうちに多数を占めるという状態をさらに逆転させて、根本的に得票率と議席率を完全に一致させる方向にまで比例が加味されることによってなるという状態では全くないんです。幾ら並立制であろうとも、これはつくられた多数にならざるを得ない。これは多くのシミュレーションの中でも明確にされている点だと思ひます。

この点と憲法とのかわり合いについて山花担当の御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(山花貞夫君) 先ほどの御質問の中で、国会決議の中に二倍以上は憲法上の要請であるという文章があるけれども、それに違反したこの本法案は憲法上瑕疵がある、こういう御指摘がありましたけれども……

○立木洋君 憲法上瑕疵があるという言葉は私の言葉です。

○國務大臣(山花貞夫君) という御主張でしたけれども、国会決議はそういう趣旨ではなかったかと思ひます。我々としては、今回の法案については、憲法の精神にのっとり、主権在民、民主主義の復権ということを旨として出したものでありますので、憲法上瑕疵があるとは全く考えておりません。

また、質問の前提として、民意の集約と民意の反映という言葉を概念として全く相矛盾するといふ前提で質問されておるようですけれども、私はそうではないと思ひます。それぞれが民意を反映する部分もあり民意を集約するといふ意味合いがあるのだと思ひます。全く相矛盾する概念として考えれば、今の委員の論議の展開となるのではなからうかと思ひます。

しかし、イギリスなどの場合、ごらんになっていただいても、では一体民意をゆがめた制度であるといふ一般に言われているのでしょうか。あるいはつくられた多数だから民主的でない、こういう評価を受けているのでしょうか。今御指摘のような幾つかの問題があったことについては私も勉強させていただいておられますけれども、それはイギリスの政治風土の中にある今日の小選挙区制の選挙制度についてこういう問題点があるんだという指摘であつて、イギリスの国内においても長年そうした問題点について議論されていることではなないでしようか。イギリスの選挙制度についての決定的な致命傷といふことではないと私は思ひます。ところでございいます。そして、選挙制度といふものはそういうものだと思ひます。

憲法四十三条、そして四十七条全体として考えみるならば、四十七条におきましては、我が国でどのような選挙制度をとるか、議員の選挙制度の具体的内容については国会で定めるとして、国会の裁量にゆだねられている。こうした大前提のもとにおいて国会で御議論をいただくということでありまして、憲法に沿った私たちは提案をしておると思ひます。

ただ、小選挙区の形だけを考えるならば、我が国でも例えば自治体の長の選挙、過半数一人が当

選ですから、じゃ一体、知事あるいは市長などについては民意をゆがめていると、こういう評価になるのでしょうか。そうではなくて、そこではそういう地元の自治体における民意を反映したという部分もあるんじゃないでしょうか。概念は相矛盾するものではないと思ひます。

参議院の選挙制度につきましても、一人区が二十六ございいます。そうした二十六の一人区で当選した方は、沖縄も含めて民意をゆがめているといふことなんですか。そうじゃないんだと思ひます。それはやっぱり一人区、二人区含めて、そうした選挙制度をとった中で全体としてのバランスをどうとるか、こうした問題が国会の裁量にゆだねられていると考えています。

そうした意味におきましては、私は、確かに今委員の御指摘のとおり、小選挙区に対して比例代表のこの仕組みというものは相補うものであり、御指摘のような問題を解消することであるといふことにつきましても、そういう部分では申し上げておきましたけれども、全体としてどういふ制度かといった、こうした議論でありますので、その意味におきましては、単に比例が小選挙区を修正するといふことだけでは全く全体としての提案である、こういうように我々は考えて今回出しているわけであります。したがって憲法の趣旨に反する、瑕疵があるといふことではない、こういうように考えているところでございます。

○立木洋君 その一対二未満の問題については、憲法上瑕疵があるといふことについては懸命に否定されましたけれども、それについてはあなたの答弁では証明することができません。ですから、私は依然として一対二未満の問題については私の指摘を交えるつもりは毛頭ありません。

同時に、もう一つの問題は、政権の選択の問題について私が言っているのは、第一義的に国会の任務である。だけれども、私は政権を選択するといふことについて、私はそれを度外視するだとかそれを対立的に見るだとかいふような考

え方で申し述べているんではありません。明確にやっぱ、第一に、民意の正確な反映を求めた国会を選出し、その国会のもとで政権が選ばれる、こういう順序を申し上げているんであって、それを私は対立した形で申し上げたのではないということも明確にしておきたいと思ひます。

それから、この国政の問題で言っているのは、国政選挙で特に重要なことは、御承知のように四十三条で明かに明瞭にされているように、全国民から選ばれた、つまり国の最高機関を選ぶんですから、地方の行政機関の問題とは若干異なりがあるということも私はあえて指摘をしておきたいと思ひます、山花さんの言われた点に關してはです。

ですから、この問題については、結局、小選挙区制を土台とした比例を加味した並立制であつても、根本的に民意をゆがめたということが根本的に正されるものではないということを改めて指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、さらに問題がある点としては、時間がだんだんなくなつてきますので、もっと本当は私は審議をしたいんですが、幾つかの問題点だけを指摘します。

死に票が大変な問題になるということは、もうこれは担当相もこれまでも繰り返し認められた内容だと思ひます。死に票が問題だということですね。それからもう一つは、投票率が実際にはどうなつていくんだらうかということも多くの問題があります。

つまり、有権者が正當に自分の参政権を保障するこの投票率、この問題について言うならば、前回の投票率は、総選挙では過去最低の六七・三％が投票率でした。ところが、これは立候補者がより少なくなる小選挙区制のもとではどうなるかという、いわゆる有権者の選択が限定されてくるわけですね。そして、そういう状態が長く続けばどうなるか。例えばアメリカでの単純な小選挙制のもとで行われた下院選挙、ここでは三〇％台の投票率だという極めて低い投票率です。これが大

統領選挙と同時に行われた下院選挙の場合でも五〇％台という投票率の極めて低い状態です。

こういうようなことを考えた場合に、つまり有権者の選択権を限定するといふ点から見れば、有権者の参政権といふ点から見てこれまた問題があるのではないだらうかということも指摘をせざるを得ない、死票の問題とあわせてですね。

さらに、これまでも問題になりましたけれども、例えば女性議員の進出の問題、この問題についてはどうなんでしょうか。これ、女性議員の進出は小選挙区制のもとでは非常に少なくなるということが世界的な統計でも示されております。これは決して偶然ではなくて、比例代表の場合には女性の候補者が、環境問題とかその他の市民層の候補者が立候補して何人かのうちの一人として当選するだとか、比例として配分されて当選するといふことがあり得るわけですが、一人に絞られる小選挙区ではいわゆる地域の有力者がやはり出てくるという可能性が極めて多いわけですね。

ですから、女性議員の進出の比率を見ますと、小選挙区制のフランスでは五・七％ですよ。オーストラリアでは六・七％、イギリスでは九・一％、アメリカでは一〇・八％、カナダでは一三・二％。ところが、比例代表制のフィンランドでは女性議員の進出が三八・五％です。スウェーデンが三七・八％、ノルウェーが三五・八％、デンマークでは三二・九％、オランダでは二六・六％。何倍という女性議員が比例代表制あるいは準比例のもとでは進出ができるという状態になっているんです。

こういう問題を考えるならば、民意を反映させるという点から言うならば、いかに比例制を加味するといつても、並立制で民意をゆがめるという根本的なことがなくなる限り、これらの有権者の問題、投票率の問題についても、死票の問題についても、女性の進出の問題についても、あらゆる点で得票率と議席率が大幅に異なつた状態がつくり出されるという根本的な内容が改正されない限り、やはり憲法上問題があると指摘せざるを得ないと思ひますが、これらの問題についてどう

のようにお考えになつていらっしゃるのか、ちよつと端的に、余り長くないようにひとつ。

○國務大臣(山花貞夫君) 今、委員御指摘の中で、事実關係については私は認める部分もございませうけれども、ただ結論としての論旨、死に票率、女性の進出等の問題につきましては若干違う見解を持ちます。

まず死に票の問題につきましては、先ほど相矛盾する概念とは考へていないとおしやいましたけれども、既に国政段階の選挙、地方の首長だけではなく参議院におきましても一人区二十六、二人区十五といふこうした非常に議席の少ないところがあつたわけですが、その面ではこれまでも死に票といふことが問題とされておりましたけれども、直ちにそれが制度としての欠陥であつて民主主義を否定するものである、こういうことではなかつたかと思つています。そこではそれなりに民意を反映する部分もあつた。まさに民意の反映があつたからこそ議席を得ることができたといふこととであり、要するに憲法の四十三条、四十七条の精神にのっとりどのような代表制を国会で決めるか、そこにかかつていふのではなくかうかと思つていふところでございします。

第二番目に、投票率につきましても、これは私ちよつと手元に資料ありませんのでまた必要ならば改めてと思ひますけれども、衆議院の場合でも一人区、二人区から六人区までございしましたけれども、全般的に投票率が悪いときには各選挙区を通じて悪いというのが平均的な傾向ではなかつたかと私は思つていふところでございします。自治体選挙におきましても、県會議員ならば一人区から十八人区といふことでしたけれども、それは選挙区の大さきによつて違ひますけれども、単に選挙区の区制だけではなく、政党あるいは政治が国民の皆さんにとつてどれだけの選挙において関心を集めることができるかどうかが、ここに投票率といふものは一番大きな影響を受けてきたのではないかとと思つています。最近の低投票率というものは、まさにその意味において政治が国民の信頼

を失つていふこと、政党が国民の期待にこたへていふなかつたこと、そこでの政治不信といふものが大きな原因ではなかつたかと思つています。

女性の進出の問題につきましても、この点については、世界諸国の状況を見ると確かに比例代表の制度について女性の進出といふことがあることについては私も承知をしております。比例代表ですと、国によつては名簿を男、女、男、女、あるいは女、男、男、女、こゝういふ一人置きに並べるといふようなことが選挙の戦術的に組まれるといふようなことも相まつて、その意味におきましてはさまざまな女性進出の機会といふものがあることについては承知をしておりますけれども、今回の制度におきましても、これは各党がどれだけ女性を議員として擁立しているか、いわゆるクオータ制についてどれだけそれを目指そうとしていふか、そうしたそれぞれの政党の体質がこれから問われるのではないかとと思つています。

私たちは、そうした面を考へてみるならば、決してこの制度の問題だけではなく、政党自身の改革と、そうした意味における女性に対する呼びかけといふものをそれぞれの政党でどう行つていくかといふことが、大きな比重を我が国では占めるのではないかとと思つていふところでございします。

結論として、今、委員御指摘のような、では比例でなければだめではないか、こゝういふ議論については、趣旨としてはわかりますけれども、しかし、その議論にとどまつた中では現実には政治改革はできなかったのではないでしようか。今、国民の週日における審判を受けまして、何よりも腐敗防止と一体となつた政治改革を仕上げる必要はない。こゝうした期待にこたへるためには、あるべき選挙制度といふことを理論的に論ずるのではなく、現実には日本の政治の中で今日で得る改革といふものを国会で議論して結論を出す、これが今日の重要な課題ではなかつたかと思つています。政府の提案はそうした趣旨にのつとて提出したものでございします。

○立木洋君 これはあと何日間も議論せぬといかぬような状態に私の心境はなっております。

これは最後の質問になるかどうかわかりませんが、先ほど言われた法律、つまり制度を国会で決めるという点について私は否定しているわけではもちろんありません。しかし、その決められる制度、あるいは法律が憲法の精神に基づいて決められなければならないという点に重大な問題がある。先ほど来私は総理にも問題を提起して指摘をしてきているところなんです。憲法をどう理解するかということが最大の問題ですから、その点だけは重ねて指摘をしておきたいと思えます。

さて、私がここで言っているのは、民意が正確に反映される国会を構成するという点に基づいて、そして政権をもそういう民意を反映した国会のもとで選出されるということが、私は最も正當なあり方だというのが憲法の理解なんです。それを小選挙区制という形で民意をゆがめて、それを比例を加味しているから何とかなるんだというふうな形で、事実上民意をゆがめるということを根本的に是正できないような選挙制度そのものを持ち込むこと自体が憲法に反しているんだということを述べたわけです。

つまり、そういう選挙制度そのもので民意の正確な反映を求めることのないような制度を入れるということになってつくられた多数のもとでの国会はどうなるかといえ、民意をどのように保障していくのかという問題になっていくわけですね。

ちょっと済みません。時間が来ましたけれども、私は一つの例だけ述べておきたいと思うんですが、これは私は何も単純に言っているわけではありません。

社会保障なんかの支出をGNPの問題と比較してみますと、小選挙区制の選挙制度をとっているものでは社会保障の支出というのがGNPの中でどの程度占めているか。イギリスでは一七・七％、カナダでは一五・一％、オーストラリアで

は二二・一％、アメリカでは二二・七％というふうになっております。比例代表の国ではどうかといえますと、オランダでは二八・六％、デンマークでは二六・九％、ノルウェーでは二〇・三％、スウェーデンでは三二％というふうになっております。

これは、私は単純に選挙制度イコール社会保障支出の比率の問題を提起しているわけではないんです。なぜこれは偶然でないかということを言いたいかといえ、問題は、さまざまな民意の反映をした代表が選ばれる国会で議論することによって、民意に基づき社会保障制度の問題でもこういうふうな違いが出てくるんではないかということに指摘したいから、私はあえて述べたわけです。つまり、民意の正確な反映を選挙制度そのものからゆがめるといふ状況のもとで真に民意に基づく政治が保障できないということを私はあえて最後に指摘したいわけですが、その点について担当相の答弁を求め、私の質問の最後にいたします。

○委員長(本岡昭次君) 時間が来ておりますので、お願いします。

○国務大臣(山花貞夫君) 委員の御主張としては伺いましたけれども、ただ、例えば憲法の理念と精神を現実政治の場でどう生かすかということを考えてみた場合には、何よりもまず議会制民主主義のパロメーターとも言えるべき政権交代を行っている、そして腐敗防止を組み込んだ政治改革を実現すること、そのことが実態的には憲法の今規定している理念というものを生かす道になると私たちは考えております。そうした立場で法案についても提出をした次第でございます。

○立木洋君 どうもありがとうございます。

○榑崎泰昌君 先ほどに引き続き、政治改革特別法案について質問させていただきます。最初、政党助成法につきましてお伺いをいたしたいと思いますが、前段としてこの政党助成の目的及び根拠について簡単に話を承りたいと思

います。

○国務大臣(山花貞夫君) 午前中もちょっと触れたんですが、今回、政治改革政権提唱という新党、さきがけの提案の中身として、一つには制度の問題、腐敗防止の問題、そして政党助成法によって企業・団体献金の廃止に一步踏み出す、こうした位置づけが行われているところでございます。いろいろまたそれだけの理由ではないこともありますが、話を省略いたしますとそうした経過で今回政党助成法を提出いたしました。

○榑崎泰昌君 衆議院で政党助成法の金額、単位等について修正がなされたと思いますが、きょう修正の提案をなさった先生に伺いたいのですが、まず御説明を願いたいと思います。なぜ修正をしたのか、いかなる根拠で修正をしたのか、お願いいたします。

○衆議院議員(堀込征雄君) お答えをさせていただきます。

衆議院におきましてこの問題についていろいろな議論がございました。政府案、自民案それぞれの議論の中でこれは二百五十円の自民案がいという結論になったわけですが、先生御存じのように衆議院の最終段階で実は自民党の方から二十一項目にわたって政府案と違いがあるという御指摘がございまして、それを、ある項目については理事間協議でやろう、ある項目については少し上へ上げておししますか、そういう中で議論しようというふうなことがありまして、これは主として上へ上がったといえますが、森幹事長あるいは与党側は市川書記長さんが出られて交渉された。しかし、全部が協議相調ったわけではなくして、衆議院の議論の中で修正をした方がいいということで結論が出されたものでございます。

○榑崎泰昌君 与党と野党で御協議の上で決められたという話ですが、政府はこれについて責任を持つんですか持たないんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 政府提案をベストと思っ提出させていただいておたわけですが、国会の御議論についてはその結論を尊重するとい

うことについては当初から申し上げてきたとおりでございます。今回の与党議員修正につきましては当然これを尊重して全体の法案一体として成立をお願いしたい、こういう立場でございます。

○榑崎泰昌君 尊重されたと言いますから、この金額をどうして算定したか、その他について責任を持っておられるんですか、いいんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 新しい制度です。どのように金額を算定するかということにつきましてはさまざまな考え方があり得ると思えますけれども、一つの制度をつくる場合には推定ということも必要になってくると思っております。

そうした意味におきましては、平成三年の自民党案におきまして、現実に各政党の本部、支部で支出している金額というものを計算をいたしまして、当時はそのおよそ三分の一、こういうことで二百五十円、三百億円という数字を確定したと思っておりますけれども、今回の政府案に準拠いたしました。新しい選挙制度、新しい政治資金の制度のもとにおける政党本部の支出というのが政党本部の選挙制度になることによつて一体どうなるか等々を含め若干の修正を行いましたけれども、一応そうした準拠したところに基づいて四百十四億円という結論を出したところでございます。

したがって、これまでの推計というもののつくり方につきましては、そうしてこれまでの案を参考にしたところはありますけれども、責任を持っ出させていたたいつもりでございます。しかし、それが議員修正で減額になったというにつきましては、公聴会等の御意見あるいは衆議院段階における御意見などを受けての与党の修正、こういうふうに考えているところでございまして、それは金額の多い少ないということについては議論はあるかと思えますけれども、国民世論の新しい制度に対する批判的な御意見ということもあつたことを踏まえれば、この金額でやっていくということにつきましては政府としては責任を

持つてまた参議院にお諮りをしているところでございます。

○榊崎泰昌君 だから政府は責任を持つていられることですね。その積算についてもちゃんと御答弁をいただけるということですね。

それで、実は政府案と修正をされたものでは相当の金額の差があるんですけれども、その根拠は、それぞれ準拠してというぐあいには仰せになりました。政府案は支出総額が千二百四十三億円で自民党案は九百億円ということで算定基礎がそれぞれ違っているわけですが、この算定基礎が違っていることについてはどういうぐあいにお考えでしょうか。これは政党支部を二分の一にしてあるんですね。それは一体政府としてはどう考えてこの案で結構だというぐあいにおっしゃったんでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 前回の政府案と相違した点というところから御説明する必要があると思えますけれども、まず一つは、算定の根拠となる数値を前回の昭和六十一年度分から平成元年分という政府案に対して、平成元年から三年というところで直近のものに改めたということでございます。第二番目は、政党の所要額に見込む範囲として、前回は政党の支部についてはその二分の一といたしました。今回は支部の全部を含めるものとしたわけです。

後段の部分については若干理由が必要かと思えます。今回、前回の自民党案とは違って、企業・団体献金の禁止に一步踏み出すということから、企業・団体献金というものは政党、政治資金団体だけに絞り政治家個人あるいは後援会等その他の政治団体については即時全面禁止、こういう仕組みにいたしました。

前回の政府案におきましてはこの点についてたしか二つの政治資金調達団体を認めるということになっておったことと違っておりますし、また今回は、政党本位の選挙というものを通じて政党の政治活動というものが単に本部だけのものではなく支部においても政党の政治活動が行われるであ

ろう、こういうことを勘案いたしましてこの点についてその二分の一ではなく全部含めることにしたというところが計算の手法についての相違でございます。

理由については申し上げたとおりです。

○榊崎泰昌君 私はその点を申し上げておるんです。すなわち、自民党の海部政権のときの案は若干の政治資金を個人に認めていた、したがって政党支部の計算は二分の一だと。それで、いや、それはそうじゃないと。

山花大臣は、衆議院における坂本委員に対する質問に対して、一番大きく違ったのは、要するに二分の一にしなかった理由ですが、一番大きなところは一つは企業・団体献金廃止に踏み出したことだというぐあいに御答弁なすっておられるんですね。

ところが、自民党案はそのところを若干留保してやっていた。だけど今度は自民党案にすり寄ってきた。ただすり寄りやいというわけじゃないんですよ。やっぱりきちんとした論拠がなければすり寄ってきたら困るんです。ちゃんとしっかり物事をやってもらいたいと思っております。

ということは、私が言いたいことは、このところ、多分そうおっしゃらないかもしれないけれども、企業、団体の政治団体に対する献金を認める案にこれだけ見ていると与党の方は賛同なさったんじゃないですか、二分の一にしたということ。

○国務大臣(山花貞夫君) そういう趣旨ではございません。また、すり寄ったというつもりは毛頭ないわけですし、新しい制度をつくる場合の推計の手法ということについては、いろいろ考えてもやっぱり実績をどう判断するかということになるんじゃないでしょうかという趣旨も含めて今回は出させていただき、また修正についてもそうした世論その他の御議論というものを踏まえて修正したつもりでございます。ぜひ御理解いただきたい、こう思っているところでございます。

○榊崎泰昌君 私は、自民党案と同じ公的助成にしたならば、個人献金は認めないとうも論理一貫しないという感じを持っています。

そこで、これは年間費用の三分の一にされたと言いますが、三分の一にされた根拠はどうですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 基本は、八次審の答申にもありましたとおり過度に政党が公的助成に依存してはならない、こういう考え方がございまして。同時に、さまざまな議論の中で過度といふのは過半数、五〇％を超したの当然過半数ではないということだと思っております。そういう意味では三〇％というのは一つの基準であり、これは自民党案におきましてもそうした考え方というものがおありになった、こういうふうに伺っているところでございます。

ただ、今回は修正によりまして大体四分の一というような数値になってくると思っておりますけれども、この何分の一というところにつきましても、これはじや四分の一がいいのか三分の一がいいのか幾つかというところにつきましては、新しい制度と新しいこの運用ということを見きわめなければ結論は出しにくいところもあると思っております。

したがって、政党本位の選挙制度を行うことによつて政党の経費というものが一体どう膨らんでくるのか、あるいは日常活動についてどうなのか、あるいは今回制度として入れた税額控除を初めとした個人献金の動向がどうなるのか等々の状況について十分見きわめた中で五年後見直しということがございまして、これは企業・団体献金廃止の問題だけではなく、こうした政党助成問題を含めて見直すということになると考えているところでございます。

○榊崎泰昌君 先ほどもちょっとお話しがありましたが、これは企業献金を認めないということの代償のようなものであるというように感じの御発言がありましたけれども、今回の禁止措置で政治団体に対して企業献金が減る額はどれだけでございますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 一言つけ加えますと、企業・団体禁止だけではなく、さまざまな新しい政党本位の選挙ともかわつていっているということについて少し舌足らずだったかもしれませんから、つけ加えておきたいと思っております。

今御指摘の問題は、企業、団体から政党、政治資金団体に出たお金、企業、団体から政治家個人などに出ていったお金等々をこれまでの資料によつて考えますと、今度の法律によつて、一番新しい資料で該当する金額といふと約六百億円という数字があったのではなかったかと思っております。

○榊崎泰昌君 自治省からいただいた数字では六百億になっていまして。ところが、これは先ほどおっしゃった算定根拠になる政党及びその政党に属する政治家個人、政治家に属する政治団体、これは分離できないんですね。これはどうなんでしょうか。六百億の中には政党に属していない政治家の企業献金もあるんですね。自治省、わからないですか。

○政府委員(佐野徹治君) 六百億の数字の御説明を申し上げますと、平成三年分の政治資金の収支報告から拾い上げますと、政党、政治資金団体以外のいわゆるその他の政治団体でございますけれども、これに対します法人なり団体なり、こういった寄附が六百一億五千八百万円でございます。

○榊崎泰昌君 要するに、わからないんです。それは統計が分けてないからわからない。しかし、千何百億と計算するときは一つ一つ拾ったみたいですね。拾ったときに、禁止される金額が幾らであつて、それに見合うような助成金を、代償というわけばかりじゃないというように仰せになります。したがって、政党政治もあるでしょう、しかし代償になるような金額で余りかけ離れちゃ困るんです。それは一体幾らかというのには御精査なさらないかたんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、選挙部長が御報告いたしましたとおり、今回の政治資金規正法改正

案において禁止されるという金額については平成三年度資金で六百億余ということですから、私は説明の中で、企業・団体献金に一步踏み出す、それを一つには政党助成を行うことによって、こういうところだけを御説明させていただきましたけれども、それだけではなく、個人献金についても政党としても努力をしなければいけないと思いますし、これからスタートする税額控除の制度についてだけだけのものが利用していただけるかということもあると思います。ということから全部政党交付金ということではないかと思っております。また、私はそれではないかとは思っていません。

世界の立法の潮流を見ると、このところの關係だけでやりとりしていただけたらと思いますけれども、全体としては総額を少なくしていくという努力がある中で考えなきゃいけない問題だと思っておりますから、ストレートに六百億なきやいかぬということではないかと思っております。

○榊崎泰昌君 私、何も六百億なきやいかぬということも言っているわけじゃないんです。六百億はさっきも言ったように政党に關係ない政治家の政治団体の金額が含まれているじゃないか。公的助成をやったときに公的助成をやった金額が政党にとつて膨れ上がるように困るんです。だから、それは幾らかということに勉強したのかというと、政府としては勉強してなかった、こういうことです。

私は、公的助成の金額というのは非常に多いんだというぐあいに思っているんです。先ほどもおっしゃったように、三分の一、四分の一がいかに、それはわからない、しかしまあやってみようやということでおやりになったと思うんですけれども、私は、非常にこの算定基礎があいまいであって、大蔵大臣がおられますけれども、これは税金ですからそんなにあいまいなことじゃ困るんです。

それで、時間が余りありませんから次の質問に

参ります。

実は、現実の三百九億ですか、それを各政党に配分したら一体どうなるのか。これは衆議院でも随分議論されていますから簡単に申し上げますけれども、共産党は辞退なさっておられるんです。私は共産党がなぜ辞退されているのかと思つたら、政治献金で企業献金はほとんどないということと今の十分だと。十分とおっしゃっているかどうかかわかりませんが、これは辞退される、こういうぐあいに思っています。新聞に載っています。自民党が百三十億、社会党が六十三億、新生党が二十二億、公明党が三十億、こういう数字になっています。

それで、これはちょっと嫌みになるかもしれませんが、せんけれども、やはり公的助成をちやうどいするからには、この委員会でも質問がありましたけれども、補助金適正化法の適用はあるのか、あるいは会計検査院の検査はあるのか、あるいはそれに伴つて補助率ということを考えたかどうかというふうな議論がありました。それは公的助成の便い道その他についての大きな危惧、その根拠のあいまいさというものに由来していると思ふんです。

ちよつとこれは嫌みになりますけれども、社会党が六十三億ということになりますと、党の中央の財政をほぼ賄い得るような金額になっているわけですね。社会党としては辞退するお気持ちはあります。

○国務大臣(佐藤親樹君) 今、社会党出身の關係でございしますが、社会党自身がどうするかは聞いておられますが、一般論で申し上げさせていただきますと、もちろんまだ六十二億という計算をしたことはあります。それから、榊崎委員御承知のように社会党は本部だけが政治団体ではなくて支部もございしますから、それとも比較をしていただきたいと思います。

それから、確かにそういうふう計算してまい

りますと、やはり国民の意識の中で、俗な言い方をすれば、ブームに乗ってお金をかけなくてもかなりの議席や得票率を得られた政党もあれば、かなりお金をかけたけれども議席や得票率に余り結びつかないというの、現行中選挙区制からこれから新しい制度に移るわけでございますので、その間にはあり得るわけでございます。いわば、そういった意味では国民の期待率というやうなことも加味してなされるわけであります。これが今度新しい選挙制度になったときにこれらどういふふうになつていくのかということ等もございしますので、それも含めて五年後の見直しということにつなげてくるわけでございします。

したがって、社会党が辞退するかどうかは村山委員長に聞いてみなければならぬと思ひますが、長いこと社会党におつた者から申しますれば、そういうことはないと私は思つております。

○榊崎泰昌君 いずれにしても、この公的助成は企業献金を取りやめた、禁止なさる案を出された、その反映あるいは代償として出てきたんだというぐあいに思っているんです。

さてそこで、いろいろな場面で議論されていますので簡単に答えたいんですが、企業献金は悪とお考えですか。

○国務大臣(山花貞夫君) そういう前提はとつておりません。

○榊崎泰昌君 企業献金というのは、社会的実在をしている、したがって政治活動というものは保障されているので、その活動の一環として政治献金というものはあるんだということを先日の委員会でも再三お答えになっておりますので、その点についてはそれらのことを前提としてお伺いをしたいというぐあいに私は思つております。

企業献金で一番問題なのは、透明性とか企業との癒着とか、そういうことが問題になっているんです。

そこで、大変恐縮なんですけれども、企業献金

金、これは今回だめということにされたわけですね。政治団体の場合です。政党の場合じゃないです。政治団体の場合にはだめということにされたんですけれども、金丸さんの事件とかいろいろな事件がございまして国民の中に企業献金が大変に問題を起こしているということはもちろん私は承知をしておりますけれども、収支報告書に記載されているやうな献金でこれまで事件を起こしたことがあるんでしようか。

ちよつと法務大臣にお出ましを願つておりますので、法務大臣と公安委員長であられる佐藤大臣にお伺いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(三ヶ月章君) 御質問の趣旨でございしますが、正規の政治献金の授受が犯罪行為として認定されたことがあるか、こういう趣旨と理解してよろしゅうございましょうか。

実は、法務当局といたしましては、御指摘のやうな事例が果たしてあるかどうかということをお断するのには、御承知のように確定した個々の有罪判決を精査する以外にはどうもないわけでございます。例えば、贈賄賄事におきまして、金品の授受について有罪とされた判決というのは非常にたくさんございします。しかし、そのやうな判決においては、実は授受された金品がいろいろに当たると、刑法上の構成要件に該当するんだということを確認すれば足りるわけでございまして、これが果たして先生今御指摘の正規の政治献金に該当するか否かというのを裁判上認定する必要はないというふうにされていると承知いたしております。

○国務大臣(佐藤親樹君) 政治資金報告書を提出

していただく自治大臣として、また犯罪に関係をいたします国家公安委員長という立場で答えさせていただきますが、政治資金として正規の処理がなされたものであって、それが贈賄事件に関わった事例が過去あるかどうかについては承知していないというふうにお答えさせていただきます。

○橋崎泰昌君 法務大臣の御答弁も公安委員長の御答弁も、正規の届け出をした政治資金について取賄が問われたことは恐らく、私も不敏でございますからわかりませんが、ほとんどないと思うんです。私聞いたことないです。ということは、政治資金規正法の届け出をした資金について贈賄が起るといふことと、今盛んに企業献金が悪である、だから政治献金をとめなさいかぬのだということは相当大きな差があると思うんですね。金丸さんの事件があった、だから政治献金はいかぬと。ちよつと短絡過ぎるんじゃないでしょうか。

ここでお伺いするとちよつとあれですけれども、先般、新生党のさる先生が五百万円の献金をゼネコンから受けた、それについて記者会見をしたというふうな事件がありますけれども、あれだつて同じような政治資金の正規の処理をしたんだということそのまゝになっているんですね。そういうことを考えますと、私は正規の政治資金として届け出られたものが悪の温床になるからこれを全部禁止すべきだという議論はどうも、あつものに懲りてなますを吹くという格言もありま

す、牛刀をもって鶏を割くという格言もあります、少しおかしいんじゃないですか。それで、しかもお話によれば、政党に対する企業献金は性善説で善である。それをひもつきで、この人に渡してくださいというとはいひないんだ、こういう議論ですね。それは一向に妨げない。それはなぜかという、政党の中で一たんスクリーンにかけられて透明性が保たれるからいいんだと。

個々の政治団体に政治資金規正法によって届け

出をすることは、スクリーンが届いていないということなんですか。いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) はしよつて物を言わせていただければ、今までいろいろ問題が起つてきたのは、確かに委員御指摘のように届けられたものについては恐らくそれは余りないと思いますが、いわゆるやみ献金、裏の献金ということが贈賄事件の具体的な金銭だと思ひます。

その場合に何が起つたかという、結局政治家個人と企業との癒着関係ということが起つてきておるわけでございます。最近で言へばリクルートから始まって企業と政治家個人というものの癒着で数々のその後贈賄事件というのが起きてきているわけでございますので、私たちは、この際ひとつこの企業献金というものにつきましては政党のみに認めることにして、この汚職の温床というものを断ち切ることが必要であるという大きな世論をバックにこの法案を出しているわけでございます。

八幡判決でも、この前も当委員会で議論になりましたけれども、ただ社会的存在だからいいんだというのではなくて、社会にいろいろな問題を起すときには立法政策によつていいんだということも判決に書いてあるわけでございますし、そういう意味では今やらなければいかぬのは、私たちはそういう企業・団体献金を政党に限る。今の先生のお話ですと、政党というのは何かイメージ的に個人の後援会のようなイメージでございます。

政党である限りは、やはりそこでできるものというの、第三者としての政党が介入をすることによつて、ある献金がいかに悪いかにという第三者的な客観的な一つの評価を下した上受けるか受けないかということになるわけでありまして、迂回献金だから無条件にいいということではないわけ、そこには政党というものの別の角度からの判断が入るわけでございますから、そういうことによつてひとつ政治というものについて信頼性を増していこうというのが趣旨でございます。

す。

○橋崎泰昌君 いかにも政党を回るのは政党が全部チェックするんだと、これもそのとおりかもしれません。しかし、法律にはそんなこと書いてないんですよ。私どもは法律論やっているんですから、何もお話を聞いているわけじゃないんですから、その点ははっきりさせてもらわなさいかぬと思ひますよ。企業、団体から献金をして個人に回すことは自由だと何遍も答弁しているじゃないですか。

そこでお伺いしますが、それでは透明性とか——さつき判断と言われたけれども、判断なんというのは何も書いてないんです。透明性という点からいいますと、政党の中で献金が行われたことは届け出ればわかる。しかし、例えば個人に行くと、そのときに個人に行つたのが一体どの金が行つたのかさっぱりわからない、それは幾らでもいいということになっているんだから、その方がはるかに透明性がないんじゃないですか。

個人の政治団体、個人の個人のか、政治家の政治団体にどこその企業から献金が行けば、制限を加えるとすればその制限の範囲内で何らかの献金が行くということがはつきりわかるじゃないですか。その方がはるかに透明性があり、国民にわかりやすいんですね。今の案だと全然わからないんですよ。どこからその個人に、個人というよりも政治家の政治団体に行つていくかさっぱりわからないんですが、いかがですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 政党がチェックをするという意味ではなくて、政党というのはいろんな方が集まつて一つの思想、信条、政策に基づいてできている団体でございますから、個人の後援会、政治団体とは違うわけですね。

したがつて、そういうふうな性格が違うところに入れることによつて、委員御指摘のように、それがどこの企業から来たかというのは、政党に入つてそれから来た場合にはわからないことは確かに事実でございますけれども、金の性格が個人と企業という関係から、政党といういわば性格

の違うところに入れることによつてこの企業献金というのについて客観性を持たせるといふ表現が正しいかどうかわかりませんが、他のもあるわけですね。政党の中には、

そういうことによつて個人と企業との癒着というものを断ち切つて、そして必要な一定の期間、つまり見直しということも五年間であるわけでございますから、その間は政党にだけは認めようという意味でございますので、金の性格というの、個人と企業との関係から、いわば客観的な社会的存在としての政党というものが責任をすべて持つというふうな性格が變つてくると、こういうことの趣旨のためにできておるわけでございます。

○橋崎泰昌君 自治大臣は大変苦しい答弁をしておられるというぐあいと思うんですね。先ほどから申し上げていきますように、政党から個人にお金が行く、それはどこから出ているんだかさっぱりわからぬ、こういうことになつてもそれは政党が責任を持つからいいんだと、こういうお話です。

しからば、政党助成法のときに監査報告を出しますね。そのときに公認会計士の意見書をつけるでしょう。公的助成だけですよ。ほかのところは監査人が意見をつければそれでいいということになつていきますね。しかし、政党の規定によつて監査人をどういうぐあいに付けるかは政党の自由なんですよ。専門家がおりになるかどうかかわからない。それならば、ちゃんとそこら辺のところをはつきりさせるなら、公認会計士であるとかあるいは会計帳簿について責任を持つている相当の経験を経た税理士さんが政党の経費の監査をして出すということになれば、それは大臣のおっしゃるようによつて政党で責任持つて云々というのが制度的には担保されますよ。それはどうですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 公認会計士によりますところの第三者としての監査につきましては、御承知のように政党交付金について行つたことになつており、かつ政党交付金のお金と政党のお金とい

うのは別の帳簿にすることになっておるわけでありませう。

後者の、政党に対して公認会計士でやるかだれがやるか、内部監査にするか外部監査にするか、これはいわば政党の自主性の範囲に入ることとございまして、私たちは政治活動の自由という面において、政党交付金ではなくてその他の一般の資金のあり方について、それは一つの自主的な団体、政治活動の自由というものを重んずる立場で、それは内部監査していただくというのか、内部監査でいいというふうに考えておるわけでございます。

○植崎泰昌君 政党に対して大変信頼感厚く御答弁なさっておられますけれども、私は株式会社にしる何にしろ、要するに透明性を確保するということを政府はお題目にしておられるわけですから、それならばそれらしくきちんとやるべきであるというぐあいに考えます。

この問題はとも押し問答をやっても余りいい答弁してくれそうもないので、ちょっと視点を変えますが、今度は政治家を支援する政治団体以外の政治団体の話です。

先ほども言われたように、企業というのは政治的活動をする権利を持っている、そう思います。もちろん政治的な主張をしても構わぬ。業界の利益を主張したって、政治的な運動をやっても一向構わぬ。それじゃ企業、業界の団体には政治献金は法人及び団体から許されるんですか。

○政府委員(佐野徹治君) いわゆる企業等で構成をする業界の政治団体、これにつきましてのお話ではないかと思われませんが、これらの政治団体につきましても企業等の団体献金、これは受けることができないわけでございます。

○植崎泰昌君 そうすると、業界の政治団体は資金なしで政治運動をやれ、こういう御趣旨でしようか。

○政府委員(佐野徹治君) 企業等の団体献金は受けることができないわけでございますけれども、それ以外の収入といったしましては個人の献金

だとか事業収入だとか、こういった収入がございまして、こういったもので活動をしていただくことになるのではないかと考えられます。

○植崎泰昌君 私は業界の政治団体の話をしているんです。業界の政治団体は、参加している企業から献金をもらわなければ事業活動なんてやっていけませんよ。そんなもの、事業活動なんて。業界の団体、企業から献金を受けなければ。政治活動をやっちゃいかぬ、そういうことですか。もう一遍お答えください。

○国務大臣(山花貞夫君) その意味では、今回の企業・団体献金の禁止に一步踏み出すということが大変それぞれに対して新しい収入の道というものを余儀なくされる、こういう面を持っているわけでありませうけれども、委員御指摘の今のテーマにつきまして同じように新しいシステムを考えていただきたい、結論的にはそういう方向でございます。

○植崎泰昌君 随分無責任な話をされていますね。企業団体は勝手におまえ資金調達の方法をこれから考えろ。冗談じゃないよ。今まで政治活動をやっているわけでしょう。それは一体どうなるんですか。

それは個人が主体の団体もありますよ。労働組合なんかそうでしょう。しかし、業界というものが厳然としてあるわけですから、そういうものが政治団体を今幾つもこしらえているわけですよ。その業界はもう政治活動をしなくてもいいよという御趣旨なんですか、こういうぐあいに聞いているんです。それは、いや個人献金はやればいいじゃないかと。冗談じゃない、そんなもの。社長さんが個人献金やれ、こういうぐあいにお願いしますか。

私は暴論に近いと思うけれども、社長さんの月給を上げてその分を献金させればいいじゃないかというふうな暴論もあるように聞いていますけれども、そういうことなんですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 佐野部長からも答えましたように、企業・団体献金の禁止ということに

なっておるわけでございますから、個人献金あるいはパーティー等の事業収入、そういうことで運営をしていただくということで、企業・団体献金の禁止に一步踏み出すということで新たな状況になつてきておるわけでございますから、山花大臣から言いましたようにそれに対応できるようにしていただきたい、こういうことでございます。

○植崎泰昌君 要するに協力をしてくれ、こういう話ですね。私は随分無理がある議論だと思ひます。

先ほどから申し上げていますように、政治家の政治団体にしても、今までずっと何十年間やってきた。本当はいろいろ問題があるのかもしれないけれども、少なくとも国家公安委員長あるいは法務大臣がおっしゃっている限り、収支報告書に載っているもので問題を起した事例というのはなかなか見つからない、見当たらないんです。それはだめだとおっしゃる。極めておかしいことと言わなきゃいかぬ。そして政党経由でそういう団体にお金が来るのは大変結構なことだ、こういうぐあいにお願いします。しかし、それよりも、一つ一つの政治団体に収支報告を出させて、この議員はこの法人、企業から金をもらっているというところが明らかになった方がはるかに透明性があって、私はその方がはるかに今の政治をよくする方向であるというぐあいに考えております。

いずれにしても、今、原案を提出されているのでなかなかお変えにならないかもしれないけれども、私は自民党が主張しておりますように、二団体、そしてそれについて二十四万円ずつの政治献金を許すということが、今の政治腐敗を助長するとか、あるいはその解決策を除外するとか阻害するとか、そういうぐあいは全然思いません。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今や国民が求めているのはかなり厳しい。企業と政治家個人、あるいは事実上それをバックアップいたします政治団体との関係は断ち切れというのが私たちは世論だと思っておるわけでございます。

したがって、私たちとしては、それは与党の中には五年後全廃せよという意見も踏まえつつ、この五年間の間に政党の活動がどうなっていくか、つまり党費なり事業収入なりどういうふうになつていくかというところを見ながら、やはり国民の皆さんの世論にこたえて、政治というものが金まみれになることのないような政治改革をしていくことがぜひ必要なのでございます。その意味では一步踏み出すということで、政党自身がお金の問題については十二分に責任を持っていたらいい、足らざる点は政党助成法という法律に基づくと、その政党交付金で政治活動をしていただく、そういうことで私たちはこの政治改革というものを金の面についてはなし遂げるべきだということに考えておるわけでございます。

○植崎泰昌君 今の一步踏み出すときの踏み出す先が少しふらふらとしておるような気がいたしますね。

そこで次に、先ほど個人の政治献金のお話があった。その政治献金のお話について若干お伺いしたいと思ひますけれども、従来とも特別措置法で、政治献金につきましては所得税の特別控除の規定があるわけですね。それをあえて今回、税額控除の制度に踏み切られた理由は何でしょう。

○国務大臣(佐藤観樹君) これは三〇%ということになつておりますので、少額の方は所得控除ではなかなか減税の効果にならないということで、税額控除を入れて、そして個人献金を促進していただくというところで税額控除制度を新たに創設をしたわけでございます。

○植崎泰昌君 これを政党に対するのみの個人献金に適用するようにされたのはなぜでございますか。

○政府委員(佐野徹治君) これは今回の政治改革の基本的な考え方でございますけれども、政党中心、政党本位の選挙に移行しよう、こういうことでございます。また、政治活動も政党がその中核を担うということになると考えられますので、政

党を通じて国民の政治参加を促進することが重要であるということ。

それから、政党の財政基盤につきましても、個人献金で賄われる、できるだけこういう方向で進んでいくということが望ましい、こういう考え方に立ちまして今回の税額控除につきましてもは政党に對するものに限つたものでございます。

○橋崎泰昌君 どうも、所得控除という制度があるにもかかわらず税額控除の制度を新たに導入され、かつ、これはあらゆる政治団体ではなくて政党にしか認めないという制度をとられたことは非常に重複しわかりにくくしているというぐあいには思います。

私は、先ほどからお伺いしておりますが、政府の案は、政治家を支援する政治団体に対してひどくつらく当たつて、そしてその補償というんでしようか、として税額控除を設けましたと言つて盛んに宣伝しておられるけれども、今御質問申し上げたように、この制度は政党にしか適用がないんです。

これまた、もう時間が余りなくなつておりますから言わねばならぬですけれども、地方政治家の話がございすね。これをどうするかというものは政府としても一生懸命頭を悩ましておられると思ひますけれども、地方の無所属の政治家に税額控除をさせようということになる。今、指定都市以上ですね。指定都市以下にしようとする税務が煩雑になつてとつてもいけない、その区別もなかなかとれないから全市町村はだめなんだと従来から言つておられる。そうなんですかね。それを今度は政党に對する税額控除をやる、こういうぐあいに言つておられるんです。

先ほどちょっと小耳に挟んだんですけれども、労働組合では、組合費を減じてその分を政党補助にしようやという動きがある、こういうぐあいに聞いていますが、そうなんですか。それで大量に組合がお世話を申し上げて税額控除をやる。まあ、そんな奇特な組合があるかどうか後でまた教えてもらいたいですけれども、あるんでしよう

かね。(初耳だ、それは)と呼ぶ者あり)ああ、そうですか。

いや、私は、政党に對する献金の税額控除をするというのがどの程度になるんだろうか、これ経験がないですから皆さん方おわかりにならぬでしようけれども、そういういい加減な言つとちよつと語弊があるかもしれないけれども、制度をおつくりになるというのは、私は極めて奇異に感じます。いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) ちよつと誤解があるようでございますが、今、委員、組合が言われておりますが、組合も企業と同じ扱いになるわけでございますから、組合自身が政党に對してそのような格好で献金するということはこれもいけないわけでございますので、組合員個人が政党にすることは結構でございます。その点はひとつ誤解のないようをお願いいたします。

○橋崎泰昌君 私の質問に的確に答えていませんからもう一問だけさせてください。

組合費を減じてそのかわりに政治献金をした、こういうぐあいに言つておられる組合があるというぐあいに聞いたんですけれども、そのようなことは許されるんですかとお伺いするんです。

○国務大臣(山花貞夫君) 私も今初耳ではあります、ただやっぱ法案ができましたならば、税額控除の問題を含め個人献金をふやしていただくということについてはいろいろ説明、働きかけを行わなければいけないと思つております。

それは労働組合だけではなく、個人献金をふやしていただくということにつきましては、あるべき政党の政治資金づくりの観点から大変大事な観点だと思つておりますので、そういう動きが出るかどうかということはまだ見きまなければならぬから個人献金をふやす、こういう方向で法案も考へておるところでございます。

○橋崎泰昌君 ただ、これが非常に大きくなりまして税務当局にも大変なあれがかります。私は大きくなるかどうか極めて疑問に思つております

けれども、ただこれが大きくなったときにはそれなりにちゃんとした手当てをしないと事務当局が困りますよ。

終わります。(拍手)

○下村泰君 先週の七日にもいろいろとお話をしたんですけれども、障害者の問題で取り残されておることがたくさんありますので、障害者の参政権のことについてまたいろいろお伺いさせていただきます。

この間も申し上げましたけれども、アンケートをとりますと、とにかく三割以上の方が行きたくても行けない。なぜ行けないかというところ、その人の障害の状態によつて、それぞれ歩行が困難である、移送に非常に問題がある、それからボランティアーの数も知れておる、余り手助けをしてくださる方々も少ないというようなことで行かない方が三割ぐらゐる。

じゃ、この問題を解決するのはどうしたらいいかということになるわけですが、例へばこの方たちが行くにしても、いわゆる障害者をお送りする例へばリフトバス、現在通常の公共バスでさえリフトバスというのはほとんどないんです。アメリカの方へ行きますとそういう方々を差別してはいけないという法律があるんですけれども、日本にはまだないわけなんです。しかも、通常の都営バスにしても各私鉄の会社のバスにしてもそういうバスがないわけなんです。ですから、投票所へ行くだけでも行かれない。そうすると、今度は障害者用のマークのついたタクシー、こういうものを利用せにやいかぬわけなんです。そうすると投票所へ行くためにえらい出費が強いられるわけなんです。何か公平だ公正だと言ひながら、非常に私はそういうのは公正さを欠いておると思ふんです。

そこで、例へば運輸省なら運輸省がそういう投票所へ行くリフトバスの巡回バスみたいな、実際に諸官庁の間なんというのはいくらも巡回バスみたいなものがありますし、各選挙区でそのくらのサービスは私はやってもいいんじゃないかなという感じがするんです。厚生省と自治

省と運輸省とお話し合ひになつて、こういうことのためのサービス、障害者の投票のためのサービス、そのぐらゐのことは考へてもいいんじゃないかなと思ふんですけれども、きょうはせつかく運輸大臣と厚生大臣に來ていただいたわけですから、そのところをちよつと見解を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤茂君) 運輸省といたしまして、就任以来、弱者に優しいといふ言ひ方は悪いかもしれませんが、ハンディキャップを持つた方々に同じ役割を果たせるような交通手段をつくるということ大きな目標にさせていたたいと思ひます。

今お話しございました三割の方が行けない、何かの方法でやはり国政に参加していただくということにつきまして、巡回バスということもございましたが、リフトバスも調べてみましたら路線バスでリフトバスを採用しているのが一割弱のようです。あとは福祉バスということのようなんです。それらをどうしたらいいの。自治体との関係もございすし厚生省との関係もございすので、ぜひこれは積極的に検討して具体化を図りたいと思つております。

私の方も八月以来、エレベーター設置基準について改正をする、それから御案内のように、全盲の方からお手紙が参りまして手帳を一々見せないと切符が買えませんかといふので、内部ですぐ相談いたしまして、子供のところを押してください、手帳は一々見せなくとも半額の切符をお買ひになつてそれで安心してお乗りくださいなど、努力いたしておりますが、今御指摘ございしました点もぜひ積極的に検討させていただきますと思ひます。

○国務大臣(大内啓伍君) 委員御指摘のように、視覚障害者に対する移動手段の確保という面はまだまだ不完全でございます。

例へば厚生省関係ではリフトつきの福祉バスといふたようなものを運行しておりますけれども、これは日曜日は運行しない。そうすると投票日

にはこれが利用できないといったような面がございまして、そういう面の活用が一つ考えられます。

それから、言うまでもなく郵便による在宅投票、不在者投票というものが今やらせていただいておりますし、また一定の規模のところにのみおきましては不在者投票をそこでやるといような制度がございまして、輸送手段の問題は、自治省とあるいは運輸省ともう少し横の連絡を強化いたしまして、何とか下村先生御指摘の問題が解決されるように鋭意話し合ってみたい、こう思っております、最大限御期待にこたえるように努力をさせていただきます。

○下村泰君 自治大臣にも。  
○国務大臣(佐藤観樹君) 下村委員御指摘のように、ハンディキャップを持っていらっしゃる方々に参政権の具体的なあり方としてそういった便宜をいろいろと図っていききたいというふうに私たちも考えております。

ただ、やっぱり我々の方は選挙の公正ということも考えなければいかぬものですから、それとの兼ね合いでいろいろとこれまた課題はございまして、けれども、できる限り前向きにできるようにしていきたい、こういうふうに考えております。

○下村泰君 自治大臣はよく公正公正とおっしゃるんです。だけど、健常者は自分で行けるんです。行けない人のためにいろいろな手段を講じるのは私は決して不公平じゃないと思いますよ。それがどう見たって、足で行ける人が足の動かない人のために例えはリフトバスを動かしている姿を見て、だれも役所がその人にひいきしていると思わないんじゃないですか。

だから、この間から私は、どうも自治大臣のおっしゃっている公正公正という言葉はどこか違うんじゃないか、使い方をちょっと間違えているんじゃないか、そんな感じがしてしょうがないんです。

○国務大臣(佐藤観樹君) それは結局、各自治体にそこそこいらっしゃる障害者の方をそれだけ運ぶ

だけの実際にリフトバスの運行等が限られた投票時間でございましてからできるかどうか。できるできないなんということがあるもの困るものですか、そういう意味でのご意見を申し上げておるわけでございます。しかしいづれにしろ、どこまで実態ができていくか我々の方でも必ずしもつかんでおるわけじゃないものですから、十分精査して、なお一層努力をさせていただきます、こういうことでございます。

○下村泰君 日本のはこの高度の成長の中でこういうことがおこれているというのは本来みっともないんですよ。それで、アジアの障害者の十年、本来これを促進するのは日本が主でやらなきゃならないことでは。日本がリーダーシップをとってやるといふその日本が、こんな状態でほかの国にでつかい顔はできないと私は思いますよ。ですから、やはりそれだけの力を持っている国がそれだけのことができないというところに各為政者の心のあらわれといえます、人間の心としての形が出ていないんじゃないか、私はこんな気がしてなりません。私は口が悪いんですから、生まれたときは口から生まれているものから、思ったことをそのまま言わせていただきますけれども。

日本の官庁というのは本当に縦割りばかりしていますよ、上から下までは、すっと。ただ、横が全然ないんですよ。橋本龍太郎さんという方が厚生大臣のときに、労働大臣とお話をしてくださいますと私は申し上げたことがあるんですよ、社労委員会です。それから一月か二月たつてやつたら、全然そんなことを覚えていないんですよ。ですから、労働省と厚生省と同じようなことを出して同じように予算をとることをやっておるんです。内容は同じなんです。何でこんなことが一つにまとまらないかな、一つにまとまればもっとしつかりしたのができるのにと常々思っています。

これはもっとも今までの政党の方、どうだった

かそれは知りませんよ。せっかく連立ができて皆さん方お話し合いができるような状態なんですから、もっとも今の方が余計話し合いができないかもわかりませんけれども、どうぞひとつそういうことでよろしくお願いいたします。短兵急にやれとは申し上げません。できることをまずやっていたいだきたいと思えます。

厚生大臣、運輸大臣、結構でございます。ありがとうございます。

さて、そこで、今も寝たきり老人、厚生大臣の方からちょっとお話が出ましたけれども、こういう投票があったんです。茨城県取手市の佐藤敏子さんとおっしゃる七十二歳の主婦の方からの投票なんですけれども、

夫は八十歳を過ぎており、足が不自由で歩行が困難だ。だが、今回の衆院選挙にはぜひ、投票したいと思つていた。

これは昨年のことですね。

老人ホーム、老人病院に入っていれば、そこで不在者投票ができる。身体障害者手帳を持っていれば、その程度によって、自宅から郵送で投票できることになっている。

夫の場合は障害者手帳を持っていない。何か方法がないものかと市の選挙に問い合わせた。しかし、「法律上、無理。車イスか何かを使つて投票所に来られなければ、棄権もやむをえない」という返事だった。

先ほど申し上げました障害者手帳を持っている方々のためにはあるけれども、そうでない寝たきり老人、難病の方々、こういった方々に一体どういふふうに対処するのか、自治省のお考えを伺いたい。

○国務大臣(佐藤観樹君) どなたかの御質問にも御答弁申し上げたんですけれども、一つは、寝たきり老人の方々が、数が大変多くなつてきておるわけでございますが、冒頭の質問とも重なるんですが、どうやってそれを、やはり行政というものは、あの人は運んだけれどもあの人は運べないというところはこれは許せないものですから、それだけの方をどういふ体制で投票所まで運べるかどうか、それから、その際に、寝たきりの特に在宅の方の証明書の問題というよりも投票日の限られた時間にそれだけの方を全部運べるかどうかという体制の問題だと思ひますし、また郵便投票ということになりますと、じゃほかの人が書いてしまったらどうするということを、制度そのものを認めることと訴えられるのは今度はこちらなんです。本人の確認という選挙の公正、また言われるかもしれないけれども、これは我々にとりましては非常に重要なことなものですから、そのあたりを総合的に検討する時間を少しいただきたい。

厚生省あるいは運輸省ともああいふ御答弁ございましたので、ちょっと時間はかかることをお許しいただいて、ひとつ研究をさせていただきたいということでも御理解をいただければと思います。

○下村泰君 今の大臣の答えに関しては別に異存はございません。今まで、私に端的に言わせてもらえば、面倒くさいからやらなかったということだと思ひますよ。やる気さあつてそれだけの人間を確保すれば、できないことはないんですよ。例えばボランティアで動いている人たちにお願ひしても、それこそパート、臨時雇いですよ。そんな処遇でもその人たちは一生懸命やってくれてはくれます。例えば無料でもそういう方たちはその人たちのためにと思えばやってくれるはずなんです。結局、役所の方にそういう熱意がないから動

く人も動けないというのが私は実情じゃないかと思ひます。ですからそういう意味で、自治大臣が今そうお答えくださったんですから、そのようにひとつこれからは頑張っていたきたいと思ひます。

それから、もう一つ、投票でこういうことがあるんです。お考えいただきたいのは知的障害者です。こういう例があるんです。

ある知的障害者の母親がどういう形で投票させていいのかわからないで、自分の意思を表現できる手段として、こうしたいかと、そういう質問をしたときに手を挙げる、これで何とかしようというので、それを頼りに投票所へ行つたわけなんです。それで、お母さんが立会人の前で候補者の名前を一人ずつ言うわけなんです。そうすると、その知的障害者のお子さんが手を挙げた。手を挙げたところでお母さんの名前を書いてやと投票したところと言ふんです。

事前に特定の候補者の名前を練習させる施設がありますよ。私も現に行つたことがあります。長野県の方のある施設では、一生懸命知的障害者の方が黒板に字を書いて、こう書くんだ、こう書くんだと。たまたま私の名前を書かなかつたから腹立つたけれども、もともと、そのときは私はまだそういう立場じゃございせんからあれでしたけれども、あんなるほど、こうやって投票所へ行かせるんだなというところは目の前で見てきました。こういうふうなやり方もあるということですね。今の例のような配慮もあるわけです。

ほかに、写真を使うとか本人のプライドも保たれるような配慮も必要だと思ひますけれども、知的障害の方々の投票についてはどういふふうに大臣はお考えでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 障害を持っていらっしゃる方の投票のあり方につきましては、たびたびお話がございましたように、施設等によりまして、点字投票もございまして、あるいは郵便によりまして、点字投票もございまして、あるいは字の書けない方

についての代理投票ということが認められておるわけでございます。

今、下村委員の言われたのは選挙の立会人ですね。——立会人の前で代理投票というのは私の知っている限り認められていふふうには考えておりますので、ちょっと何だつたら選挙部長の方に答弁させますが、今言われたようなことでしたら、代理投票というのは私は認められておると思つております。

○政府委員(佐野徹治君) これは現行の制度の御説明だけさせていただきます。

公職選挙法の第四十八条に代理投票という規定がございます。これは、身体上の障害または文盲によりみずからその選挙の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票管理者に申請をいたしまして、代理投票をさせることができる。これが第一項でございます。

第二項で、この場合には、投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて、投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に選挙人が指示する候補者一人の名前を記載させ、他の一人にはこれを立ち会わせなければならぬ。こういった公職選挙法の規定がございます。

○下村泰君 その場合に、立会人が承諾しなきやだめということになるのか。

○政府委員(佐野徹治君) 先ほどの四十八条の二項の規定でございますけれども、この代理投票の申請は投票管理者にいたすわけでございましてけれども、投票管理者はこの申請がありまして場合には投票立会人の意見を聞いてその選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て、こういうことになってございまして。

○下村泰君 難しいんです、言い回しが。

それは、投票所へ行く前に事前に通知せよいかぬわけですか、親なら親が。

○政府委員(佐野徹治君) これはその場で結構でございます。

○下村泰君 その場でもいいのです。

それから、手話通訳のこともお話ししましたけれども、実は聾啞者の皆さんの間で、政見放送が出来ますと、そうすると、そのビデオテープをお借りして、それについて手話の出来る方々がそのビデオテープを見ながら聾啞者の皆様方によくわかるようにやる、いわゆる集会でもってビデオテープを見せるというのがあるんです。これは実際に自治省はどのぐらい把握していますか、どこでどこでございふうにやっていると。

○政府委員(佐野徹治君) 一昨年の七月二十六日に行われました参議院の通常選挙におきまして、政見放送を録画したビデオを手話通訳を介して見するための聾啞者の方々の集会に対してビデオの貸し出し等の便宜供与を行った団体の数でございましてけれども、これは四十七の都道府県のうちの二十二の都道府県であつたと把握をいたしております。

○下村泰君 それは自治省の調査ですね。二十二年。いかに自治省がいかにけんかというのがこれでわかるんですよ。全日本聾啞連盟の一九九二年九月の調査ですと、前回の参議院選挙の調査で、実施しているのは三十二都道府県なんです。おたく、十足りないんです。そのかわり内容がばらばら、もうてんでんばらばら。相撲の追い出し太鼓みたいなものです、これは。

私の手元にこういう資料があるんです。「九二参議院選挙政見放送ビデオ上映会」、自治省はこういうのがありますか。ないですね。

これによりまして、ひどい県がありますよ。たまたま総理が来たから、総理のところの熊本県はなんと三回総理はびっくりとするでしよう、熊本県は回数が十五回。それで、これを公費で負担するかしんかと言つたら、決算中というわけなんです。総理の出ている県でもこれですわ。

そうして、これを見てみますと千葉県なんというのはまるつきり何にもしてない。都合によりやらないというんです、答えが。どうしようもない。だからイバチバ選挙というんでしょうけれど

もね。それから滋賀県もまるでだめ。京都もだめ。京都なんというのは、本来ならばこんなことは普通だつたら率先して全国に先駆けてやらなきゃならない。京都は全然だめ。大阪もだめ、実施しなかつたというんです。それから和歌山県、これもだめ。島根、これもだめ。それから岡山、これもだめ。徳島もだめ。愛媛もだめ。高知に至つては選挙が認めないというんです。

自治省、どうにか出来ないのかね、こういうのは。耳の不自由な方々が自分たちも選挙に参加したい、だからこういう手段を講じているのに、選挙がそんなものはやれないなんてそんなばかなことを言うんですか。ちよつとこれは自治大臣、どう思ひますか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 下村委員にはおしかりばかり受けておりますけれども、私もこの表を見まして、かなり積極的に選挙管理委員会がビデオのテープを貸し出してやっているとあるところもあるのでもございますが、いざにしろ御指摘をいただきました問題、選挙管理委員会の連合体もございましてでそういうところを通じ、あるいは別のルートを通じて、各県、そして御要望があればできるようにならないのか、いろいろと研究させていただきたいと思ひます。

○下村泰君 ですから、佐藤自治大臣がおっしゃる通りに、公正かという公正じゃないんです、これは。しかも、自治体によってはこの貸し出しに対する費用を自治体で持つてくれるところもある。ところが、全然持つてくれないために聾啞者の皆さんが自分たちで費用を負担している、こういうものもある。こんなことで果たして公正というものが期せられるかどうか、これは問題だと思ひますよ。

政改担当大臣、今まで聞いてどうですか。○国務大臣(山花貞夫君) 今お話を伺つていまして、この資料、私もこの各県の対応というものがかなり違つておると。ちよつと表は別かも知れませんが、けれども、委員今御指摘の費用負担の関係等につきましても、例えはいろいろ謝礼の金額も

違つておれば実費負担しているかどうかも違つて  
いる。かなりばらばらで、しかし努力を始めてい  
るというところはうかがえるわけでございます。

今、自治大臣も答弁させていただいておりまし  
たけれども、こうした実態につきましては、なお  
自治省にも頑張つて調べていただくだけではな  
く、調査研究の方向としてはできる限りこれを広  
げ、ある程度内規、基準などについてもしつかり  
して、期待にこたえられるようにしなければな  
れないのではなからうかというのを、質疑を  
伺いながらこれを拝見して痛感しておつたこ  
ろでございます。

また自治大臣ともよく相談をして、前進するた  
めに努力を私もしていきたいと思つております。  
○下村泰君 何しろ手帳を持っている方は四十万  
いますけれども、この間も申し上げましたよう  
に、難聴者の方はふえていますから、ですから何  
百万という数になっているんですから、その方た  
ちが寄つて寄り寄り自分たちも選挙に対してい  
う真摯な一生懸命の態度をとっているのに、役  
所の方の勝手な判断でそれはだめだ、それは貸さ  
ないなんて言われたんじやこれはたまつたもの  
じやないと思ひますから、よろしくお願いしま  
す。

さて、昨年の八月十六日に、玉野ふいさんとい  
う方が亡くなりました、七十一歳だったと思ひ  
ますけれども、この玉野さんという方は、一九五  
八年五月に下の唇、それから舌の先端部に  
腫瘍ができてまして、言語障害によりまして身体障  
害四級の認定を受けました。その後、あご、それ  
からこめかみの骨を取り除き、マスクを常用する  
ようになりました。言語のみのコミュニケーション  
は困難な状態になりました。

その玉野さんが、一九八〇年のダブル選挙のと  
き、たまたま聞いた選挙の演説会である候補者の  
演説に胸を打たれて、この候補者の後援会の  
入会申込書の入った封筒を近所の九軒の家に配つ  
た。五十八歳にして初めて選挙運動をなさつたん  
だそうです。これが法定外文書頒布の違反に問わ

れ、検挙され、裁判となりました。配つてはなら  
ない文書があることを知らなかったんですね。そ  
して、言語に障害のある玉野さんにとつてできる  
唯一とも言える意思表示が許されなかったわけ  
です。こういう人は選挙運動をしてはならないとい  
うことになるんですか。昨年十月五日に最高裁は  
公訴棄却を決定して裁判は終わりました、この方  
は亡くなりましたから。

総理と自治大臣、これだけの説明では不十分で  
すわね。玉野さんという方は、お生まれになった  
家が貧しくて文字も書けなかった。当然筆談もで  
きないんです、文字を書けませんか。どんな障  
害についても言えることなんです、健康者の理  
解を超えた障害者の生活の背景を知らないという  
できない問題が大変多いんです。だから、本当に  
語り尽くせぬ差別やハンデイの中で生きてい  
るわけです、こういう人たちは。

障害によつて二次的、三次的な差別が生まれて  
くるんですけれども、そのことも踏まえまして、  
この事件をこのまま終わらせてはいけなかつた思  
うんですが、どういふふうにご受けとめていま  
なつたでしょうか。まず自治大臣から伺わして  
いただきます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 私が見解を申し上げる  
のはまことに難しい問題だと率直に言つて思つて  
おります。

公式的には、今御説明がございましたように、  
公職選挙法に問われた事件でございますけれども、  
も、これは三審だと思ひましたけれども、御本人  
は亡くなられたということでご訴が棄却になつて  
いるということでございます。

一政治家という立場で言いますと、これは私の  
全く個人的な意見でございますけれども、組織的  
にやられたということではないということで、こ  
こまで公選法というのには、取り締まる立場にあり  
ます警察庁を所管します国家公安委員長として  
言つていいのかわかりませんが、形  
態からいいますと、どちらかというと形式犯に非  
常に近い、実質犯ではないということからいいま

すと、配つた枚数も九枚というふう聞いており  
ますので、ここまで一つ一つあげつらうといいま  
しょうか、逮捕するということが果たしていいの  
か。これは何らかの格好で、注意なりなんなりと  
いうことで済ませることができる事件ではなかつ  
たのか、今、下村委員の御指摘の生活環境、生い  
立ち等々からそれを総合的に考えてみてもらう  
ではないかと。

ただし、あくまでも申し上げますが、国家公安  
委員長という立場、法律を守るべき自治大臣の立  
場での答弁がいかうかわかりませんが、政  
治家、また選挙法をずっとやってきた者からい  
ますと私はそういう感じを受けました。

○下村泰君 総理のお答えを伺いたいですけれ  
ども、時間がありませんので次に進みます。ま  
とめてお答えしていただければ幸いです。

今度、OH P、要約筆記の保障、これがどう  
いう扱いになっているかということなんですけれ  
ども、一九九一年七月の広島県福山市長選で選  
管からストップがかかった。百四十三条一項でア  
ドバールン、ネオン・サインまたは電光による表  
示、スライドその他の方法による映写等の類を掲  
示する行為が禁止されているので、候補者の話を  
シートに記入しスクリーンに拡大表示するOH  
P、要約筆記はだめということになったんです。  
自治省の選挙課は、はがきなどで候補者の政見を  
知る方法はほかにもある、現行法を解釈する限り  
はOH Pの使用は違反というコメントを出した。  
これには私は非常にあきれ返つて話にもならない  
んです。

例えば総理がこの間プロンプターをお使いにな  
りましたね。あのプロンプターというのは、総理  
がお話する自分の原稿が反射板に映ります。そ  
れをお話するんです。自治省、もしこの間の総  
理の使つたプロンプターを有権者の方に向けて、  
今ここに字が出ているとすると、その字が演説を  
する人も見える、それから今度は有権者の方にも  
見られる。この場合は違反か、この百四十三条に  
触れるのか。

○政府委員(佐野徹治君) 具体的なお話でござい  
ますのでこれはいろいろな角度から検討させて  
いただかないといけないかもしれませんが、公職  
選挙法の百四十三条では、選挙運動のために、ア  
ドバールン、ネオン・サインまたは電光による表  
示、スライドその他の方法による映写等の類を掲  
示する行為、これは禁止をする、こういう規定が  
ございます。

先ほどのケースにつきましては、これは具体的  
なケースでございますのでよく検討をさせていた  
だかないといけないと思ひますが、スライドそ  
の他の方法による映写等の類を掲示する行為は現  
行法では禁止されておるところでございます。

○下村泰君 時間が参りましたのでやめますけれ  
ども、総理、いいですか。先ほど申し上げまし  
たように、お年をとつた難聴者がふえています  
んです。その方たちは手話を覚えろといつたてな  
かなか覚え切れないんですよ。こういう人たちに  
つては、しゃべつていられるのを下で要約筆記を  
していきましてそれが映ります、それを見ること  
によつてわかるんです。ですから、これを要約筆記  
と言つていいわけですね。

そうすると、この間総理が使つたプロンプ  
ター、あれも条件からいえば有権者に対して同じ  
ことなんです。こういうことを違反だとかなん  
とかいふたら、これはいつまでたつてもこういう  
方たちに対しては選挙の公正は期せられないわけ  
なんです。

今までの私の話を聞いてくださつて、今の答え  
でどういふふうにご総理がお考えになりますか、そ  
れを聞いて終わらせていただきます。

○国務大臣(細川護国君) きょうのいろいろの御  
指摘もさうでございますし、先般の障害者を初  
めとして何らかのハンデイを持つておられる方々  
に対する配慮が欠けているのではないかと、こうし  
た観点から一連のお尋ねがございました。一々こ  
もつともなことだと思つて拝聴をいたしておりま  
す。  
先般も申し上げましたが、またきょうも両大臣

からいろいろお答えがあつたんだと思いますが、確かに技術的な問題もあるかと思いますが、そうした方々が安心して投票に行けるように、また積極的に政治に参加していただけるように、政府としても改めるべきところは早急に改めるように努力をさせていただきたい、こう思っております。

○角田義一君 委員長。

○委員長(本岡昭次君) 角田義一君。

○角田義一君 本委員会では……(発言する者多く、聴取不能……公職選挙法の一部を改正する法律案……(発言する者多く、聴取不能……提出します。

○委員長(本岡昭次君) ただいまの角田君の動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(本岡昭次君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

角田義一君提出の動議は、次のとおりである。  
本委員会が審査中の公職選挙法の一部を改正する法律案外五案について、一月十七日午前十時に公職選挙法を改正すること及び公職選挙法の改正等委員に一任することの動議。

一月七日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一六八七号)
- 一、政治改革関連四法案の廃案と真の政治改革に関する請願(第一六九一号)
- 一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一七〇七号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一七四号)

七四号)

- 一、小選挙区制導入反対に関する請願(第一七四号)
- 一、小選挙区制を取り入れた政治改革法案反対等に関する請願(第一七九号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一七二〇号)(第一七二二号)
- 一、小選挙区制の導入等反対に関する請願(第一七二二号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一七二三号)
- 一、小選挙区制の導入等反対に関する請願(第一七二四号)(第一七二五号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一七二六号)(第一七二七号)
- 一、小選挙区比例代表制導入反対、真の政治改革に関する請願(第一七五二号)
- 一、小選挙区制導入反対、民意を反映した選挙制度改革の推進等に関する請願(第一七五二号)
- 一、小選挙区制導入反対に関する請願(第一七五三号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一七五四号)
- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(第一七五七号)
- 一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一七五九号)
- 一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(第一七六五号)
- 一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一七六七号)
- 一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一七七三三三)
- 一、小選挙区制導入反対、民意を反映した選挙制度改革の推進等に関する請願(第一七七七号)

一、企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(第一七八九号)  
一、小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(第一七九一号)  
一、小選挙区制の導入反対に関する請願(第一七九五号)(第一七九七号)  
一、小選挙区比例代表制導入反対、真の政治改革に関する請願(第一七八九号)  
第一六八七号 平成五年十二月十六日受理  
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(十通)  
請願者 熊本県玉名郡三加和町東吉地一、三七四 高木始外九名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。  
第一六九一号 平成五年十二月十六日受理  
政治改革関連四法案の廃案と真の政治改革に関する請願(四通)  
請願者 千葉県四街道市亀崎二五五 池田 政雄外二千九百五十五名  
紹介議員 坂 正敏君  
細川内閣は、九月十七日、政治改革関連四法案を閣議決定し国会に提出した。その内容は、衆議院に小選挙区比例代表並立制を導入、政党に対し総額四百十四億円(国民一人当たり三百三十五円)の公費助成を実施、政党と政党の政治資金団体に対する企業・団体献金を認め、五年後に「寄付の在り方について見直す」などとしている。この政治改革関連法案は、海部内閣時代に国民の強い反対で廃案となった「並立制」の復活を図り、企業・団体献金を温存しながら国民の税金による多額の公費助成を行うなど、金権・腐敗政治の根絶、民意を正しく反映する選挙制度の実現を求める国民の期待を踏みにじるものである。取り分け、「小選挙区比例代表並立制」は少数意見を切り捨て膨大な死票を生み出し、第一党が四割の得票で八割

の議席を得ることが出来る選挙制度である。鳩山内閣・田中内閣・海部内閣などが回を重ねて提案しながらも、圧倒的な国民世論の反対に直面して廃案となってきたのは小選挙区制が民主主義の根本原則に対する挑戦であるからである。このことは、比例代表の数を若干増やしたり、複数の政党・会派が「統一候補」を擁立することによって何ら変わるものではない。細川内閣が提出した政治改革関連四法案は、民主主義の根本原則、議会制民主主義と国民の参政権などを踏みにじる選挙制度改革を国民の税金によって支えるという最悪のものである。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。  
一、政治改革関連四法案(公職選挙法改正案、政治資金規正法改正案、政党助成法案、選挙区画定審議会設置法案)を廃案とすること。  
二、政党・政治団体・政治家に対する企業・団体の献金を即時全面禁止とすること。  
三、現行選挙制度における定数不合理を速やかに是正すること。  
第一七〇七号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(五通)  
請願者 熊本県山鹿市鹿校通三ノ九ノ三八ノ七 福原清美外四名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。  
第一七四四号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 横浜市戸塚区舞岡町八五ノ二 清藤美智子外二千九百二十九名  
紹介議員 青島 幸男君  
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。  
第一七二七号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制導入反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区喜多見九ノ五ノ一

高橋優子外一万四千二百六十六名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第七一九号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制を取り入れた政治改革法案反対等に関する請願  
請願者 東京都台東区入谷二ノ三四ノ四セ  
トハイッ六〇一 飯田昌辰外一万  
三千二百七十二名

紹介議員 市川 正一君  
細川連立与党は衆議院政治改革特別委員会に就いて、十一月十八日衆議院本会議で、「政治改革」関連四法案（政府案を一部「修正」の上、採決を強行した。自民党との密室協議の産物である「修正」案は、小選挙区定数を二百五十から二百七十四議席まで拡大し、選挙期間を十四日から十二日に短縮、事前ポスターを規制するなど悪法を一層改悪した内容となっている。これらの連立与党は、先の総選挙で小選挙区・並立制導入を公約せず、社会・公明・民社各党に至っては四箇月前までは「民主主義を死滅させる」と反対していたものであり、このような行為は国民に対する重大な背信行為であると言わざるを得ない。小選挙区比例代表並立制は多くの重大な問題点が指摘されている。第一に民意を公正に反映させるといふ選挙制度の根本基準に反しており、第一党が得票率を大幅に上回る議席を独占し、憲法の国民主権と議会制民主主義に反する。「三％阻止条項」は少数政党や新しい政党の切捨て・排除につながり、国民の選挙権の平等に真つ向から反する。第二に、企業・団体献金をも禁止せず、「政党助成」で国民の税金を「強制献金」によって支持し、良心の自由を踏みにじるものである。第三に、政治改革の原点は金権腐敗政治の一掃であり、ゼネコン疑惑の集中審議と証人喚問などを行い、真相の徹底究明と腐敗防止策こそ直ちに行うべきである。それらを何ら実行せず選挙制度に問題をすり替える

ことは断じて許されないことである。そればかりか、細川首相がねらう「強力な政治」とは、消費税率のアップ、年金の改悪、米の輸入自由化、自衛隊の本格的海外派兵、憲法改悪など、国民に多大な犠牲を強いる政治を行おうとするものである。憲法・平和・民主主義・国民生活を破壊する小選挙区比例代表並立制は断じて容認できない。ついで、次の事項について実現を図られたい。一、小選挙区制を取り入れた「政治改革」法案を直ちに廃案とすること。二、金権腐敗の根源である企業・団体献金を直ちに禁止すること。

第七二〇号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 川崎市高津区上作延三三〇ノ六ノ  
二三八 田口渥外二万八千四百三  
十一名

紹介議員 有働 正治君  
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第七二二号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 大阪市淀川区三國本町二ノ一八ノ  
三四 藤原登外五万五千八百六十  
七名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第七二三号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 神戸市西区榎野台二ノ二二ノ二  
堀良雄外一万二千二百二十四名

紹介議員 藤澤 弘君  
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第七二三号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 鹿児島県曾於郡志布志町安楽二一

五ノ三 樋口晃外一万六千九百十  
一名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第七二四号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 神奈川県相模原市二本松一ノ一  
一 高橋貞雄外二万九千二百四十  
八名

紹介議員 高崎 裕子君  
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第七二五号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 大阪府豊中市宮山町三ノ三ノ二一  
田畑康子外二万三千七百七十名

紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第一二〇号と同じである。

第七二六号 平成五年十二月十七日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 福岡市東区奈多二ノ三ノ二 今  
林純子外六百八十一名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第七五〇号 平成五年十二月二十日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願  
請願者 北海道登別市若山町二ノ四三ノ四  
四 中西和子外三百五十九名

紹介議員 小川 仁一君  
この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第七五一号 平成五年十二月二十日受理  
小選挙区比例代表制導入反対、真の政治改革に関する請願  
請願者 東京都町田市南成瀬六ノ二ノ一八  
上田佐紀子外九名

紹介議員 矢田部 理君  
政府は、小選挙区比例代表並立制導入を柱とする政治改革関連四法案を国会会期を長期延長してまで、強行成立させようとしている。しかし、同法案には多くの問題があり、私たちは反対である。小選挙区比例代表並立制は膨大な死票を生むばかりでなく、三％条項によって、少数政党や無所属議員を切り捨て、女性やマイノリティを国政から締め出すことにつながり、日本の議会制民主主義の根幹を揺るがすおそれがある。選挙制度の改革は民意を正しく反映し、多様な意見や少数者の存在を最大限認めるものであることが、最低限のルールであり、国民合意のための慎重な議論と、十分な理解の上に立つて行うべきものである。私たちは、小選挙区比例代表並立制導入に反対し、真の政治改革を求める。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、小選挙区比例代表並立制は導入しないこと。  
二、金権腐敗政治の源となっている企業・団体献金の禁止、汚職議員の追放を盛り込んだ腐敗防止法の制定を最優先とすること。

第七五二号 平成五年十二月二十日受理  
小選挙区制導入反対、民意を反映した選挙制度改革の推進に関する請願  
請願者 北海道室蘭市天神町一八ノ一七  
村田宏文外二百九十四名

紹介議員 小川 仁一君  
政府は、政治改革の名の下に、今国会で衆議院の選挙制度の改革として、小選挙区制を導入しようとしている。国民の圧倒的多数の金権腐敗政治の根絶を求める政治改革には、積極的な姿勢を示さず、選挙制度の改変で問題をすり替え、国民世論をかき回そうとするものである。民主的な選挙制度の在り方の最も基本的なことは、公平な民意の反映である。小選挙区制は、民意が反映されないばかりか、政党政治そのものを消滅させる危険な制度であり、正に議会制民主主義の危機とも言うべきものである。この選挙制度を許すならば、金権

腐敗政治は温存助長されるばかりではなく、憲法改正、国民世論の圧殺、軍国主義化、海外出兵という反動政治への道を開くものとなることは明白である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、国民世論を無視した小選挙区制の導入は行わないこと。

二、民意を正しく反映した選挙制度の改革を推進すること。

三、金権腐敗政治の根絶を目指す政治改革を推進すること。

第一七五三号 平成五年十二月二十日受理  
小選挙区制導入反対に関する請願

請願者 東京都調布市深大寺東町六ノ三二ノ一四 宮澤弘美外二百名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一七五四号 平成五年十二月二十日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区北花山寺内町五九ノ三〇 山本富造外四百九十六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一七五七号 平成五年十二月二十日受理  
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 川崎市多摩区枳形五ノ二二ノ九 立沢和美外一名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七五九号 平成五年十二月二十日受理  
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(五通)

請願者 熊本県牛深市牛深町二、七二六ノ一一 矢田親外四名

紹介議員 紀平 悌子君  
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一七六五号 平成五年十二月二十一日受理  
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大宮市日進町二ノ一、六〇四 岩田友和外一名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七六七号 平成五年十二月二十一日受理  
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(五通)

請願者 熊本県牛深市牛深町一三 岩崎光正外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一七七三号 平成五年十二月二十一日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 和歌山県海南郡美里町養津呂六一六ノ一 浦和美外二万七千六百七十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一七七七号 平成五年十二月二十一日受理  
小選挙区制導入反対、民意を反映した選挙制度改革の推進等に関する請願(二通)

請願者 北海道勇払郡厚真町字本郷二二〇ノ五 紺屋勝美外千二百八十一名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一七五二号と同じである。

第一七八九号 平成五年十二月二十二日受理  
企業・団体等の政治献金の禁止等政治資金規正法の改正に関する請願(五通)

請願者 福島県会津若松市門田町一の堰三

四三 佐藤真里外四名  
紹介議員 紀平 悌子君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七九一号 平成五年十二月二十二日受理  
小選挙区比例代表並立制導入反対、企業・団体政治献金の完全禁止等に関する請願(五通)

請願者 熊本県牛深市牛深町一、五二七ノ四 川口研外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第一七九五号 平成五年十二月二十二日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 高知市日の出町八ノ四二 小松功外一万七千三百五十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一七九七号 平成五年十二月二十二日受理  
小選挙区制の導入反対に関する請願

請願者 横浜市港南区野庭町六六六ノフノ三ノ一〇五 小島カツ子外二千四十三名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一七九八号 平成五年十二月二十二日受理  
小選挙区比例代表制導入反対、真の政治改革に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台五ノ三ノ一 出海良枝外十一名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第一七五二名と同じである。

第八号中正誤

ベジ 段 行

七 四 元 久しく

〃 〃 一 転

元 二 〃 あるべきかは、

元 三 〃 のがねない

誤

親しく

一点

あるべきかは、

のがねない

正





平成六年二月三日印刷

平成六年二月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局